

様式第 1 号

会 議 録

会議の名称		平成29年度第 2 回つくば市行政経営懇談会		
開催日時		平成29年 7 月24日 開会13：30 閉会15：40		
開催場所		つくば市役所 2 階 防災会議室 3		
事務局（担当課）		企画経営課		
出席者	委員	石塚 敏之，上田 孝典，江藤 睦，垣花 京子，小玉 喜三郎，小濱 裕正，中村 紀一，古久保 みどり，堀 賢介，柳瀬 敬		
	その他			
	事務局	神部政策イノベーション部長，飯村政策イノベーション部次長，片野企画経営課長，大越企画経営課長補佐，会田係長，内田主任，大友主任，和田主事		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	2 人
非公開の場合はその理由				
議題		(1) 第 1 回懇談会における御意見等について (2) 指針の骨子案について		
会議録署名人			確定年月日	平成 年 月 日
会 議 次 第	1 開会 2 議事 3 その他 4 閉会			

事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成29年度第 2 回行政経営懇談会を開会いたします。

様式第 1 号

なお、本日、根本委員、溝上委員につきましては、欠席の連絡をいただいております。

それでは、早速ですが、議事のほうに入りたいと思います。進行は中村座長にお願いしたいと思います。

中村座長、よろしくお願いします。

座長 本日は、お暑い中、出席いただきまして、どうもありがとうございます。た。

本日の予定を申し上げます。議事次第にもありますように、議事は二つありまして、第 1 回懇談会におけるご意見等について、2 番目に指針の骨子案についてということであります。

第 1 回の懇談会における御意見等についてというのは、資料 1 にまとめられているわけですがけれども、また、もしもこれを確認すると同時に、どうしても入れてもらいたいような意見があれば、また説明を聞いた後に聞かせていただくことにいたしたいと思います。

それから、それをもとに指針の骨子案について、私もちょっと加わって、勉強会みたいな形でまとめたものが資料 3 にありますので、これについて議論することになります。

本日の会議ですけれども、15 時 30 分ぐらいを終了予定として進めていきたいと思いますので、皆さんの御協力をいただければと思います。

また、会議の公開、非公開については、既に第 1 回資料、及び会議録公開されておりますし、本日も原則公開ということで進めたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 次に、本日の配付資料について確認をしたいと思います。

事務局のほうからお願いしたいと思います。

事務局 それでは、お配りしてあります配付資料の確認をさせていただきます。

様式第 1 号

【資料確認】

座長 ありがとうございます。皆さん、資料全部ございますね。

それでは議事に入ります。

会議に先立って、委員の皆様には事前に資料をお送りされておりますから、内容をご覧いただいているとは思いますが、私はパソコンを見るのは苦手だし、それから厚いので全部読み込めていないかもしれません。ということで、まず資料の説明を事務局のほうからお願いいたします。

事務局 （資料 1， 2， 3 に基づき説明）

- ・ 資料 1 第 1 回つくば市行政経営懇談会における御意見等
- ・ 資料 2 つくば市における市民参加一覧
- ・ 資料 3 （仮称）市民参加推進に関する指針 骨子案

座長 ありがとうございました。

ここからは委員の皆さんの意見をいただきたいと思いますので、第 1 回目は非常に拡散していろいろな話を、市民について、市民参加について議論したわけですが、少しずつまとめていく段階で議事を進めていきたいと思っております。

まず、市民の意見のまとめ、これについて、何か御質問や御意見ございますか。あるいは特にこれを足したほうがいいんじゃないかというようなところなんですが。

委員 ちょっと確認です。

市民とは何かというところで、市内に在住している個人を中心として、市内に在勤、在学する個人のほか、別に住民でなくてもいいということを意味しているわけね。

座長 そうですね。

委員 そうということですね。わかりました。

座長 よろしいですか。どうぞ。

様式第 1 号

委員 資料 1 の12番の審議会等への市民参加（市民公募委員）に関する規定により、取組が滞ることがないようにすべきとあるんですが、この取組というのはなんですか。

事務局 これは、イメージしているのは、実際に市民公募をやらなければいけないと、要は市民の方がすべからず審議会なり会議体に入っていなければならないということで、公募を必ずやらなきゃいけないというような規定にしていると、なかなか集まらないとか、必ずその過程を踏まなければいけないというスケジュールが少し遅れてしまう可能性があるということが伝えたいところです。市民を広く捉えていることもございますので、区長さんが代表で入っていることもあれば、市民の代表としてどこかの団体が入っている、そういった場合も市民とみなしてやっていくなどの例外規定みたいなものを、ここに位置づけてもいいのではないかと、必ずしも公募で出てきた市民を入れなければならないという整理にはしないほうが望ましいのではないかなということを記載しているところであります。

委員 わかりました。その審議会とか協議会、あるいは懇話会、懇談会、いろいろありますよね。中には専門的なこともあって、市民の公募という形の参加が適切かどうかというのはまた別の判断ということですよ。というふうに私は理解しているんですが。

それと、この取組が滞るという、取組というのが行政上のスケジュールとか、行政を進めていく上で取組が滞るということであると、ここの会議の本来的な目的でもあると思うんですが、行政を効率的に行おうとすれば、市民の意見を聞いていると間に合わないとか、それからいろいろな意見が出たときに取組ができないというふうにと取組を考えると、やっぱり市民参加というのが逆に滞るという原因にもなると思うんですよ。ですから、その辺、ちょっと二つのことが、取組が滞るという意味に入っているような気がするので、ちょっと分けて考えたほうがいいかなと思います。

様式第 1 号

座長 ここで議論が非常に伯仲してなかなか意見、議論もまとまらないで、それを行政側から見れば滞っているけれども、この中は充実しているということもあり得るわけです。だから、文章を少し変えたほうがいいかもしれませんね、取組が滞るという。今、聞いてみれば、市民公募を必ずしもやる必要がないものもあるしという、そういう全体はやらなきゃいけないと、まず基本的な取組ができなくなると言っているんだろうと思うんです。

これ文章、工夫してわかりやすく、おっしゃったようなことが生かされるようにしたいと思います。説明聞くとわかるんですよ。

事務局 市民参加によって滞るという意味ではございませんので、その辺、表現が少しわかりづらい部分があったと思いますので、修正したいと思います。

座長 そのほかに何か御意見。どうぞ。

委員 市民参加の状況一覧というのをいただいて、これ 1 番と、2 番から以下の市民参加の状況というか、役割みたいなものがすごく違うんじゃないかなというふうに思ったんですね。だから、実施段階という、実施、市民参加といったときに、1 番の市民参加の市民が参加するという役割と、2 番から 10 番の役割とはかなり違うんじゃないかなと思ったんです。

それから、資料 1 の市民とはというところで、すごく丁寧に説明を加えていただいたんだけど、結局、市の行政に携わる人以外が本当は市民なんじゃないかなと思ったので。市をよくしようとする住民、住民じゃなくてもいいんですけど、要するに今回の場合というのは、やはり市の行政側の人じゃない人が市民なんじゃないかなと思ったんです。こんなに丁寧に、書いたほうがわかりやすいのかもしれないですけども、いろいろ書くとかえってわかりにくくなる場合もあるかなというふうに思いました。

前回は、本当に何を議論しているのかがよくわからなくて、一生懸命今回勉強させていただいたんですけども、市民というのは、もともと行政側と市民という形になるんですよね、こういう場合の市民参加。だから、行政側

様式第 1 号

が何かしようとしたときに市民がいるんですよね。だから、余り丁寧に全部分けて書いてありますけれども、ここまでしなくても、ここにこういうときに市民とはと書くときに必要がないんじゃないかなというふうに思ったんですけれども。

入っていないのがあったりとかして、かえって。行政側の人は除くというふうに下に出ているので。

座長 まず 1 つ目の問題については、何かございますか。1 の審議会、参加実施状況一覧の 1 とそれ以外のところと少し性格が違うんじゃないかというところ。

委員 ちょっと脱線させてもいいですか。

座長 いいですよ、どうぞ。

委員 資料、簡単なものを作ってきたんです。

座長 今のと関連がありますか。

委員 全体的にです。全体的に認識をすり合わせしたい、前提条件の整理をしましたので、5 分以内で終わるようにします。

座長 それでは、それ皆さんよろしいですか。それでは。

委員 私の質問ともしかして関連されるかもしれないので、その前に私の個人的な。

実は先日、議事録等送られてきたときに、メールで、ちょっと意見という形でメモを出したんですけれども、それは別に委員会の当日言ったことではなくて、やっぱり何となくちょっとわからないよねというところがありまして、ちょっと違和感を感じるというようなメールを出したんです。

要は、この行政経営懇談会、私何年間かやっておりますもので、どちらかというと P D C A の中の C の部分ですね、チェックの部分、評価。つまり、行政が効率的に、本来の目的である市民、先ほどのサービスを受ける側の市民に対して、ちゃんと行われているかと。最終的には、結果的に、多少滞っ

でもサービスが満たされればいいわけですがけれども。先ほどの運動公園の話もそうですけれども、何かああいうことが起こらないようにするのが本来効率的な行政経営だとすると、途中のチェックをここで評価しているか、ここは外部委員会ですから、あくまでも外部意見として言っているかということできたものですから、ここで言っている指針というのが、本来、今日立派な報告書をもらっていますけれども、自治意識というか、市民の自治という基本的な指針が既にあるわけで、それが十分に行政の中に反映されているかどうかをチェックすると、どの程度反映されているかをチェックすると、例えば先ほどのスポーツ公園なんかの場合でも、どの段階でどの程度反映されたのかをチェックするという機能として、ここが存在していると思っていたものですから、今回作る指針というのは、評価の指針を作るんですかということちょっと質問したんですけれども、そうじゃなくて、そもそも市民参加の基本条項みたいなことをここで指針と言っているのだとすると、それはこの委員会ではなくて、もっと本当に市民の方々が集まって作らないとおかしいのではないかというような質問を、私の個人的な違和感かもしれないけれども、質問しました。

ということで、今日もこの指針について出てきますけれども、もしそうだとしたら、基本的に市民とはなんていう議論はここでは不要でして、もうそういうものが基本的にあるわけだから。

委員 自治基本条例、できていないです。

委員 だから、そうなんですね。だから、今日見て、こんな23年にこんな立派な条例ができていて、何でああいうことが起こっちゃうのかということ自体が。

委員 条例成立していないんです。

委員 だからこそ、ここで評価委員会で、条例がなぜできなかったんですかということがアドバイスすることは、この委員会の役割だけれども、ここで条

様式第 1 号

例あるいは何かをプランニングするのが、ここの委員会の役割じゃないんじゃないかなと思ったものですから、ちょっと違和感がありますねという質問を出したんですが、そのことともしかして、今これから全般的なご質問をされるということで、関連するかもしれないので、ちょっと私の意見だけ申し上げます。

座長 どうもありがとうございます。

その辺のところもまとめなきゃいけないという中で議論しなきゃいけないので、取り上げたいと思います。

それでは、お願いします。

委員 2種類の資料を配らせていただきました。A4横長とA4縦長です。横長の論点整理という観点で、今回、事務局が議事録を詳細にまとめていただいています。一般市民が見たときにあれだけのボリュームの議事録を読み込むのは、相当至難かなと。ストーリーも見えないということで、私としては会議の論点を整理して、どういうテーマでどういう議論をして、何が決まって何が次に持ち越されたというのが見えたほうがわかりやすいかなと。その上で、再度引っかかったら議事録を読むというふうなイメージで。このA4横長は、基本的に文字ベースですので、私が第1回の懇談会で感じたことをそのまま私見としてまとめています。文字ですから、読んでいただければ結構ですので、後でもしお時間がありましたら読んでいただいて、もし御意見等がありましたらお聞かせいただければということで、これは省略をいたします。

縦長のものは、私が今、見えている市民参加の前提になる景色みたいなものをちょっとまとめてみました。

まずページ1、論点整理の観点から、一番上というのは、1955年以降、つくば市が現在に至るまでの人口を基軸にしてイベントを絡めてきて、こんなふうになちができてきたというイメージです。これは事実だと思います。

様式第 1 号

次に、1 ページ目の1963年の閣議了解から万博、合併、TX沿線の開発、開業開発、こういうふうな社会現象があって、今のつくば市が存在しているという認識をまとめてあります。

下の段、2 ページ目。ここはその裏づけとなった市の予算はどうなっているんだというのを決算ベースでまとめたもので、よく歳出の議論をされるんですが、私は歳出と同時に歳入の議論がとても大事で、ここに見えているのは、一般会計の決算額に対する一般財源、自治体が自由に使っていいよと言われているお金と、その中に占める税です。市税です。これが右肩上がりに伸びてきているということですね。この中で、民意がどのように反映されたかというふうなことも私の中では少しイメージとして膨らせたいなと思っています。

3 ページ目になります。これは先ほどちょっと意見あったかもしれませんが、既につくば市では、市民協働の概念が整理されていまして、中央の四角は①から⑤になっていまして、一番左側が市民主体の行動範囲ということで、一番右が行政の行動範囲、その間の三つが②、③、④と上の配分で位置づけになりますよと、こういう概念の整理が、つくば市は既に市民協働という中で整理をして、今現在、議論がされているということです。

下の4 ページ目、ステークホルダー、関係者はどういうことなんだろうという、それをまとめたものが4 ページ目の右側の丸の、輪っかに市民がいますけれども、それを囲むようにして関係者が並んでいるということで、これがつくば市の今の市民協働の考え方という理解を私はしております。

めくっていただいて、5 ページ目。これは平成25年に財団法人地方自治研究機構というところが全国の635団体を対象にアンケート調査をし、200ページに及ぶボリュームの報告書があったんですけれども、この中で、中央にある輪っか、長円形の左から住民活動領域と共同活動領域と行政活動領域。このレポートでは、右側の行政活動領域を調査対象にする。いわゆる市民活動

様式第 1 号

の領域と考えますよという提案をして、レポートが書かれています。我々も前回から今回にかけて、ここの部分の議論は、できたら共通の認識をどこかで持つことが、議論が収束に向かうかなということで、若干前回の議論でその絞り込みが私の中でできなかったんで、少し例示をいたしました。

それから、6 ページ目。その下は、つくば市を人口の増加要因、状態から見ております。これはいわゆる人口動態なんですけど、平成21年の落ち込みは統計的なマジックだと思います。これは実は落ち込んでおらずに、統計の視点が違うため、こういうあらわれ方をしていますが、ここでは右肩上がりで人口増加の中で編入増と出生者数、この増加要因が上回っている、あるいは際立っている。そして、死亡は出生を、転出は転入を下回っている。これが結果として人口増になっている、暗にそうした事実のみが表現できればいいと思っております。

次の7 ページ目。これは2015年の最近の国勢調査の結果なんですけど、前回と今回の国勢調査の中で、茨城県内44市町村の中で人口の増減を表したものです。つくば市が突出して1万2,000人を超えて増えているという事実が、一つここにあると。これは県内の43自治体に対して、大きく際立っているという認識を私は持っています。

次の8 ページ。これは平成28年中、1月から12月までの動態状況、人口の動きをポイントにしまして、縦軸には社会増減、横軸には自然増減、社会増減というのは編入転出の差、それから横軸の自然増減は出生死亡の差、つくば市は590人が自然増、社会増で2,782名、これも他の自治体と大きく異なっているということを表現したいということで追加しました。

次の9 ページです。ここは、平成26、27、28の3カ年の人口動態です。中央部分、赤い点線で囲んである部分が、左側から26年、27年、28年の転入の部分プラスです、転出はマイナスですので下に置きました。この結果、単年度で2万6,000人から2万8,000人近く、人口の1割を超える規模で、毎年

様式第 1 号

つくば市は市民が移動しています、変わっています。これは、市民参加を考えていく上で、一つ何か理解をする必要があるだろう。毎年 1 割以上の人間が、市民が変わっていく、変化をし続けるまちという意味でこの資料はつくっております。

それから、10 ページ目は、今は定住人口を見ましたけれども、下は交流人口ということで、昼夜間人口、昼間と夜の人口、流れ出し、流れ込み、TX 沿線開通したとき、ストロー現象で多くの人が都内へ行ってしまうかなということを想定して心配しましたけれども、結果としては流入もあると。勤務とか学校とか、そういうことでプラスになっている、いわゆる交流人口も増加している、ただトレンドは少し収縮しているかなという状況です。

次に、11 ページです。私が見ている市民参加の中の最も基本的なものは選挙だと思うんです。この選挙が、ここにあらわれているように、市長選、知事選、国の選挙は比例の衆議院だけ、それから 1 回だけですが住民投票。この率がつくば市の現状。我々が市民参加を一生懸命議論していく中で、実は 50% をちょっと超えるぐらいしか参加していない。それが選挙だからしないのかどうかという議論は置いておいたとしても、現実はこの状況になっていると。

さらに 12 ページ。これは前回事務局が、市民参加の例示団体として幾つか挙げていただきました。その団体の直近の首長選挙をポイントにしました。輪っかの大きさは有権者数、当日有権者数です。それに対して、投票率は中の数字です。これはつくば市とよそを比べると、意図は特段ございませんけれども、一応見てみるとこういう状況に置かれているのかなということです。

一応、私こういう観点でつくば市の現状を見た上で、これから皆さんと市民参加の話をしたいということで、よろしくお願いいたします。

座長 これあれですね、ページ数がこの 1 段。途中からだんだんだんだんと追いついていかないと思ひまして。

様式第 1 号

こういうところをベースに考えてということが出たわけですけども、これも一応念頭に置きながら議論を進めていきたいと思います。

委員 さっき委員のほうから、市民参加実施状況で、1 番の審議会と懇談会というのと 2 番以下が違うのではないかという御意見がありましたが、それについてちょっと考えたのは、市民はいろいろな機会に意見を言いたいわけですよ。あるいは意見を持っている方は意見を言ったり、聞いてほしいということがあったりするんですが、それにはいろいろな機会がありますよというのが 2 番以下だと思うんです。1 番は、行政のほうが市民に聞きたいというスタンスの違いではないかと思うんですね。そうしますと、言う側の問題ではなくて、聞く側の問題というふうに私は考えるんです。

委員 市民がですか、行政。

委員 いいえ、市民の言い方の問題ではなくて、行政のほうの聞き方の問題ではないかと思うんです。そうすると、市民は、いろいろな機会にいろいろな形で意見を述べていいわけです。パブリックコメントじゃないと行政について意見を言えないというのは、それは逆に制限していることなので、おかしくて、いろいろな形で意見を言いたいんだけど、その聞き方の問題なので、行政の側からの。なので、そうすると 2 番以下は、みんないろいろな形で市民の意見を聞きますよという、いろいろな形で言ってくださいという聞き方の問題のような気がします。

ですから、これずっといろいろな手法ありますけれども、市民の意見を聞くという面では大きな一くくりにしているんじゃないかと。

委員 1 番は役割として、もう少し行政がやることをチェックするという立場で意見を、もちろん意見を聞いてくださるんですけども、参加する側が自分の意見を言うだけじゃなくて、意見言うんですけども、市がやろうとしていることに対するチェックをしようという感じで参加していると思うんですね、この 1 番に対しては。

様式第 1 号

委員　そうですね。第三者機関というか、オンブズマン的な意味を含めて 1 番。

委員　2 番から 11 番は、それぞれ参加する人たちが、自分たちもすごい興味があって一緒に盛り立てていくための実行とか計画ではないかなというふうに思ったので、ちょっと違うんじゃないか。チェック、役割が違う、1 番から 2 番以下の市民参加という立場というか役割が違うんじゃないかなとは思っています。

委員　市民と行政との関係で、レファレンダムというのとイニシアチブという、二つの大きな方向性の違いがあるわけですね。イニシアチブというのは、市民が意見を言うという、レファレンダムというのは、行政のほうがこれでいいですか、どうでしょうかねという形で提案して、それについて意見を言う。その二つの方向性の違いだと思うんですね。だから、もうちょっと専門的になると、第三者委員とかオンブズマン的な役割も当然必要になってくるんじゃないかなと思います。その二つの方向性が見えているかどうかというか。

座長　この 1 から 11 までのこの分類は、どういう形で決められているわけ。

事務局　これで決めているというわけではなくて、他市の指針等で例示されているものを拾い上げてきたものでございますので。

座長　例えばほかでもこのような分類をするの。

事務局　このような記載で書かれているところもございますし、少し違う名前でも書かれているところもございます。

我々の今回、指針を作っていく上では、そういった段階が違うんじゃないかとか、市民の関わり度合いが違うんじゃないかとかいったところももちろん記載はないので、その部分は踏み込んでいきたいというところもございますし、もちろんこの 11 に限るつもりではなくて、新たな市民参加の手法として、こういうのをやっていけばよいというのがあれば、そういったところも例示していったら、今後、そういうことを組み合わせていけるように指針をまとめていきたいと考えています。

様式第 1 号

委員 資料 2 はよくできていると思います。一番左のカテゴリー分類にも特になかったんですが、もっと見やすくするのは、項目をマトリックスのようにして、PDCA、もう少しステップごとにどこに機能する役割ですって見せ方すると、とても私たち見てわかると思うんです。これ平面的になっちゃっているんで、例えば P 段階、D、C、A、もしくは複数でというふうに見せておくと、この住民参加の手法というのは、どこでどういう有効性が見えるかなという気はちょっとしました。

委員 参加状況一覧というのは、それぞれいろいろなチャンネルで市民が参加しているのは全然構わないことだと思うので、参加の形がさまざまであるということに関しては問題ないかと思うんですけれども、実施段階の計画立案であったり、企画立案・計画段階、確かにチャンネル的にはその段階でやっているであろう、計画が完全に固まる前にやっているであろうと思うんですが、大体どこへ行っても既に原案ができている状態で市民参加が行われて、いろいろな意見を述べるんですけれども、それに関して説明はされるんですが、それで大体納得することは余りなく、結果として余り検証されることなく、市民の意見が十分に生かされている感じを得られたことがないんですね、今まで。なので、これだけ見るとすごく立派にやっているなという感じがするんですけれども、後のほうのパブリックコメントの手続で、意見が変更されたものに関して修正箇所数とか出ているんですけれども、意見は 4,800 件出ている中 300 件しか直っていないとか、内容に関しては、これではわからないんですけれども、誤字であったり、そのものを訂正しただけで修正しましたよと言われているような気がして、何度もパブリックコメントを出した身としては思う部分があるんですね。なので、そういったところの不満感がないように指針をきちんとしておかないといけないかなと。要するにフィードバックが今のところ不十分なんじゃないかというふうな気がしています。

座長 論点というか、整理しますと、一つはかなり根本的な問題ですよ。要

様式第 1 号

するに、ここでは指針を出そうとしている場合に、あえて言えば行政の効率性
というか、能率性という数量的なものよりも、効率とかそういうのを入れる基
本的な指針として市民参加というのは重要だというような観点からじゃないと、
説明しにくいというのがありますよね、行政経営懇談会。今までやってきた仕
事との連続性でいうと。

委員 そうなんです。少なくとも今まではね。これから変わるというのなら変
わるでももちろんいいんですが。そういう意味で。

座長 それが一つですね。ただ、行政経営懇談会はこれで行こうというふうに
一応引き受けたものですから、そういう意味で言うと、能率の質的評価とい
うのはおかしいけれども、この市民参加というのをきちっとやっていけば、
全体として経営能率も上がっていくことになるんだよと。例えば三里塚なん
かは今でも紛争が絶えないような中で行われている。そのきっかけになって
いるのは、やっぱり入口のところできちんと住民の意見を聞くということを
やらなかったから、そういうのもあるわけで、そういう意味で言うと、かな
り質的な、基本的な仕事をやっているということが一つあると思います。

もう一つ、やっぱりつくば市の現状を踏まえないと、市民参加の指針を出
してもというのがあって、僕はつくば市の一つの特徴というのは、非常にほ
かの人口も含めて、ほかの都市というのは、大体今停滞していつているのに
対して、まだダイナミックに動いているところだと思うんですけども、そ
ういうものがどういうふうに盛り込めるかということ、この中になるんだろ
うと思うんですけども。とにかく、今出てきただけでは大変ですね。

委員 今、まとめていただいたとおりで十分だと思うんですね。少なくとも今
までのこの委員会でも、最終的には市民サービスが本当に結果として効果的
だったのかどうかを評価するということだったので、決して年度単位で予算
がうまく使われているかどうかという話ではないんだよということを再三、
毎回市民が参画しないとだめですというような形でやっていましたので、も

ちろん行政サービス、直接的だけじゃなくて、市民自身のいろいろな活動を補助するという、共助というんですか、自分たちがやることもサポートすることも行政の一部ですよということでやっていましたので、そういうことがちゃんと行われていますかというようなことも評価してきたんですが、要は、最終的な意味での市民サービスが本当に結果的に効果的であったかどうかということの評価したりというための、そのためには市民が参加することは前提であって、だけれども、それが、例えばパブリックコメント、今もおっしゃられましたけれども、パブリックコメント何通ありましたと、そういう話ではないんだよ、それが本当に反映されたのかどうかということ、あるいはパブリックコメントというのは大体反対意見が多いんだと、賛成意見のパブリックコメントが少ないんだと。それはもう評価できないんだということでは、パブリックコメントが本当の意味で機能したというふうにはならないわけですね。そういうことを本来はこういうところでチェックされていなければいけないものだったろうと思うんですが、そういう意味の、要するに参加あるいは反映を評価する指針をここで作ろうとしているのかということだと、基本的にはそのためには市民参加とは何かということから、基本から議論しないといけないかもしれませんが、最終的な仕上がりというのは市民参加の程度を評価する指針を作るんだということであるというなら理解できるんですが、そうなのかなということで、ちょっと前回よくわからなかったもので、もともと議論されてしまったので、せっかくここにも住民自治条例の原案みたいのがあるから、むしろそういうベースに議論に則って評価の指針を議論したのがいいのかなという感想を持ちました。基本的な考え方として。

座長 今、基本的な問題が二つほど出していただいたんですけれども、僕なども実際には協働ガイドラインがあると、途中までできているとはいえ自治基本条例があると。その上に市民参加という、どこのところに絞って、独自性

様式第 1 号

を出しながら指針をまとめるかというのは大変難しいんですよね、実際には。

委員 その辺のちょっと位置づけがよくわからなかった。基本条例，自治基本条例はまだ制定されていないということで，これは横に置くとして，そもそもつくば市の協働ガイドラインは存在して，今も生きているわけですよね。それと，新たにやっていく市民参加推進に関する指針というものの位置づけというか，関係性というのは，どう位置づければいいんでしょうか。

委員 ざっとそのガイドラインも斜め読みしているところであるんですけども，やはり，よりやや抽象論が多いかなという気はしているんですけども，根本的な問題としては市民がどう政治に関わっていくかということのをうたっていくものではあると。この指針がよりさらに進んで具体的にどういう場面にどういう関わりをするんだというようなところまで進むのであれば，位置づけは明確になるかなと思うんですが，現状だと，どちらかという大きなスタンスを指針で示していて，今いろいろあるつくば市のパブリックコメントの手續，これは要綱ですよ，恐らく。要綱であつたりとか，あとこれから作られるであろう大規模な施設をつくる時にどう考えるかというような指針，あとは審議会にどう市民参加させていくかというようなあたりをぶら下げていって，全体図を見るようにしていくことなのかなと思うんですが，ちょっとその協働ガイドラインがぼこっと宙に浮いちゃうような気もしていて，仮に今回，市民参加推進に関する指針をいわば一番上，上位概念というのではないと思うんですが，一つ横断的に市民の参加を考えるというものにとすると，ちょっとそこをどう整理されているのかはどうなんでしょう，私も理解したくてちょっと質問したかったんですけども。二つの関係性というんですかね。

座長 資料 1 ありますね，資料 1 の別紙のところで，市民ニーズの段階と充足主体というのがありますね。公・共・私の役割分担，そういうので，恐らく下の丸でなっているところは市民協働というか，行政との協働というより市

民相互が共同していく領域になるんだと思うんですね。上のほうの部分が行政と協働していく領域を僕の中では表しているのかなと。モードとして見ていくと、この中でもどちらかというと、公の領域、一番いい組み合わせは自分のことは自分でやり、近隣のことは近隣で解決し、行政は行政で解決していくと。だから井戸の水がある時代は井戸水で自分のうちで解決できたけれども、今は水道になれば、水道は本人では到底できないわけで、教育も整えばやっぱりこっちの上のほうがやっていくことになります。こういう形で、最も理想的には分けられればいいんだけど、なかなか分けにくいし、それから協働性、例えばコミュニティだとか地域共同体みたいなものが崩れてくれば、どうしても私的な不満も行政側に出てくると断れなくなる。理想は崩れて、こちらの側へ、上のほうにみんな行ってしまう、全部行政に任せてしまうということになれば、今度、高度行政管理国家とか、いわゆる行政国家と言われていることになるし。今度政府が全部そういうことをやめて、規制緩和で自由にやりなさいと言えば、全部、私的な自由は謳歌できるけれども、格差社会が出てくるとい、そういう風になってしまう。

一番理想的にはこの三つなんだけれども、この三つが截然と分かれているわけじゃなくて、丸いところ、もしも、あえて挙げれば、協働はどちらかというとこっちのコミュニティとが共同体に近い部分で、協働図といっても、例えば運動公園とか例示に書いてありましたけれども、スポーツセンターとか公民館、公民館はもうちょっと下ろしてもいいのかもしれませんが、そういう公がやらなければいけない仕事は公がやる、そこにどういうふうに住民が関わり合っていくかという、この辺のところなんだと思うんですね、スタンス。

もう一つ、それもわかりにくくなってくるのが、田村モデルなんですけれども、田村モデルをうまく使えば、資料の 5 ページですね。5 ページ、これがうまく使えば、ある程度の検証ができるんだらうと思うんですね。こ

様式第 1 号

のモデルは行政が仕掛け人になって作られているモデルです。つまり、横浜市の革新自治体のときに、その経験を踏まえて田村さんが作ったもので、最初は関心というので、とにかく関心を持ってもらう、市政に関心を持ってもらわなきゃ始まらないわけですから。そうすると、今度、関心を持ってもらった人に、今度は情報を提供して知識を増やしてもらう、これが第 2 番目ですね。これは狭い意味での広報活動、PR の中で言うと広く知らせるというこの活動になります。そうすると、それに応じて知識を得れば何らかの形で自分が意見を提出したくなる。これは、意見提出という一方的に僕が行政のほうに行って何か言うというところで関わり合うというふうになります。それは、一般的にこれに対応する対応の仕方としては親切行政があるというふうにこの時点では考えられていて、例えば松戸市のすぐやる課とかいうところは、自分の家の前にごみを捨ててあるから拾いに来てくれといったらすぐやる課が拾いに行くような、そういう本来から言えば共でやってもいいし、私でやってもいいものなんですけれども、そこに関わり合うという形なんです。

その次の段階、意見交換になると、これは対話行政だとか地区懇談会だとかというところになってくるように、少しずつ市のほうも、あるいは市のほうが意見を言う場合もあるのかもしれないけれども、ツーウェイ・コミュニケーションとか、行政と市民が言い合いを行うというのが第 4 の意見交換ですね。それから審議というところに行くと、今度は特定のテーマについて、その専門家だとかを交えて、市民も交えてやるような、だから資料を見ている中で言えば、審議会、懇談会、懇話会等という、そういうものがこの審議の中にあります。だから、審議は特定のものについてというか、あるいは今だったら熟議という言葉を使うかもしれませんが、うんと時間をかけて見直していくのがこの審議になると思います。ここでもやっぱり行政と住民であり市民の代表は、意見を交わす関係にあるわけなんですけれども、討議

の段階になると、いわゆるツーウェイ・コミュニケーションと言われている、行政と住民との議論の展開ではなくて、住民相互、そこのある地域の住民相互の意見の集約を行政が受けとめて解決していくという、これは鳴海正泰さんの考え方ではイーチャザー・コミュニケーションというんですけれども、そういうふうな形が討議の段階である。

これも例を挙げたほうがいいのかもしれませんが、例えば市営団地があって、その前に公園がある。その公園もどういうふうに今後使っていくといいかという議論が出てきて、市営団地の中で、若い人たちは駐車場にして欲しいという意見、年とっている人たちは今までどおり公園にして欲しいと。子供もいることだし。要するに住民の意見がまとまらない。だから、市役所に二つ持ち込まれたって決めることができないから、市役所の人も入ってイーチャザーですね、住民相互の中に市役所も入って、利害得失みたいなものを市役所のほうで提示しながら、だんだんその議論をまとめていくというのが討議の段階ですね。

それから、もうちょっと進むと、市民が立案していく過程の中に参加する、いわゆる参画という言い方になると思うんです。それから、さらに運営段階に行き、市民が全体を実行していく、つまりだんだん権限そのものが市民のほうに移譲されていく。市民が最終的には全てを実行していく、これになるともう市民自治とどう関わってくるかという、あるいは行政のほうがむしろ市民の活動に参加していくということになる。そうすると、さっきのこの協働のところとの区別がつかなくなるし、自治の部分の区別もつかなくなる。こういうものを入れて、現在のつくばでやっている広報活動を広聴活動ないしは参加の施策を見ていくと検証できるというのが一つの考え方としてありますね。

それから、市民参加の段階というのも、西尾さんの、これは「行政の過程」というのであらわされている表で言うと、西尾先生は、一つのサイクルとし

様式第 1 号

てプラン、ディサイド、ドウ、シー、これはもうみんな誰でも知っているような考え方ですね。政策が出てきて、政策が決定されて、政策が実行されて政策が評価されると。その点線の内側で管理、マネイジメント・ビュロクラシーと書いてある、これは、役所の中のことです。役所では自分たちが政策を立案し、官僚の中で決め、組織的にそれを実現をして、それで政策を自己評価するというのが一つの流れとしてあると。だけれども、公行政である以上、外側の声を聞かないで全部進めていくわけにいかない、フォー・ザ・ピープルじゃなくてバイ・ザ・ピープルであれば、外側からのものも取り入れていかなければいけないんだと。そうなったときに、外側に市民もいるわけで、そのほかにも当然政党もあれば、圧力団体もあれば利益団体なり、いろいろなものが絡んでくるわけですけども、この中の市民を入れて見れば、外側からの政策を発議し、民主的に政治決定を行い、組織活動が起こってきた場合に、それに反対運動なり、それを促進していく、社会的なコントロールを行い、最終的にはできた政策に対してコミュニティが反応すると。地域はそれで満足しているかどうかというのを示す、こういう外側のものを取り入れていくというのがここで言う参加ということになるわけです。行政が民主的な政治を行っていくということを考える以上、政策発議とか、民主政治とか社会統制とかコミュニティ反応というのは非常に重要な要素で、それを取り入れていく技術を官僚側、つまり内部は持たなきゃいけないし、これはインボルブメントというか、巻き込みもあるかもしれないけれども。一方、政策発議を初めとする、そういう外側の人たちもどうやって官僚の中に踏み込んで、施策立案の中に自分たちの政策を発議して、そのものを入れ込んでいくとか、官僚政治であるようなところを民主政治、これ当然市議会も入ってくるわけだけれども、外側の機関、どうやってチェックするかというようなことをここで表しているわけですね。

こういうのを幾つかモデルとして使って市民参加をもう一回考え直してみ

たらどうだというのは、僕の勉強会の中で見出したものです。

その上で、さっき言ったようなつくばの現状というのをこの中に当てはめていくと、もうちょっとというか、指針を幾つか見ましたけれども、大体審議会やらなくても、これを言っちゃうと身もふたもないんだけど、ある程度でき上がっているものがあるわけですね、モデルが。だから、そうじゃないようなものを何とか作りたいとすると、やっぱり停滞を呼び、それから時間もかかるということになるんですね。

委員 時間に限りがあるので、論点整理、私の中にイメージがちょっとあるものですから、少しその絡みで幾つか、今回、事務局が提案していただいた 1 回目の会議の整理にちょっと上積みしてみたいと思います。

まず 1 点目のなぜ今市民参加のところでは、気になったのは、3 ポツ目、満足できる取組、まちづくりへの市民参加、その前の聴取というものもあるんですが、まず満足と事務局がどう考えたのかわかりませんが、私が今思っているものは、まず市民が理解して、納得して、評価していくというステップが一つの満足なのかなと。だから、全て満たすというのは非常に至難です。そういうプロセスが一つイメージとして持てるのかなと。

それから、市民の意見を聴取です。この言葉、私余り好きではありません。聴取ではない、それは目線が違うのかなという、対等の立場でお互いに意見を交換する場もあるはずだし、そういう意味では、聴取ではなくて、意見を把握するというようなニュアンスがいいのかなと。そこは、いわゆるまちづくりへの市民参加、ベースはキャッチボール、双方向性をどうやって作っていくかということになるのかなと。原型は。場合によっては一方通行ありますけれども、原型は双方向のもの。したがって、聴取ではなく把握なのかなと。

対応策が出ているところの 3 ポツ目、そのような中、できる限り多くの市民が満足できるような取り組み、この満足というのはどういう前提でしょう

様式第 1 号

かという。

それから、あとは、気になったのは、4番目の市民参加。ここは、本指針における市民参加の対象は「市政の参加」と明確に言っていると思います。よろしいと思います。ただ、3ポツ目で、また、「市政の参加」を考える上では、「行政(公)」の部分に明確に区切ったものとはせず、「協働(共)」の部分も一部含める、気持ちよくわかります。よくわかりますけれども、ちょっと混乱しそうなので、ここは丁寧に整理するといいいのかなという気はいたします。

それから、項目番号5番、現在の市民参加の取り組み状況、資料2のところですね。ここにつくば市が今取り組んでいる現実がありますので、これを整理していく上で、この資料は全部有効だと思います。既に大半の取り組みはされているけれども、それが十分周知されていないことと、それが機能がどの程度しているかという検証ができれば、どこかの段階で正確にすることが必要かなと思います。

それから、6番の市民参加について田村モデルを引用されていますが、ここで3ポツ目の終盤で、このことから、行政の過程から見た市民参加の段階、「理解・共有」「企画・立案」というふうに4段階に整理します。これでいいと思いますが、私の感覚だと、いわゆるPDCAのAのチェック部門というのをどこかに意識して入れていらっしゃるのかどうかというのがちょっと気になったところです。やっぱり改善をしていくというプロセスが当然加えられるかな、必要なのかなという気がしました。

項目番号7番目には、指標は、指標の設定があってもいいのではないかと、この指標は原則必要と思いました。

加えて、市民参加の評価をすべきだと思います。本当に市民参加が有効なのかどうか、理想形は市民参加が全て有効だと思いますが、限られた資源の中で、いわゆる時間、予算といったものがあって、4月から3月、1年間の

仕事の中で必ずしも全て市民参加が機能しているのかも含めて、全ての事業に市民参加の項目を入れて、したかしなかったか、どんな形でできたか、何が課題だったか、何が成果だったかという目線を、まず行政の内部の皆さんがお持ちになることで非常にこれは変わってくるかなという気がいたしました。

それから、8番目、住民自治、ここでどういう意味でおっしゃったか、後でどこかで説明していただけたほうがいいのかなと。一般的に住民自治でいいのかなとちょっと気になる。

9番目は、意見聴取、ここはやっぱり同じですね。意見聴取はちょっと気になります。

それから、10番目、意見反映のスタンスを明示すべき、全ての意見を反映されるというのは少なくとも23万人いれば23万通りの意見が出るので、それは現実的ではないでしょうけれども、意見を把握する、そして検討して選択する、政治はどちらかといったら意見を集約するプロセスが多いかもしれないですけれども、行政は基本的に選択をしていくプロセスが多いのかもしれないので、そのプロセスが明確になることが大事かもしれません。

あと、項目番号11、見直しを行う、これはぜひ検証、見直しの必要、市民参加の評価についてという観点で見直しをしていただくことをお勧めしたいと思います。

それから12番目で、審議会への市民参加、ここで気になったのは、いろいろな審議会という、例えば自治法の附属機関として、個別の条例等で設置された審議会というのは、簡単にメンバーを変えることができないという認識を皆さんで持っていただいた上で議論していただいたほうがいいと思いますので、暗に審議会を自由にできるのではなくて、法律制度で決まっているもの、もしくは条例で決めて構成するものというものがあるということも確認ですね。

14番，早速ホームページで情報を閲覧して投稿する，対応していただいてありがとうございました。ただ，私，余り期待していません。市民も気が向いたもの，気になったものには反応しますけれども，そうじゃないものには反応しない。ただ，自分が気が向いて反応できる可能性を残しておくということも大事で，何もないという事実もとても大事だという意味で，1回目でそのお願いをしました。

委員 どうも見つからないという人が何人かいたので。議事録から見て，どこにも書く場所がないじゃなくて，行政経営懇談会というページから行ってねと言わないとわからないみたいなので，やっぱりそのあたりのリンクの張り方がわかりにくかったかなと。開けてみたら，確かにそうになっています。

委員 非常に現実から乖離している議論が多いと思うんですね。冒頭に総合運動公園の話もしましたし，それから今の北部の学校統合の問題とか，問題が山積していて，市民はいろいろな意見を言っているのに行政が聞いてくれないということをすごく言っているわけなんですよ。そういう現実と市民参加というものが，概念と現実が非常に乖離していると思うんです。私は，行政の聞き方の，聞く耳を持つかどうかだけの問題じゃないかと思うんです。

一つ例を挙げますと，ある県で障害者用のトイレがないということである施設にそういう意見を言ったら，それは上に言ってくれというわけですね。市長への手紙というので出した。そうしたら，それは，またその担当に戻ってきて，その施設の担当者が答えを書いた。それが市民に渡ったというようなことがあるわけですね。これは，本来ならば，その担当者がその話を受けて，それは困りましたね，どうするか，これから一緒に考えましょうというのが本来だと思うんです。ところが，そういう聞く耳を持たないというのが現実だと思うんです。

そういう行政に対して，やっぱり私横串を指すようなものであって欲しいということを最初に申し上げましたけれども，やはり懇談会のこの指針が行

政を具体的に変えなきゃだめだと思うんですよ。きれいな絵を描いてもだめだと思います。

そうしたときにいかに行政が市民の意見を聞いて市民参加を進めていくかどうか。それがこの部署だけではなくて、市全体に関わることというふうにしていくことが一番。そのときに、さっき言われた、自治基本条例ができそうになってできていないというのは非常に重要な問題で、あの中に、僕は読んで、非常によくやったなと思ったのは、行政と議会と、それから市民の関係というのを一生懸命探ってますよね。市民の代表であるところの市会議員、議会、これが非常に重要であるということも書いてあるし、それをきちんとした上で、住民自治というのは何かというふうに進めていっているところが非常によかったと思うんですが、それがなぜ途中であんなにいいものができながら、大事にされなかったかというのは非常に疑問に思います。

それがあれば、ここでの議論はもっとどんどん先へ進めると思うんですよ。もう一回、市民とは何かから始めなきゃいけないところに、そこが非常に残念だと思います。

座長 これ30何回やっているんですよ。これを3回か4回で決めるというのは、ちょっと無謀じゃないかと。市民が納得しないと思います。

委員 それ以前に、私たちが納得できないと思うんです。ここにいて、この骨子案を拝見しても、本当に骨子なんですよ。何もついていない、骨しかない状態。

座長 だから、ちょっと指針の目的が、もしかして私が錯覚して違っているのかなと思ったので、それはもう当然ですよと、こういうのがあるんですから、できていないかもしれないけれども。前提にして、要はここでどれだけ参画が、度合いというか、程度は、評価できるかどうか、これも難しい問題ですけども、評価しないとただ形だけでしか終わっちゃうので、実際これが評価する仕組みを、評価自身を作りたいんだという趣旨かなと思ったので。

様式第 1 号

委員 そこに絞り込んでやっていったほうがいいと思う。大体のことは皆さん
共通理解できてきたと思うので。

座長 パブリックコメント一つだけでもいいと思うんですよ。パブリックコメ
ントの評価指針というのをつくれるかどうかですよ。

委員 市民参加の実施状況に、本当に立派なこといっぱい全部やっているの。
やっているにもかかわらず全然評価されていないという現状というのが、特
に関心が高くて、こういうところに意見を寄せたり、ワークショップやシン
ポジウムに参加している人たちが行ってがっかりして帰ってくる、言いたい
こと言ったけれども、何も変わらなかったと言って帰ってくる現状をどう評
価するのかということも一つ重要な課題じゃないかなと思います。やっぱり
やることはやっているんですよ。どういう姿勢でやっているのかというこ
となんじゃないのかなと。

委員 具体的な例を挙げていくと、非常に問題は具体的によく見えてくると思
うんですよ。その例を総合運動公園として一つ議論するというのは次にや
るとして、少なくとも現実と乖離しては意味がないと思います。

委員 結局、アリバイづくりと言われちゃうんですよ。審議会とか出ても、
出てくるときには既に素案ができていて、これに対してああだ、こうだ言っ
ても、これはこういうものですからみたいな感じで丸められて終わっている
というのを何度も経験してきている。

委員 だから、そういうことが出れば、何か、この場がいいのかどうか知
らないですけども、やっぱりこういうことについて、こういう意見があっ
たと、それを、これは当然入れるべきことだという、そういうチェック機関
がないんだよね。だから、担当部署で全部もみ消し合うんでしょう。議会だ
ってそうでしょう。そのあたりは、どこかの場でオープンにして、第三者で、
その御意見はもっともだ、これはもう個人的には感情で言うことだけだった
んですよ。何か同化をしていかないとと言わないですよ。これはどんな行

様式第 1 号

政であろうが、見直しをしないと。

委員 オンブズマンもちょっと調べてみたんですが、個人的な利害関係に関わるものだけということなので、民事的な内容まで扱って、本当は民事で終わらないんでしょうけれども、しているような感じがして、ですから、オンブズマンが行政に対して云々というような機能を果たしていないような感じがします。

委員 オンブズマンに相談に行くと、具体的にどんな損失がありましたかとまず聞かれます。

委員 そこから始まりますよね。

委員 どんな損失、精神的な損害ですかみたいな。やっぱり障害のある子を育てている関係で、どんな損失と、具体的なお金の損失とかはまずないです。ただ、私一人が労働がふえたという、そういう形の損失ばかりなので、具体的な損失といわれ、それはどうしたら補填できますかと言われても、私にはわからないことをいきなりオンブズマンに責められるんですね。なので、現在の状況は使えないです、あれは。

委員 御意見でおっしゃっているのはよくわかるんです。今回、この指針と骨子案を、この会で作る目的といったら変ですけども。今までの行政経営懇談会で、行政のことをチェックし、意見をまとめ、パブリックコメントを求め、こういうふうに答えましたという行政からの返事に対して、それはおかしいんじゃないかなど指摘し、真意を伝えるよう答えを変えてもらうなど試みたこともあります。だから、そういうことをもうちょっときちっとやれるような仕組みにしておかないといけないということですよね。こうやって、我々がこういう意見出したんだけど、これはどのように変わったんですかということをすごく中村先生がおっしゃって、行政側がこれはこういうふうになりました、これはうまくいきませんでしたという報告を受けるとか、そういうことをずっとやってきました。ですので、皆さんに届いていない可

能性はいっぱいあるんですけども。市民それぞれが抱えている問題がいっぱいあるので、私は行政がやったことに対してチェックをしっかりとしようというスタンスで経営懇談会に参加してきました。市民参加としてそれが大事だと思うんですね。その結果が市民の皆さん全体になかなか反映していないかもしれないんですけども。市民参加するのは、行政に対して、多くの人の利益になるようしっかりとチェックするためじゃないかなと思うんです。ここで、そういう意味で、市民参加に関して、これをどういうために、今議論しなきゃいけないのかというのが何となくわからなくなってしまうのです。

座長 僕もなかなか整理のしようもないんですけども、今出た意見で言うと、僕はオンブズマンをやっていたから、解決できない問題も解決できる問題もありますけれども、それでも一応理解と納得というのかな、そこで満足までは行かなかったけれども、理解と納得までは持っていくことはやったと思うんですね、出てきたものについて。不満は残るかもしれないけれども。

だけれども、そこまで行っていないと意味がないというのかな、要するに聞く耳を持つかどうかという問題は、とにかく聞いてくれるということだけでも癒されるという場合もあるし、それから、あとそれがさらに実行されて解決するというふうになると、もっと満足度は高くなりますよね。これ一般的には政治的有効性感覚という、政治に関わり合うとそれが有効であったという、政治的有効性感覚を持つと人は政治に参加する、言っても無駄だったと言っても意味がないということになるでしょう。だから、市民参加も、やっぱりそういうところというかな、そういうところがあるということが前提でまず議論すべきであると、市民参加のあり方。

それからあと、評価指針とか評価体制みたいなもの、それをどう作るかというのも確かに重要な問題なんですけれども。ただ、今、結局、事務局のほうも出してきたのは、私のほうでもそんなに新基軸を出せるというほど新し

様式第 1 号

い市民参加の流れというのはできていないこともあって、ここに出てきているのは大体今まで、ほかの他都市で、いわゆる先進都市と言われているところでやっているのがモデルになっているわけですね。だから、それを崩していくとなると、相当どこかに絞ってというふうになるというか、これを全部ガラポンしてというかな、もう 1 回やるということになりますけれども。

委員 せっかく、この後の議題になるんでしょうけれども、骨子案というのを作っていかれると思うんですね。それで、これで言うと、策定の目的というのをちょっとこれ議論になると。

座長 これは議論に、さらにどう進めるかと。

委員 だけれども、2 番から 3 番、4 番、5 番、6 番は、これはもう議論の余地ないと思うんですね。どこでもやっていることだし。

座長 そこから少し深めていくという。

委員 既に実績もあるから。問題は、ここで抜けているのは、逆に 7 番、指針の検証とあるんだけど、指針の検証じゃなくて、指針の目的の検証だと思うんですね。つまりは、この 1 番の策定の目的なんだけれども、これは市民参加の評価指針だと私は理解するんですね。市民参加、どの程度、例えば以下に、3 番以降に①、②とありますが、5 番、6 番とありますけれども、これが本当にどの程度実現しているのかをどこかで統一的に評価するんだという指針が、みんな個別にやっているわけですね、パブリックコメント。みんなやってます、やってます、それぞれやっているけれども、お互い同士、もしかして中身はこの案とは関係ない意見ですねという話になったりして、どこかでそれは葬り去られちゃうんだけど、そうじゃなくて、別のところでそれを反映すべき意見なのかもしれないけれども、そういうようなことを含めて、パブリックコメントは本当に有効性の評価というのがされていないのかもしれない。達成感、変な話ですが、ここの行政経営委員会でもパブリックコメントやりますけれども、パブリックコメントが本当に、この委員

様式第 1 号

会に関する、懇談会に関する市民参画として有効なのかどうかというのはちょっと疑うところもなきにしもあらずなんですね。むしろ、今回のように、市民の直接の方が参加することが本来のあるべき姿だったかもしれないと思って、今回はなるほどなというふうに思ったんだけど、そういう意味も含めて、市民参画の程度を評価する指針ということなら、この指針の骨子案は生きていくのかな。その場合は、2番、3番、4番というのが、ほとんどこれは事務局が作っていただければいいだけの話で、むしろ6番と7番、あるいは7番は、これは指針自体を規約改正みたいなものだから、こんなのは形式的だから、本来は一番大事なところは7番のところに評価、参画の評価、1番から5番まではまとめれば1番にまとまっちゃって、その参画を評価する指針というのを、いやちょっと、済みません、ちゃぶ台ひっくり返すような話で申しわけないんだけど、その辺の基本方針を事務局から。

委員 今、5番のところ、問題なしと通過されそうになったので、あわてて言いますが、私はやっぱり例示としてプラスしていただきたいものが一つあります。無作為抽出による市民討議というのをぜひ加えていただきたいと思います。

委員 これは当然です。だから、ここはもうあるものを全部挙げていっていただければいいと思うんですね。それを踏まえた上で。

委員 事務局にお任せするのではなくて、やはり私は委員として御提案したいということです。これが簡単なことでないのは重々承知ですが、願わくば、これが市民参加条例に格上げしていくということで、長期的な視野を持てば、これを落としておくことの意味が恐ろしいと思うので。

座長 この5の実施方法の中にこういうものをということで入れるということ
で。

その他、どなたか。

委員 これ事務局のほうにもお伺いしたいんですけども、市民参加を推進す

様式第 1 号

るという基本的なスタンスが庁内の各課、部、どれくらいに周知されている
というか、どれくらい認識が職員の方々にあるのかということがすごく大事
なことだと思うんですね。事前にいただいた資料等に目を通して、印象とし
ては、やっぱりどの自治体もそうだと思いますけれども、相当いろいろな市
民聴取をするような取り組みはされていますし、アリバイと言われればそう
かもしれませんけれども、パブリックコメントとか一通りのことはやってい
るし、いろいろな行政施策に対していろいろな市民からの意見を反映される
ようなことはやっているんだろうか。ただ質的な部分の問題が多々あるとい
うことで、例えば市民参加ということがある施策をするに当たって、どれく
らい担当の職員の方が意識されて、これはぜひ市民からきちんと意見を聞く、
あるいは説明をする場を作らなければいけないというようなことがきちん
とされているかどうかということが、前提としてこの指針にきちんとそれが
行われていて、それがきちんと検証されているかということを事後的に評価
する。その事後的な評価を繰り返す中で、前提としてここに企画・立案・計
画の前段階として理解・共有というのを盛り込んだというのはすごく僕は大
事だと思っていて、この理解・共有というか、ある政策をする前の段階で市
民からの意見で上がってきた政策なのか、あるいは行政の側からこれ必要な
ので、こういう政策をするに当たってどういう考えがあるのかというような
ことを事前の段階で、やっぱり事後的に評価するだけじゃなくて、事前にど
の程度市民の意見を聞く、そういう取り組みを進めているのかということが
きちんとわかるような、そういう指針の部分が盛り込まれていく必要がある
のかなというふうに感じました。

座長 事務局はどうですか。今言われたこと、例えば市民参加をこの行政経営
懇談会でやるというのはどのくらい他の課というか、部課は知っているわけ
ですか。周知されていない。

事務局 この市民参加の骨子を作るというのは、全庁的に話をしています。

様式第 1 号

委員 多分、市民参加推進会議みたいな、全庁的に意見共有を図っていくような、そのような場みたいなものを設定しているということは。

事務局 ないです。

座長 これをもとに設定するかもしれないということは。

差し当たっては設定していないわけですね。

事務局 現時点ではないです。

委員 今、委員の御発言と趣旨は同じなんですが、一つ興味があるのが、市役所、言いかえれば職員は市民参加をどのようにとらえているかという、内部アンケートを私はちょっと提案をしたいと思います。どの程度認識を持っているかということ、現状の取り組みについてどこまで市民参加の理解ができているか。それから、市民参加を、いわば前提条件がないと難しいんですけども、是とするか、もしくは課題がありと見るか、やっぱりプロの行政マンの中では市民参加をしたい、求めている、けれども現実的にいろいろな障害があるという意見も多分あるので、まず市役所の中の理解を一度見てみたいという気はしました。

委員 全く賛成で、そして最終的には市民参加が進んだかどうかを評価するのは市民だと思うんです。内部評価、それから指針もそうですけれども、最終的に市民の側が市民参加が進んだということを実感しない限り、幸福度調査ではないですけれども、やっぱりだめだと思うんですね。そのことが一つのイニシアチブにもなるので、動機づけにもなるので、市民が市民参加が進んだのか、後退したのかというようなことに関心を持つことも含めて、市民アンケートというんですかね、これをきちんと定期的にやって、そして行政に対する市民の評価が、市民参加が進んでいったんだという実感を持ってもらうのが一番じゃないですか。評価するのは誰かといったら市民なんですよね。

委員 全く同じことなんですけれども、評価は市民がすべきであって、その際に、指標を決めてしまうと、アンケートをとったときにその指標に関する

様式第 1 号

ことだけを評価してくださいというふうに行政が言っているわけですよ。これはどうでしたか、これはどうなっていますかと。比較的数値目標でやる事が多くて、どれぐらい達成しましたかというふうな形で来ると、返答は見た感じのことしか書けなくなってしまう。前にもアンケートって書かされているようなというふうに思っているのがあるんですけども、市民が何をどう思ったか、生の意見というのは数字には出てこないもので、こういうところは市民参加しましたみたいな形の事を挙げておくのはいいと思うんですけども、これが指標なので、これについて評価してくださいというアンケートだけはとらないでほしいです。

委員 もっと簡単なものでいいと思うんです。あなたは市民参加しましたかみたいな、そういうもっとシンプルなものでいいと思うんです。何か意見を言ったことはありますかとか。

委員 多分、つくば市は2年に1回市民満足度調査、名称違っているかもしれませんが。市民意識調査か、やっていると思います。その項目の中に、今御提案あったように、市民参加についての意見を問うというような、またテクニックとしては、アンケートというどうしてもパターン化しやすいし、自由記述は分析しにくいというのがあるので、そこは事務局である程度お任せするしかないけれども、経年変化を見ていくというふうな、ちょっと時間をかけた検証は必要だと思うんです。

市民参加という意識が醸成されれば、そんなに難しいことではなくて、予算策定の段階でいろいろな内部手続の書類の中にその項目が、これは市民の要望から発したのか、それとも行政の内部の計画なのか。しかし、計画もひるがえれば、当然市民の要望もあるし、あえて市民は求めなくても、行政としてはやらざるを得なきやいけないことがあるということも当然あるので、そこは何らかの形で明示するという仕分けをすればいいのかなと思います。

さっき何で私が税金にこだわったかというのは、市民は税金の増加を望ん

様式第 1 号

でないかもしれないし、いるかもしれないけれども、よくわからない。ただ、行政としては税収を確保しなかったら皆さんの要望に応えられないという、非常に厳しい現実があるので、歳出の議論と同時に歳入の議論、負担の議論をするような市民参加も一つ私は方法としては、試金石として必要かなと思います。

事務局 今ありました市民意識調査というのは、2年に一度行っておりまして、今年ちょうど実施する年になっております。この市民参加について、設問をその中に、経年で見ていくように入れる予定でおりますので、そうしたことをやっていきたいというふうに考えています。

座長 何項目。

事務局 1項目。

委員 市民参加は進んでいると思いますか、という形。

事務局 実感を聞いて、市民参加の実感が変わってきていますかという、市の取り組みについて、実感としてそういうのがあるとか変わらないとか、そういった聞き方になります。自由記述ではなく、選択で選べるようにしています。

委員 5段階くらいですか。

事務局 5段階です。

委員 もうちょっと独自にできないですかね。市民参加に関するアンケートとというのができないですかね。

委員 条例つくらなきゃだめ。

委員 そうじゃなくて、意識として全体の全体の市民がトレンドを見る中に、市民参加という意識も一つあるという認識を持ってもらうという意味では、私は予算の関係で制約ある中で2年に1回でやむなしと。ただ、その経年変化をちゃんとやっていくということと、やっぱりどんなときに市民参加を感じますかとか、やっぱり市民目線で設問項目を市民参加という大項目の中に

様式第 1 号

複数の小項目を設けていただいて、それが 2 年後、4 年後どう変わるかという見方をしながら、一方で市民参加の取り組みを丁寧に進めていくということが一つの選択肢ではないかと。

座長 だから、そこまで行けば、市民参加とはある程度市民権を得たということになるわけです。まだ 1 項目しかないところに市民参加の位置づけがある。

委員 今話したように、大項目が幾つもあるれば何となく考えなきゃなと思いますけれども、市民参加は進んでいると思いますか、で 5 段階で評価してくださいと言われて。

委員 今、そういう市民参加の指標として、市民参加のアンケート、参加の意見を募っているというのはいいと思うんです。それはまずやるとして、それをどう分析しているかということですね。それがどう反映されているかという問題なんだけれども、その点はどこがそういう分析を担当して、どういうふうに反映されていくんですか。

事務局 これは、市の市民参加に限らず、全般的な市民からの意識を聞くような全般的なアンケートになっておりますので、8 月ぐらいに行いまして、できれば秋口ぐらいには取りまとめ、それを各課のほうに分析したものを配るようにして次年度の予算なり、次の施策への反映ということで、そういう参考となるように各課へはお配りしています。

委員 だから、そのプロセスが非常に重要なんだけど、そこで、それがうまくフィードバックされたという、一種の成功例というか、そういうものを見せていければ、アンケート出すほうの人にも励みになるし、だけれども、聞きましただけだったらもう二度と書かないかもしれないし、そういう意味でいいフィードバックを作っていくプロセスをやっぱり何とか作ろうという、今議論しているんだろうと思うんですけれども、特にそこをやろうよと、イニシアチブをかける側は、市長のレベルかもしれないけれども、今回それをやろうよということだと思うので、ぜひそれを。

様式第 1 号

委員 実際にはいろいろな施策に対して、それぞれにこれは市民参加がありましたか、それから参加しましたかみたいなのが各施策に全部本当はつくべきものですよね、アンケートとしては。もっと大雑把なものかもしれない、意識調査なのかもしれないですけども、それとはちょっとやっぱり性質というか、何か違うような気がしますよね。1項目ではないでしょう。

委員 市民意識調査は、ウェブ上でも見られますし、図書館にもあると思います。一度見ていただいて、多分対象者は5,000ぐらいしかいない。それで回答率40%強くらいです。でもちゃんと行政は多分見て、経年で同じ項目を聞きながらまちづくりの変化を見ているところと、時の重要施策に対する特別の設問をして、例えば、つくバスとか環境とか、そういうテーマの質問をして、行った施策を市民がどうとらえて評価しているかという、行政は丁寧にやっていると思います。ですから、そういうものが一つまだ周知されていないというのがあると思います。

さっき御提案あったように、ことさら何か難しくするのではなくて、行政評価というシステムを今市でやっているとするば、その評価項目の中にこの事業に対して市民参加をどう位置づけましたか、できなかったというのもあるので、その辺の整理がちゃんとされることで、市民参加の職員の中の意識は変わってくるし、市民もそれを共有できるということはそんなに手間はかからないでできそうな気がします。

座長 そうですね。ただ、満足度という問題と、それから市民参加によって満足を得たというのは結果に対して満足なわけで、フォー・ザ・ピープルでいいわけでしょう、住民のためにやる。だから、あの世論調査の中では市民参加を特に置いているわけではないから、満足したというのは結果に対する満足であって、参加しようがしまいがというのはあります。そこはアピールが出てこない。

いずれにしても、いろいろな意見が出たんですけども、この策定の目的

様式第 1 号

は恐らく今回ここでこれだけでまとめることはできないと思いますね。

それから、2の市民参加の定義も、こんなにはっきりできるわけではない、ただ、私はいろいろな御意見が出た中で、対応策として市民とは何かというところで、細かく市内に在住している個人を中心として、市内に在勤、在学、このくらいの絞り方しかないのかなというふうに考えています。

というのは、最後のところに、私、8番目のところに市民参加と市民の役割とか、市民の責任という中で、市民とは何かというのをもっと高邁な理念を持った市民というのを書いてみたいと思いますけれども、議論してみたいと思いますけれども、ここは実態としてはこれぐらいでいいんだと思うんですよね。その辺はいかがですか、市民の定義ですね。

委員 先日、朝日新聞の記事でふるさと住民票というのを発行していると、香川県の何町でしたか。要するに住民というのから、いわゆる交流人口ですよ、交流人口をいかに取り込んで行政に反映していくかというのが書いてありました。そう考えると、言葉適切かどうかかわからないですけれども、住民票のある市民と、それからいろいろな形で交流のある市民、つくば交流市民ですか、そんな概念を取り入れたらどうかと思うんですね。そうすると、学校に来ている、職場があるよりももう少し広くとらえる。つくば市出身の方とか、つくばで長く研究していた方がどこかまた違うところに行かれたけれども、つくばには非常に愛着があるとか、そういう方たちがパブリックコメントをかけるとか、住民投票のときには参考意見が言えるとか、どうでしょうか、そういう概念は恐らくないですかね、交流市民。交流人口をどうとらえるかということですよね。

座長 その辺をちょっと念頭に置いてみてください。

情報公開などつくるときに、知る権利というのをどういうふうに担保するかという、知る権利は普遍的な権利だからというので、知る権利を使っているところは条例でも世界市民なんですよ。アメリカからの要求であっても

様式第 1 号

出す。だから、全然制限ないですよ。それ以外に、知らせる責任がというのを上でやっているときには広義の市民、広義の住民というかを使って、狭義の住民がまさに市内に在住している。自治体はやっぱり自治体もお金で情報管理している以上、やっぱりその自治体の人を第一位に置くことになるので、それでもやっぱり市民参加の市民は少し狭くとってもいいのかなと私は思っております。広義の市民というような形で考えて、一緒に考えたんです。

そうですね、ただ交流がある市民というのを特定の仕方というのは難しいですよ。

委員 考えれば難しいんですが。

座長 そういう意味で言えば、利害関係者というといやらしい言い方になっちゃうけれども、その辺のところ。

委員 出身者とか、大学に来ていて卒業してまた地方に帰ったときにも、つくばというのは非常に気になるとか、そういう人たちもすごい社会資源だと思うんですよ、つくばの場合は。外国から来ている方とか。

座長 その辺の市民とは何かというのを実態で考えるとしても、入れるようにしていきたいと思います。入れるようにしていくって何となく僕は行政の引き受け手みたいな、そうじゃなくて、みんなの意見、会議の総意として。

委員 私も市民、住民、法律上、住民というのは、町民、市民、村民も、狭義の住民とか、いろいろな世論的な整理があるんですけども、私は基本的に一緒の分類をしているけれども、その例外もあるということで、一番課題なのは、今日、明日の生活を中心に市民参加するケースと、半世紀先、次の孫子の世代まで長期的に見てこのまちをどうしていくかという参加の仕方は、若干視点が変わる可能性があって、軽いもの、軽いというか、基本的なようで、かつ重要なのはやっぱり定義ですよ。ですから、市民というのはしっかり議論をしておくことが必要で、そこにその権利義務、市民は権利だけじ

様式第 1 号

やなくて義務も発生しますので、ちゃんと義務が行使できる、貢献できるという前提の市民というのをひとつ構築しておく必要はあるのかなという気がしております。

委員 具体的な例があるんですよ。荃崎とつくば市の市の境界があるわけですよ。図書館が使えないとずっと言われていますよね。荃崎のほうが全然近いのに、住民票がないといって図書館で本が借りられないんだと。

委員 牛久ですね。

委員 ごめん、牛久。牛久とつくば市。荃崎町はないから。そうしたときには、もう具体的に市民なんだからオーケーでしょうという、協定だけ結んでくださいよということは当然言えるんだけど、行政のほう住民、住民と言いつつ、お互いににっちもさっちもいかない。

委員 ネガティブな発想ですけども、税金をいただいている人が住人ですので、納税している方は別にして、基本的に税法上の納税義務がある人に対して優先的にというのは、これは私は致し方ないと思います。

委員 優先的に、だけれども、県のお金だって国のお金だって入っているわけじゃないですか。つくば市だけがつくば市の税金で物事やっているわけじゃないんだから、住民だから、住民だからというのは、納税者云々ということをやっているみたいな感じがして、非常に何かつくば市を小さくしているような気がするんですよ。

委員 趣旨は私も了解しますが、基本的にそれは現実的な問題として、道路、水道、下水、ごみ処理の全ての問題に関して、目の前にごみ処理場があるのに、煙は来るけれども、ごみは搬出できないという現実もあって、という事実もあるので、そこはもっといろいろな議論をしていったほうがいいと思います。

座長 それはだから、一般的にはできないでしょう、個別の議論ですよ、多分。

様式第 1 号

委員　そういうことです。ケース・バイ・ケースです。

委員　だから、住民ということを市民ということをもう少しやっぱりみんなが考えていかないと、市民サービスという点では図書のやりとりはやっていいと思うんですよね。

座長　個別で言えば、僕もそれは賛成だけれども、例えば都立大学だとか、東京都に住んでいる住民のお子様と、それから外から入って差をつけているでしょう。やっぱり都民税で成り立っている以上、外からの人が多くなっちゃったら、何で都民税払っているということになっちゃう。その辺が、やっぱりある程度融通をきかせながらも、やっぱり税金を納めているというのがある程度あることだと思いますね。

整理してくださって、少し足してくださった項目もあるんですけどもね。

このままではいけないということですね、なかなか要するに。

委員　目的のところのコミュニティの疲弊という言葉、私は受け入れられないんですけども、少なくとも私の地域は疲弊していませんので、こういう書き方ではなくて、もうちょっと丁寧な書き方をしていただきたいとお願いしておきます。

座長　これはこのまま出ているだけで、対応策として、もちろん、文章は直すと思います。

委員　認識として、この認識は私はないというのだけちょっと発言させていただきます。

委員　これ議事録では何だかんだ作るんだろうけれども、もう少し平易に作って欲しい、簡単に。やっぱりここで議論されているのを聞いていると大変難しい議論されていると思うんだよね、学問的な言葉もあるだろうし、いろいろあるんだろうけれども、下手したら、我々委員が行政と市民との距離感をつくっている可能性もあるということは、留意しておかないといけない点ですよね。だから、そういう意味では、もっとわかりやすく、簡単に、これ

様式第 1 号

だけの資料を読めと言われても絶対読めないですよ。その辺だけは工夫が必要だと思うんだよね。

座長 住民参加の取っかかりは、とにかくやさしく。

委員 専門的な議論のやつは、省いたらいいと思うんだよね、本当に。

委員 さっき言っていた、聴取できる環境みたいなのも、何となく私たちは聴取されているんだと思うんですよ。ここをやっぱり市民と対話できるような環境を整えるというふうな言い方をしていただければ、私たちも、対話してもらえるんだと思って行けるし、何か聴取されに行くのは。

委員 職員はそう思っていないと思います。たまたま文字が、何かのはずみで聴取になっただけで。

委員 使い慣れていてそうなったと思うんです。

委員 市役所、そんなことないと思います。

委員 行政用語ですか、聴取というのは。

委員 法律用語の中で、事情聴取とかそういうのはありますけれども、役所の中でオーソライズされていないと思います、聴取というのは。余りなじみないんじゃないでしょうか。

委員 私も全然なじみがない言葉なので。

委員 聞き取りといえど全然違うよね。

委員 そうですね、聞き取り、もしくはやっぱり対話してもらいたいですね、ただ聞くだけじゃなくて。言ったことに対してその職員の方がどういうふうに思っているのかとか、それがどうしてできる、できないとわかっているのに、はいわかりました、承りました、検討しますと持って帰られて、やっぱりできませんでしたと言われることはすごく多くて、だったら何でできないのかというようなことまでお話していただけると、すごく私にとっては、その場ではちょっと傷つくかもしれないですけども、納得もできますし、できない理由というのは突き詰めて聞いていくと意外と根拠がなかった

様式第 1 号

りもすることが多いので、私はここは対話にさせていただきたい。対話というのがおばちゃん的にはありがたいです。

座長 その辺は、もちろん文章にしていってところで最終的に直していくというか、市民の目で行政が出したたたき台を見ていきたいと思います。

ちょっと時間が、3時半になりまして、私は別に時間はそんなに気にしませんけれども。最後に何点か、どうぞ。

委員 この指針の骨子案についてですけれども、市民参加の定義で市民とは、市民参加とはとかの定義があるんですが、そこに、市民があらゆる市政に対して意見を表明するということができるという権利として、意見を表明できるんだということを加えたほうがいいかなというふうに思います。それと同時に、行政の位置づけについても、やっぱり市民参加を進める上で、行政はどういう立ち位置にあるのかということここに明記したほうがいいのかなと。ただ、地方自治の本旨、憲法にありますよね。団体自治、住民自治ありますけれども、住民自治の観点から、住民に対してここで言う市民ですけれども、きちんとその意見を反映させるような、専門的なことももちろんありますし、議会というのもきちんとチェック機能を果たしている前提がありますので、あらゆること全てというわけにはいかないかもしれないけれども、原則的にはあらゆる施策に対して市民の意見をきちんと反映させていくような施策をしていくんだ、それが行政の役割なんだというようなことを盛り込んでいけるといいかなというふうに思います。

それから、最後の評価の部分ですけれども、市民参加推進の基本的事項のところ、市民から上がってきた意見がどのような形で具体的な施策に生かされたのかということがわかるように、全ての意見を聞き入れることはできないんだけれども、きちんとその意見を言った人に対して説明責任を果たすんだというようなことを、行政はその意見に対して説明責任を果たす必要があるというようなことも盛り込んでいけるといいのかなというふうに思いま

す。

座長 じゃあ、次。

委員 この指針の、ちょっと主語を明確にしてもらいたいと思うんですよ。誰がこれを指針にするのか、市民の指針なのか、行政の指針なのか、両方だろうと思うんですけども、主語が何かはっきり、行ったり来ているような感じがあるので、例えばもともと反映していただいた自治基本条例からの報告というのは、これ非常に明確なんですね、私たちはと書いてあるんですよ。つまりこれはこの条例は云々の目的で、つくば市民一人一人が、主義と定義ありますけれども、自分たちがこういうことを参画するためにつくっているんだという、こういう主語は明確ですよ。行政側というのもそれぞれ役割分担というのは書いてあります。基本は私たちはという形に書いてありますが、ここの、今回つくろうとしている指針は、主語が誰なのかがちょっとよくわからないのではっきりしていく必要があるかなというふうに思います。

これは、従来で言うと、行政は市民サービスを向上させるためにということで、行政の経営改善のための主語だったんですけども、あくまでも効果的にという意味で、サービスを、ステークホルダーである市民に対してどう提供するかということで議論していったんですし、主語が行政はだったと私は理解しているんですが、今回の指針は誰が主語なのかをちょっと明確にいただけるとありがたいと思います。

座長 かなり指針をまとめるのに基本原則的なところが出てきました。

このほかに何か、この次までにまた指針の骨子案がもうちょっとスムーズに流れるように、流れてもいいかどうか、まとまるかどうかわかりませんが、盛り込むべきことというのはありますでしょうか。さっきのものは入れます。

委員 もう一つ、原則なのでどこで言っているのか迷っていたんですが、大原則として、市が持っている情報は、原則市民のものであるということは、ど

様式第 1 号

ここに、初めのほうになると思うんですけども、入れていただきたいと思います。原則市民のものだから、例外以外は開示しますよと、それが市民参加の大前提になっていると思うんですね。それを行政のものを例外的に提出していくという感覚だと、いろいろなことに差が出てきてしまうと。

座長 それはあれですか、例えば3の①の適切な情報提供のところ、基本的な事項ですね。ここでは弱いですか。

委員 ここに入れていただいてもいいんですが、原則はあくまでも市民の情報を市が管理しているんですよという、その原則と例外をきちんと認識していただけたらと。

座長 そのほかに、何か。

委員 こことは少し外れちゃうかもしれないんですけども、実は自治基本条例の資料を出してくれといったのは私なんですね。こんな立派なものができるのに、これが取り上げられなかったということが私はすごく残念で仕方がなくて、これがまた再び生きてきてくれるんじゃないかなという下心が少しあって、あとこの市民参加に関しても、指針だけではなくて、最終的にはきちんと条例化して、つくば市民全員が共有するような約束事という形で、もちろん途中で見直しをしたり検証し直したりはしていくでしょうけれども、その中で、きちんと確立したもので、市長が変わっただけで反故にされてしまうようなものにならないで欲しいなというのはありますので、ぜひそこは最終目標で結構ですので、きちんとしたつくば市ならではの条例という形を形づくっていただきたいなと、今年中にということではなくて構わないので、じっくり検討した上で、つくば市というのはこういうところだよということが、市民はこういうふうに参加するんだよという約束がきちんとできることを私は夢見ているので、最終的にそうなことを待っております。これは意見でも何でもなく、私の願いです。

座長 このつくば市の自治基本条例というのは、僕よくわからないですね、位

様式第 1 号

置づけが。このままこれで終わっているみたいで。これ、例えば、どういう課がかかわりあったんですか。

事務局 総務課です。

座長 総務課のワーキングチームだから、総務課の人たちが。

事務局 当時、総務課が事務局となって。

座長 それで、これで。

委員 総務課，総務省，元自治省だね。

座長 そのほかに御意見ございますか。

委員 これ文章の中に入るかどうかわからないんですけども、吉野作造さん、大正デモクラシーの吉野作造さんが、民主主義は非常に面倒くさいものであるということを言われています。同じように、市民参加というのは非常に面倒くさいことだけれども、民主主義の非常に根幹で丁寧に行わなきゃいけないというような、そういうことが大前提にぼんと、どうしても行政経営懇談会となると、合理的に物を進めようというふうにどうしてもなってしまうんだけど、非常に手間のかかる面倒くさいものであるというのはちょっと意識して欲しいような気がします。

座長 ではちょっと時間も過ぎましたけれども、司会が全く下手なものですから、また拡散しましたけれども、またこの次に。

事務局 市民意識調査，27年にやったものなんですけど、こちらに市民参加，こういうものに入れるということで、ご参考までにお配りいたします。

座長 今後の日程について事務局のほうから。

事務局 （資料 4 に基づき説明）

・資料 4 平成29年度つくば市行政経営懇談会 開催スケジュール
(改訂案)

座長 それでは長時間、申し訳ありませんでした。

一応これで終わりますということで、行政経営懇談会を終了いたします。

様式第 1 号

平成29年度第2回つくば市行政経営懇談会

日時：平成29年7月24日(月)13時30分から

会場：つくば市役所2階 防災会議室3

次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 第1回懇談会における御意見等について
 - (2) 指針の骨子案について
- 3 その他
- 4 閉 会

(配付資料)

- 資料1 第1回つくば市行政経営懇談会における御意見等
- 資料2 つくば市における市民参加一覧
- 資料3 (仮称)市民参加推進に関する指針 骨子案
- 資料4 平成29年度つくば市行政経営懇談会 開催スケジュール(改訂案)

- 参考資料1 第1回つくば市行政経営懇談会会議録
- 参考資料2 つくば市における各種計画一覧
- 参考資料3 タウンミーティング懇談録
- 参考資料4 つくば市自治基本条例 市民ワーキングチームからの報告
- 参考資料5 「新しい公共」の考え方

第 1 回つくば市行政経営懇談会におけるご意見などについて

No.	内 容	対応案
1	なぜ今、市民参加を進めるのか。市が市民参加に期待することは何か。	・ 少子高齢化や地方経済・コミュニティの疲弊、エネルギー・環境問題など、世界はこれまでに経験の無い課題に直面するとともに、人々の生活スタイルや価値観は多様化・複雑化し、画一的ではない社会へと動き出している。 ・ つくば市においても、市民の立場や考え方は人それぞれで異なり、また、抱える課題も山積している。 ・ そのような中、できる限り多くの市民が満足できるような取組を進めていくためには、政策の意思決定過程の透明化を図ることや、市民の意見を聴取できる環境を整えるなど、まちづくりへの市民の参加を進めていくことが重要。
2	なぜ指針を策定するのか。	・ まずは、市民参加についての考え方を整理することが必要である。 ・ そして、より確実に市民参加を進めるためのルールづくりとして指針を策定する。
3	市民とは何か。 (教育委員や農業委員、民生委員は市民の扱いとするか。)	・ 市内に在住している個人を中心として、市内に在勤、在学する個人のほか、行政以外の市民が自発的に構成する団体、組織(区会・自治会・町内会、地域活動団体、NPO・ボランティア団体、社会団体・公益団体・研究機関・メディア)や企業・事業所、またそれらを代表して参加している個人も含むこととする。 ・ ただし、本指針において、非常勤特別職である教育委員、農業委員、民生委員などは市民の定義からは除くこととする。

No.	内 容	対応案
4	市民参加とは何か。 また、市民参加と市民協働との関係性は。	・ 市民参加には以下の2つの側面がある。 ①市政運営における各過程への市民参加「市政への参加」 ②公益的な目的で市民が自主的、自立的に取り組むまちづくり活動「身近なまちづくりへの参加」 ・ 本指針における市民参加の対象は、「市政への参加」とする。 ・ 市民が市の施策形成の段階から自主的にかかわることとし、基本的には、行政の役割において進められる部分に市民の関わることとする。 ・ また、「市政への参加」を考える上では、「行政（公）」の部分に明確に区切ったものとはせず、「協働（共）」の部分も一部含めたものとして捉えることとする。（本資料の別紙：4ページ目をご覧ください）
5	現在の市民参加の取組状況はどのようになっているか。	・ 近年の市民参加の取組状況については、「資料2」をご覧ください。
6	市民参加について、田村モデルなどの市民参加の段階で整理してみてはどうか。	・ 市民参加の実施段階については、西尾勝が示した「行政の過程」である4段階の循環サイクル「計画→決定→実現→評価」を参考とすることができる。 ・ ただ、このモデルでは、始まりが政策立案となっており、市民参加を推進する上ではその前の段階として、課題の抽出やニーズを把握する「広報広聴」の段階も重要な段階であるとする。 ・ このことから、行政の過程から見た市民参加の段階を「理解、共有」「企画・立案、計画」「実行」「評価・検証」の4つで再整理して考えていくこととする。 ・ また、一方で、田村明が示した9段階のモデルも、各過程における市民参加の度合いを把握する上では重要な考え方といえる。 ・ 各段階での市民参加手法、また市民参加の度合いに応じた市民参加手法として、効果的な手法の選択がなされるようにすべき旨を指針に記載していくこととする。 （本資料の別紙：5ページ目をご覧ください）

No.	内 容	対応案
7	推進にあたっては、指標の設定があってもよいのではないか。	・ 指標の設定は、今後検討していくこととする。
8	市民参加と住民自治とは区別して考えるべきではないか。	・ 本指針における市民参加は、市政への市民参加を進めていくことを目的とすることから、必ずしも住民自治を意識した指針とはしないこととする。 ・ ただし、市民参加の取組を住民自治につなげていくことは重要であることから、何らかの形で記載していくこととする。
9	意見聴取の仕組みづくりを考えるべき。	各地区の意見をより聴取できるようにするために、地区相談業務の充実について記載していく。
10	意見反映のスタンスを明示すべき。	指針（基本的事項）において、「すべての意見が反映されるものではないこと」や「市民の単なる巻き込みにならないようにすべき」ということを記載する。
11	指針の検証規定を盛り込んでおくべき。 （第1回目以降にいただいた意見）	数年に1度、検証、見直しなどを行う旨を指針に盛り込む。
12	審議会等への市民参加（市民公募委員）に関する規定により、取組が滞ることなどがないようにすべき。（第1回目以降にいただいた意見）	例外規定などとして、指針とは別で定める「審議会等への市民参加について」規定する要領に盛り込む。
13	策定スケジュールがタイトではないか。	今後のスケジュール案を見直し。（「資料4」をご覧ください）
14	ホームページで広く意見がもらえるようにできないか。	第1回の資料及び会議録の公開にあわせて、ホームページ上で、懇談会に対して御意見をいただけるフォームを作成。

■市民ニーズの段階と充足（解決）主体 ―公・共・私の役割分担―

公 (public)	国・自治体行政			国 都道府県 市町村・部・課 公民館 町・地区 運動公園
共 (common)	共同社会・協働活動	消防団 社会福祉協議会 NPO・NGO・管理組合 区土地産業組合 町・大村組合		
私 (private)	家族・私	隣近所 職場 家庭 私		
充足(解決) 主体	市民ニーズ の段階	私 (private)	共 (common)	公 (public)

・■は、公・共・私における最適の役割分担

・共(common)には、地域社会で活動するさまざまな団体が含まれる。伝統的な組織(部落、集落)から近代的な組織(コミュニティ、NPO)、さらに大学等も含めて考えることができる。

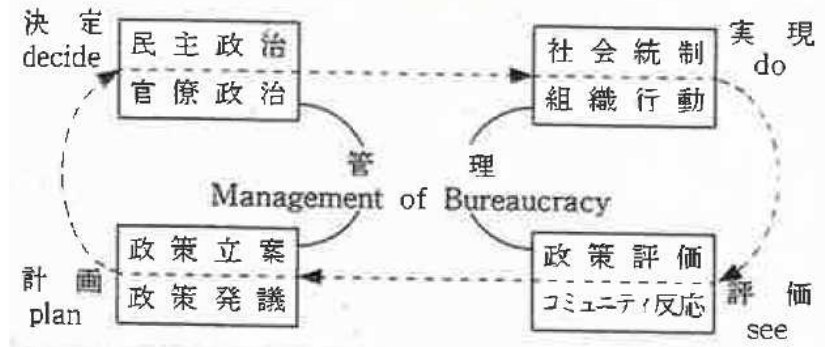
【本指針での市民参加の対象領域】

本指針での市民参加の対象は、「公」の部分への市民参加に加え、「共」の部分も一部含めて捉えることとする。

(赤枠太線で囲った部分)

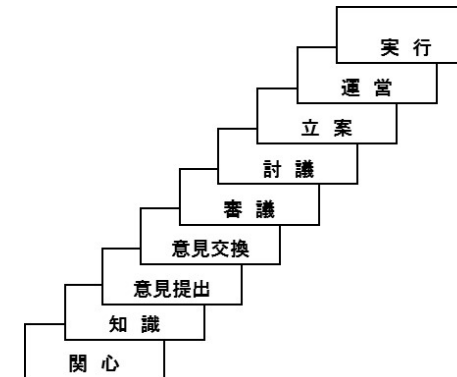
■市民参加の段階（各者の著書等を参考に作成）

○ 西尾勝「行政の過程」



- ・行政の過程を政策の立案から実現に至る過程と捉え、それぞれの段階において、官僚制（内側）とその外界たるコミュニティ（外側）との相互作用が存在することを示しているもの。
- ・官僚制の外界としての政治・行政的アクターによる官僚制内部への積極的な働きかけが必要である。

○ 田村明「市民参加の9段階」



- ・市民参加の9段階とは、田村明が横浜市の「市民参加」（制度）を参考に作成したもの。
- ・各過程における市民参加の段階を示したものであり、それぞれの過程で市民参加の段階を上げていくことで、「主体的」な市民が育つ。

つくば市における市民参加実施状況一覧

(つくば市企画経営課調べ)

No.	市民参加手法	実施事業数 (のべ数)	実施段階	備 考
1	審議会，懇談会・懇話会等	6		市民公募委員を実施している数 現在の全会議数は87会議
2	シンポジウム・フォーラム	22	実行	
3	ワークショップ	14	企画立案・計画 実行	
4	タウンミーティング (対話集会)	8	理解・共有 企画立案・計画	
5	出前講座	57		平成29年度現在の数
6	公聴会・住民説明会	13	企画立案・計画 実行	
7	ヒアリング	9	企画立案・計画 実行 評価・改善	
8	モニター調査	0		
9	パブリックコメント手続	38	企画立案・計画	うち意見のあった数は23
10	アンケート調査	30	理解・共有 企画立案・計画 実行 評価・改善	
11	意見・作文・イラスト・ アイデア等の募集	11	理解・共有 企画立案・計画	

(備考)

- ・平成26年度以降の市民参加の実施状況として調査（平成29年6月時点）
 - ・主な市民参加の手法として，他自治体等で見られる11の手法で振分け
 - ・市民参加の実施段階については，「理解・共有※」「企画立案・計画」「実行」「評価・改善」の4段階
- ※理解・共有段階とは，「企画立案・計画」を行う前の段階として設定

つくば市における市民参加実施状況一覧

- 平成26年度以降、つくば市が実施した事業における市民参加の実施状況となります。
- 市内に在住、在勤、在学する個人、行政以外の市民が構成する団体、組織(区会・自治会・町内会、地域活動団体、NPO・ボランティア活動団体、社会団体・公益団体・研究機関・メディア)や企業・事業所、またそれらを代表して参加している場合も対象としております。
- 当該事業における市民参加手法は、以下の①～⑧から当てはまる手法を選択しております。
①シンポジウム・フォーラム、②ワークショップ、③タウンミーティング(対話集会)、④公聴会・住民説明会、⑤ヒアリング、⑥モニター調査、⑦アンケート調査、⑧意見・作文・イラスト・アイデア等の募集
なお、審議会や懇談会などの会議、パブリックコメント、出前講座については、別紙にて整理しております。
- 市民参加を実施した段階については、「理解・共有段階」「企画立案・計画段階」「実施段階」「評価・改善段階」から当てはまる段階を選択しております。

No.	実施年度	事業名	事業内容	市民参加手法	実施段階	担当課
1	毎年度	科学教育推進事業 つくばちびっ子博士	全国の小中学生を対象に、つくば市内にある最先端技術や自然科学を学べる指定の研究機関等をスタンプラリー形式で自由に見学し、開催期間終了後にパスポートを事務局に提出すると、認定基準により認定証と記念品が贈呈される事業。	①シンポジウム・フォーラム	実施段階	教育指導課
2	毎年度	科学教育推進事業 つくば科学フェスティバル	市内の小中学校・高校・大学・研究機関等が、科学技術実験等のブースを出展公開し、科学の楽しさを体験できる体験型フェスティバル事業。	①シンポジウム・フォーラム	実施段階	教育指導課
3	毎年度	つくばショートムービーコンペティション	10分以内の映像作品を募集し、審査員及び観客審査員によるコンテストを実施	①シンポジウム・フォーラム	実施段階	文化芸術課
4	毎年度	人間学講座	実行委員会は、つくば市民及び本会の目的（人間学に係る事業を通じて、文化創造の一助及び生涯学習の推進を図る）に賛同するつくば市民をもって構成する。	①シンポジウム・フォーラム	実施段階	文化芸術課
5	毎年度	地域コーディネーター講習会	次代の地域を担う人材の育成を目的として、公募により受講者を募集し、講習会を実施	①シンポジウム・フォーラム	実施段階	文化芸術課

No.	実施年度	事業名	事業内容	市民参加手法	実施段階	担当課
6	平成26年度	つくば知的資産経営 フォーラム	つくば市では、平成25年度から「知的資産経営報告書」の作成支援事業に取り組んでおり、これらの報告を兼ねてフォーラムを開催した。	①シンポジウム・ フォーラム	実施段階	産業振興課
7	平成27年度	つくば知的資産経営 フォーラム	つくば市では、平成25年度から「知的資産経営報告書」の作成支援事業に取り組んでおり、これらの報告を兼ねてフォーラムを開催した。	①シンポジウム・ フォーラム	実施段階	産業振興課
8	平成28年度	まなぼう！つくば市の 都市計画講座	市民対象として座学とバス見学による都市計画の基礎を学ぶための講座を開催している。	①シンポジウム・ フォーラム	実施段階	都市計画課
9	平成26年度	イノベーションキャン パスinつくば2014	全国の高校生を対象に、研究者の講演や研究機関へのツアーを行う。最後に、グループワークにて発表を行う。	①シンポジウム・ フォーラム	実施段階	科学技術振興課
10	平成27年度	イノベーションキャン パスinつくば2015	全国の高校生を対象に、研究者の講演や研究機関へのツアーを行う。最後に、グループワークにて発表を行う。	①シンポジウム・ フォーラム	実施段階	科学技術振興課
11	平成28年度	イノベーションキャン パスinつくば2016	全国の高校生を対象に、研究者の講演や研究機関へのツアーを行う。最後に、グループワークにて発表を行う。	①シンポジウム・ フォーラム	実施段階	科学技術振興課
12	平成28年度	女性起業家シンポジウ ム	つくば市では、創業者全体に占める女性の割合が低い状況であるので、市内女性の起業意欲の向上と創業促進を図るため、「身の丈に合った起業」をテーマにシンポジウムを開催した。	①シンポジウム・ フォーラム	実施段階	産業振興課
13	毎年度	つくばで第九	公募により市民合唱団を結成し、プロのオーケストラの演奏、ソリストと歓喜の歌で共演するコンサート	②ワークショップ	企画立案・計画段階	文化芸術課

No.	実施年度	事業名	事業内容	市民参加手法	実施段階	担当課
14	平成27年度	竹園三丁目地域拠点再構築事業	公共施設の建て替えと、市以外の地権者が所有する土地も含めて再構築を行い、統一のとれたまちなみを創出する。	②ワークショップ	企画立案・計画段階	学園地区 市街地振興室
15	平成28年度	竹園三丁目地域拠点再構築事業	公共施設の建て替えと、市以外の地権者が所有する土地も含めて再構築を行い、統一のとれたまちなみを創出する。	②ワークショップ	企画立案・計画段階	学園地区 市街地振興室
16	毎年度	まちづくり体験講座	まちづくり支援事業の一環として、市民主体のまちづくり活動を始めの一助となるようワークショップを開催している。	②ワークショップ	実施段階	都市計画課
17	毎年度	成人の集い	成人の集いを開催するにあたり、新成人としての自覚や責任感を醸成することを一つの目的として、事業の企画から運営までを手作りで行うよう取り組む。	②ワークショップ	実施段階	文化芸術課
18	平成26年度	景観見学会	市内のすばらしい景観及び身近にあってもなかなか気付かない景観などをより多くの皆様に知ってもらうため、H18年から開催しているバスツアー。	②ワークショップ	実施段階	都市計画課
19	平成27年度	景観見学会	市内のすばらしい景観及び身近にあってもなかなか気付かない景観などをより多くの皆様に知ってもらうため、H18年から開催しているバスツアー。	②ワークショップ	実施段階	都市計画課
20	平成28年度	景観見学会	市内のすばらしい景観及び身近にあってもなかなか気付かない景観などをより多くの皆様に知ってもらうため、H18年から開催しているバスツアー。	②ワークショップ	実施段階	都市計画課
21	平成26年度	市政地区別懇談会	市長が市政の現状を説明し、参加者が市政に対する提言や地域の課題等について懇談し、市政運営の参考とした。	③タウンミーティング（対話集会）	理解・共有段階	広報広聴課

No.	実施年度	事業名	事業内容	市民参加手法	実施段階	担当課
22	平成26年度	つくば市長と筑波大学学生との懇談会	市長と筑波大学学生による懇談会を実施し、市長からの市政説明及び学生からの質疑応答等を通じて、市政に対する学生視点での意見聴取を行い、市政運営の参考とした。	③タウンミーティング（対話集会）	理解・共有段階	広報広聴課
23	平成27年度	つくば市長と筑波大学学生との懇談会	市長と筑波大学学生による懇談会を実施し、市長からの市政説明及び学生からの質疑応答等を通じて、市政に対する学生視点での意見聴取を行い、市政運営の参考とした。	③タウンミーティング（対話集会）	理解・共有段階	広報広聴課
24	平成28年度	タウンミーティング会える市長	市長と参加者の自由懇談により、市民から市政に対する意見や地域の課題等を聴取し、市政運営の参考とした。	③タウンミーティング（対話集会）	理解・共有段階	広報広聴課
25	平成28年度	つくば市長と筑波大学学生との懇談会	市長と筑波大学学生による懇談会を実施し、市長からの市政説明及び学生からの質疑応答等を通じて、市政に対する学生視点での意見聴取を行い、市政運営の参考とした。	③タウンミーティング（対話集会）	理解・共有段階	広報広聴課
26	平成28年度	北条商店街市長懇談会	北条商店街の今後の展開について意見交換を行うため、北条街づくり振興会と市長との懇談会を開催した。	③タウンミーティング（対話集会）	理解・共有段階	産業振興課
27	平成27年度	つくば市人口ビジョン・総合戦略策定	つくば市人口ビジョン・総合戦略策定のため、北部1回、中部2回、南部1回の地区別に計4回市民懇談会を実施した。	③タウンミーティング（対話集会）	企画立案・計画段階	企画経営課
28	平成28年度	竹園三丁目地域拠点再構築事業	公共施設の建て替えと、市以外の地権者が所有する土地も含めて再構築を行い、統一のとれたまちなみを創出する。	③タウンミーティング（対話集会）	企画立案・計画段階	学園地区市街地振興室
29	毎年度	縦覧	法定手続き （都市計画法の定めにより、案の縦覧に際して意見書の提出または公聴会での公述をすることができる）	④公聴会・住民説明会	企画立案・計画段階	都市計画課

No.	実施年度	事業名	事業内容	市民参加手法	実施段階	担当課
30	平成27年度	タウンミーティング (総合運動公園)	健康づくりとスポーツ施設の在り方について、市民に理解を深めてもらうとともに、参加者の意見を収集し、今後の市政運営にいかすことを図った。	④公聴会・住民説明会	企画立案・計画段階	広報広聴課
31	平成28年度	竹園三丁目地域拠点再構築事業	公共施設の建て替えと、市以外の地権者が所有する土地も含めて再構築を行い、統一のとれたまちなみを創出する。	④公聴会・住民説明会	企画立案・計画段階	学園地区 市街地振興室
32	平成26年度	学校新設に係わる住民説明会	筑波地区、葛城北部地区、みどりの地区に建設予定の新設校について、建築計画、施設概要等について説明を実施した。	④公聴会・住民説明会	実施段階	学務課
33	平成27年度	学校新設に係わる住民説明会	筑波地区、葛城北部地区、みどりの地区に建設予定の新設校について、施設概要、通学区域案等について説明を実施した。	④公聴会・住民説明会	実施段階	学務課
34	平成28年度	学校新設に係わる住民説明会	筑波地区、葛城北部地区、みどりの地区に建設予定の新設校について、施設概要、通学区域案、開校時期等について説明を実施した。	④公聴会・住民説明会	実施段階	学務課
35	平成26年度	館野地区地籍調査事業説明会	調査区域の地権者の方に事業の概要や進め方を説明し、理解と協力を求める	④公聴会・住民説明会	実施段階	地籍調査課
36	平成27年度	手代木地区地籍調査事業説明会	調査区域の地権者の方に事業の概要や進め方を説明し、理解と協力を求める	④公聴会・住民説明会	実施段階	地籍調査課
37	平成28年度	葛城Ⅱ地区地籍調査事業説明会	調査区域の地権者の方に事業の概要や進め方を説明し、理解と協力を求める	④公聴会・住民説明会	実施段階	地籍調査課
38	平成29年度	葛城Ⅲ地区地籍調査事業説明会	調査区域の地権者の方に事業の概要や進め方を説明し、理解と協力を求める	④公聴会・住民説明会	実施段階	地籍調査課

No.	実施年度	事業名	事業内容	市民参加手法	実施段階	担当課
39	平成28年度	第二種大規模小売店舗立地法特例区域に係る説明会	茨城県とつくば市は、茨城県が大規模小売店舗立地法の特例措置が適用される「第二種大規模小売店舗立地法特例区域」を定めるにあたり、住民の意見を反映させることを目的として説明会を開催した。	④公聴会・住民説明会	実施段階	産業振興課
40	平成26年度	中心市街地のにぎわい創出に向けた意見交換会	中心市街地の賑わい創出に向けて、中心市街地に立地する事業者と意見交換	⑤ヒアリング	企画立案・計画段階	学園地区 市街地振興室
41	平成26年度	まちづくり意見交換会	公務員宿舎削減を踏まえ、都市再生に向けたまちづくりを行うため、デベロッパーと意見交換	⑤ヒアリング	企画立案・計画段階	学園地区 市街地振興室
42	毎年度	立地企業フォローアップ事業	市内に立地する企業（工業団地内企業、ベンチャー企業等）を訪問し、業績、雇用及び行政に対する意見や要望等についてヒアリングを実施し、立地企業の動向や拡張意向を把握する。	⑤ヒアリング	実施段階	産業振興課
43	平成28年度	つくバス・つくタクの利用方法について	民生委員に対し、つくバス・つくタクの利用方法を説明すると共に、要望等をお伺いする。	⑤ヒアリング	評価・改善段階	総合交通政策課
44	平成29年度	つくバス・つくタクの利用方法について	民生委員に対し、つくバス・つくタクの利用方法を説明すると共に、要望等をお伺いする。	⑤ヒアリング	評価・改善段階	総合交通政策課
45	平成29年度	つくバス・つくタクの利用方法について	シルバークラブ連合会役員に対し、つくバス・つくタクの利用方法を説明すると共に、要望等をお伺いする。	⑤ヒアリング	評価・改善段階	総合交通政策課
46	平成29年度	つくバス・つくタクの利用方法について	福祉施設等のケアワーカーに対し、つくバス・つくタクの利用方法を説明すると共に、要望等をお伺いする。	⑤ヒアリング	評価・改善段階	総合交通政策課

No.	実施年度	事業名	事業内容	市民参加手法	実施段階	担当課
47	平成29年度	地区別懇談会	まちづくりやつくバス・つくタクに関するご意見をお伺いする地区別懇談会を実施する（平成29年7月から実施予定）。	⑤ヒアリング	評価・改善段階	総合交通政策課
48	平成26年度	巨樹等の所在調査	文化財課が継続実施中の市内の巨樹等の調査。初年度に市街地を除く385区会の区長を対象とした区内での巨樹の有無等に関するアンケートを実施し、現地調査対象を選定した。	⑦アンケート調査	理解・共有段階	文化財課
49	平成26年度	区会アンケート	市内全域の区長を対象にアンケートを実施し、課題や要望等を取りまとめ、各担当部署との調整を行った。	⑦アンケート調査	理解・共有段階	広報広聴課
50	平成27年度	つくば市「緑の基本計画」策定業務	平成17年度に策定した「緑の基本計画」について、上位、関連計画との整合を図るため一部見直しを行った。 （緑に関する市民アンケートの実施）	⑦アンケート調査	理解・共有段階	公園・施設課
51	平成28年度	つくば市公共施設マネジメント推進事業	市の実情に応じ、長期的な視点をもって、効率的かつ効果的な維持管理・修繕・活用等を行うため、その基本的な方針となる「つくば市公共施設等総合管理計画～公共施設等資産マネジメントの方針～（以下、「総合管理計画」という。）」を策定し、総合管理計画に基づき、公共施設マネジメントを推進するものです。 取組の推進にあたり、市が保有する公共施設や公共施設のサービスについて、市民の意向を把握するためにアンケートを行い、本調査の結果は、「総合管理計画」の策定の参考にすると共に、今後の公共施設マネジメントの取組に活用していきます。	⑦アンケート調査	理解・共有段階	公共施設 マネジメント推進室
52	平成28年度	道路上における防犯関連設備の効率的配置に関する学術指導	明るいまちづくり協議会において、安全なまちづくりに関するアンケートを検討し、市として委託する当事業において、つくば駅周辺地区に居住する市民を対象に、研究学園地区内の防犯についてアンケートを実施した。アンケート結果を参考に、今後の街路灯、防犯灯の設置について、優先順位等を検討しながら、整備及び関係機関への設置要望を行い、安全・安心なまちづくりを目指す。	⑦アンケート調査	理解・共有段階	道路維持課

No.	実施年度	事業名	事業内容	市民参加手法	実施段階	担当課
53	平成27年度	つくば市人口ビジョン・総合戦略策定	つくば市人口ビジョン・総合戦略策定のため、市民意識調査（対象3,000件）及び高校生意識調査（対象1,500件）を実施した。	⑦アンケート調査	企画立案・計画段階	企画経営課
54	平成28年度	竹園三丁目地域拠点再構築事業	公共施設の建て替えと、市以外の地権者が所有する土地も含めて再構築を行い、統一のとれたまちなみを創出する。	⑦アンケート調査	企画立案・計画段階	学園地区 市街地振興室
55	毎年度	文化財展示施設等の解説	市内外の学校、公共団体、任意団体等からの依頼に応じて行う展示施設等の解説。団体等の代表者に解説内容等のアンケートに答えていただいている。	⑦アンケート調査	実施段階	文化財課
56	毎年度	講演会・シンポジウムの開催	文化財課主催で毎年度1回程度開催している市内外の方を対象に講演会、H28はシンポジウム。参加者に内容等のアンケートに答えていただいている。	⑦アンケート調査	実施段階	文化財課
57	毎年度	講座・体験学習等の開催	文化財課主催で、市内在住・在勤の方を対象に毎年度2回開催している講座、及び同様に1回開催している体験学習会等。参加者に内容等のアンケートに答えていただいている。	⑦アンケート調査	実施段階	文化財課
58	毎年度	文化財企画展	文化財課主催で毎年度実施している文化財の企画展示。市内外の来場者に内容等のアンケートへの協力をお願いしている。	⑦アンケート調査	実施段階	文化財課
59	毎年度	地域交流センターに関するアンケート調査	地域交流センターの利用者を対象とし、意見や要望を明らかにし、今後のサービス提供の参考とする。	⑦アンケート調査	実施段階	文化芸術課
60	平成26年度	住宅用火災警報器設置推進事業	住宅用火災警報器の普及啓発のため、市内の各世帯の戸別訪問を実施、併せて設置率についてアンケートの依頼により調査する。	⑦アンケート調査	実施段階	予防広聴課

No.	実施年度	事業名	事業内容	市民参加手法	実施段階	担当課
61	平成27年度	住宅用火災警報器設置推進事業	住宅用火災警報器の普及啓発のため、市内の各世帯の戸別訪問を実施、併せて設置率についてアンケートの依頼により調査する。	⑦アンケート調査	実施段階	予防広聴課
62	平成28年度	住宅用火災警報器設置推進事業	住宅用火災警報器の普及啓発のため、市内の各世帯の戸別訪問を実施、併せて設置率についてアンケートの依頼により調査する。	⑦アンケート調査	実施段階	予防広聴課
63	平成29年度	住宅用火災警報器設置推進事業	住宅用火災警報器の普及啓発のため、市内の各世帯の戸別訪問を実施、併せて設置率についてアンケートの依頼により調査する。	⑦アンケート調査	実施段階	予防広聴課
64	平成27年度	広報活動に関するアンケート	市の広報活動に関して、市民の満足度や、市民がどのような方法で情報を入手しているかなどを把握することにより、さらに効率的で分かりやすい広報活動を行うための参考とした。	⑦アンケート調査	評価・改善段階	広報広聴課
65	平成27年度	利用者アンケート	中央図書館における利用の実態や満足度を把握し、今後の図書館運営にいかすため、満足度調査を実施した。	⑦アンケート調査	評価・改善段階	中央図書館
66	平成28年度	利用者アンケート	中央図書館における利用の実態や満足度を把握し、今後の図書館運営にいかすため、満足度調査を実施した。	⑦アンケート調査	評価・改善段階	中央図書館
67	平成28年度	公共交通に関するアンケート調査	市民対象調査、公共交通利用者対象調査、つくタク利用者対象調査の3調査を実施し、公共交通に関する利用実態及び意向等を把握する。	⑦アンケート調査	評価・改善段階	総合交通政策課
68	平成26年度	市政モニター制度	市政モニターを委嘱し、特定の事業について提案や意見を聴取し、市政運営の参考とした。（モニターによる意見や提案は、市の今後の取組方針とともに市ホームページに掲載）	⑧意見・作文・イラスト・アイディア等の募集	理解・共有段階	広報広聴課

No.	実施年度	事業名	事業内容	市民参加手法	実施段階	担当課
69	平成27年度	市政モニター制度	市政モニターを委嘱し、特定の事業について提案や意見を聴取し、市政運営の参考とした。（モニターによる意見や提案は、市の今後の取組方針とともに市ホームページに掲載）	⑧意見・作文・イラスト・アイディア等の募集	理解・共有段階	広報広聴課
70	平成28年度	市政モニター制度	市政モニターを委嘱し、特定の事業について提案や意見を聴取し、市政運営の参考とした。（モニターによる意見や提案は、市の今後の取組方針とともに市ホームページに掲載）	⑧意見・作文・イラスト・アイディア等の募集	理解・共有段階	広報広聴課
71	毎年度	つくば市民文化祭	市内7会場で団体及び個人の作品展示や芸能発表のほか、音楽会、小中学校芸術展を実施	⑧意見・作文・イラスト・アイディア等の募集	企画立案・計画段階	文化芸術課
72	毎年度	つくばショートムービーコンペティション	10分以内の映像作品を募集し、審査員及び観客審査員によるコンテストを実施	⑧意見・作文・イラスト・アイディア等の募集	企画立案・計画段階	文化芸術課
73	平成28年度	竹園三丁目地域拠点再構築事業	公共施設の建て替えと、市以外の地権者が所有する土地も含めて再構築を行い、統一のとれたまちなみを創出する。	⑧意見・作文・イラスト・アイディア等の募集	企画立案・計画段階	学園地区 市街地振興室
74	平成28年度	ロボットアイディアコンテスト	つくば市内に在住・在学する小中学生を対象に未来のロボットに関する絵画を募集し、展示するとともに表彰を行う。	⑧意見・作文・イラスト・アイディア等の募集	実施段階	科学技術振興課

附属機関の会議一覧

「つくば市（立）」を除く 50 音順

	審議会等の名称	審議会等の会議の目的	担当課
あ	つくば市一般廃棄物減量等推進審議会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 5 条の 7 第 1 項の規定に基づき、つくば市の一般廃棄物の減量、分別、リサイクル等について調査審議する。	廃棄物対策課
か	つくば市介護認定審査会	介護保険法第 27 条第 5 項又は第 32 条第 4 項の規定により行う審査及び判定のほか、介護保険の被保険者でない 40 歳以上 65 歳未満の要保護者(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者をいう。)について要介護認定又は要支援認定の審査及び判定をする。	介護保険課
	つくば市開発審査会	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 78 条第 1 項の規定に基づく審査会。開発許可処分及び開発許可申請に対する不作為の審査請求に対する裁決及び市街化調整区域に係る開発行為の許可、開発許可を受けた開発区域以外の区域における建築等の許可等について審査をする。	開発指導課
	つくば市学区審議会	つくば市における学区(つくば市立の小学校、中学校及び幼稚園の通学区域をいう。以下同じ。)設定の適正化を図るため、教育委員会の諮問に応じ、学区に関する事項を調査審議し、教育委員会に答申する。	学務課
	つくば市立学校給食センター運営審議会	給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、教育委員会の諮問に応じ給食センターの運営に関する重要な事項について審議し、及び助言する。	健康教育課
	つくばカピオ運営委員会	カピオの運営に関し、市長の諮問に応じ必要な事項を審議する。	文化芸術課
	つくば市環境審議会	環境保全に関する基本的な事項について調査審議する。	環境課
	つくば市教育支援委員会	障害のある児童及び生徒に対し、適正な就学指導を行うため、教育委員会の諮問に応じ、障害児の適正な就学指導及びこれに係る必要な事項について調査審議し、教育委員会に答申する。	学務課

か	つくば市教育特区学校審議会	つくば市教育特区に基づいて学校設置会社が設置する学校の設置認可等について調査及び審議をする。	総務課
	つくば市行政不服審査会	行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)による審査請求があった場合、審査庁の諮問に応じて審理手続の適正性及び判断の妥当性を調査審議し、答申する。	総務課
	つくば市景観審議会	良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議する。	都市計画課
	つくば市建設工事適正化対策審議会	市長の諮問に応じて、市工事から集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織を排除するために必要な情報の交換及び指名除外に関する審議を行う。	契約検査課
	つくば市建築審査会	建築基準法に規定する同意及び第九十四条第一項の審査請求に対する裁決についての議決を行うとともに、特定行政庁の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。	建築指導課
	つくば市国民健康保険運営協議会	国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。)第 3 条第 1 項の規定に基づき、つくば市が行う国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため設置する。	国民健康保険課
	つくば市国民保護協議会	市の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、市の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進する。協議会は、市長の諮問に応じ国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べる。	危機管理課
さ	つくば市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する付属機関として、市長の諮問に応じ、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務について調査審議し、答申する。	こども政策課
	つくば市社会教育委員会	社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、定時又は臨時に会議を開き、これに対して意見を述べる。	文化芸術課
	つくば市社会福祉審議会	社会福祉行政の円滑な推進を図るため、社会福祉に関する重要な事項を調査審議する。	社会福祉課

さ	つくば市生涯学習審議会	市長の諮問に応じ、生涯学習を振興するための施策の総合的な推進に関する事項、その他生涯学習の推進に必要な事項について調査審議し、答申する。	文化芸術課
	つくば市障害支援区分認定審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 15 条の規定に基づき、障害者及び難病患者等の障害程度区分に関する審査判定を行う。	障害福祉課
	つくば市奨学生選考委員会	つくば市が行う奨学金給付対象者(以下「奨学生」という。)選考の公平かつ適正な運営を図るため、教育委員会の諮問に応じ、奨学生の選考に関し必要な事項を調査審議する。	教育総務課
	つくば市上下水道審議会	水道事業及び下水道事業の円滑な運営を図るため、水道料金に関すること、水道加入金に関すること、下水道受益者負担金に関すること、下水道使用料に関することなどについて調査審議する。	水道総務課 下水道管理課
	つくば市情報公開・個人情報保護審査会	情報公開の請求に対する決定及び個人情報開示等の請求に対する決定について、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)による不服申立てがあった場合、市長又は実施機関の諮問に応じて申し立ての内容を審査し、答申する。	総務課
	つくば市スポーツ推進審議会	市長又は教育委員会の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長又は教育委員会に建議する。	スポーツ振興課
	つくば市生活安全推進協議会	生活安全の推進に関する事項について調査及び検討をし、その結果を市長に答申する。	防犯交通安全課
	つくば市政治倫理審査会	つくば市議会議員政治倫理条例(平成 12 年つくば市条例第 59 号)及びつくば市長等政治倫理条例(平成 13 年つくば市条例第 8 号)に規定する審査、調査等を行う。	法務課
た	つくば市男女共同参画審議会	市長の諮問に応じて、男女共同参画の推進に関する基本的及び総合的施策並びに重要事項を調査審議し、答申する。	男女共同参画室
	つくば市特別職報酬等審議会	議会の議員の報酬及び政務調査費の額並びに市長、副市長及び収入役の給料の額について審議する。	人事課
	つくば市都市計画審議会	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)によりその権限に属する事項を調査審議し、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する。	都市計画課

た	つくば市図書館協議会	図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。	中央図書館
な	ノバホール運営委員会	ノバホールの運営に関し、市長の諮問に応じて必要な事項を審議する。	文化芸術課
は	つくば市働く婦人の家運営委員会	働く婦人の家の円滑な運営を図るため、働く婦人の家の運営の基本に関することや働く婦人の家の利用普及に関することなどを審議する。	働く婦人の家
	つくば市文化芸術振興審議会	文化芸術の振興に関する事項について調査審議し、市長に答申する。	文化芸術課
	つくば市文化財保護審議会	文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 190 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する。	文化財課
	つくば市防災会議	つくば市地域防災計画を作成し、その実施を推進するとともに、市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集する。	危機管理課
	つくば市ホテル等建築審議会	つくば市ラブホテルの建築等規制条例の施行に関する重要事項を調査審議するため設置する。	建築指導課
ま	つくば市未来構想等審議会	総合計画における基本構想及び基本計画について必要な調査及び審議を行い、意見を取りまとめて市長に答申する。	企画経営課
	つくば市民生委員推薦会	民生委員法第 5 条第 2 項の規定に基づき、民生委員候補者の推薦を行う。	社会福祉課
や	つくば市融資あっせん審査会	つくば市中小企業事業資金融資あっせん規則(平成 3 年つくば市規則第 39 号)に基づく融資あっせんに係る審査を適正に行うため、融資あっせんの適否及び推薦金額を審査答申する。	産業振興課
	つくば市予防接種健康被害調査委員会	予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)の規定により、市民が受けた予防接種及びつくば市の勧奨により市民が受けた予防接種に起因した事故の諸問題について、適正な解決を図るため設置する。	健康増進課

懇話会・懇談会等の会議一覧

「つくば市（立）」を除く 50 音順

	審議会等の名称	審議会等の会議の目的	担当課
あ	アイラブつくばまちづくり推進委員会	アイラブつくばまちづくり補助金に関する交付の審査を行う。	市民活動課
	明るいまちづくり協議会	関係機関と連携し、協働で夜間照明の問題を解決するため	道路建設課
	つくば市遺伝子組換え作物栽培連絡会	つくば市における遺伝子組換え作物の栽培に伴う、市民の不安や混乱を未然に防ぐため、情報の共有化及び相互理解の促進を図る。	農業政策課
	小田城跡保存整備委員会	国指定史跡「小田城跡」の保存、整備等について、総合的、効果的に推進する。	文化財課
か	つくば市科学技術振興指針策定懇話会	つくば市科学技術振興指針の策定に関し、必要な意見を聴くため。	科学技術振興課
	つくば市学校防災推進委員会	大規模地震等の災害に対する児童等の防災対応能力の向上及び学校の防災体制の充実を適切かつ効果的に推進することを図る。	教育総務課 教育指導課
	つくば市学校給食食物アレルギー対応検討委員会	市が学校給食を提供する児童等の健康な生活と健やかな成長を目的に、学校給食における食物アレルギーへの適切な対応について検討する。	健康教育課
	つくば市環境都市推進委員会	環境都市づくりの推進を図る。	科学技術振興課
	第2次つくば市観光基本計画策定委員会	つくば市における観光の意義と可能性を認識し、本市の持つ地域資源や特性を最大限に活かした観光振興の推進を図る具体的な指針となる基本計画を策定するため、設置する。	観光推進課
	つくば市虐待防止ネットワーク	高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する適切な支援を実施するため、関係機関とネットワークを構築する。	地域包括支援課
	つくば市行政経営懇談会	複雑多様化する行政環境の下で、分権時代にふさわしい効率的な行政運営のあり方について、学識経験者から広く意見を聴き、市政に反映させる。	企画経営課
	つくば市教育行政懇談会	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行う。	教育総務課
	つくば市健康づくり推進協議会	健康増進計画「健康つくば21」を基に、市民の健康づくりを計画的かつ総合的に推進する。	健康増進課

か	つくば市公共交通活性化協議会	道路運送法の規程に基づく、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、並びに、地域公共交通活性化及び再生に関する法律第6条第1項の規程に基づく、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行う。	総合交通政策課
	つくば市高齢者福祉推進会議	つくば市高齢者福祉計画策定のため、つくば市における高齢者の保健福祉について広く意見を聴く。	高齢福祉課
	国際都市つくばを考える懇話会	つくば市の国際化推進のあり方について広く意見を聴く。	国際交流室
さ	つくば市在宅医療・介護連携推進協議会	高齢者が住み慣れた地域で必要な医療サービス及び介護サービスを一体的に受けられることにより、安心して在宅生活を続けられ、医療及び介護に係る関係機関の調整並びに連携の強化を図り、在宅医療・介護連携を推進する体制を整備する。	地域包括支援課
	つくば産業戦略会議	変化する産業構造を的確に把握し、つくば市の特性を活かした産業振興及び産業活性化策を検討し、本市における創業等を推進し、産業及び雇用の創出を図るための施策について広く意見を聴く。	産業振興課
	つくば CEMS 構想事業化可能性調査及び事業計画策定検討委員会	つくば CEMS 構想事業化可能性調査及び事業計画策定検討において、必要な意見を聴くため設置する。	科学技術振興課
	つくば市指定管理者候補者選定検討会議	指定管理者に管理を行わせようとする公の施設に係る指定管理者候補者の検討を行う。	企画経営課
	つくば市シティプロモーション懇話会	つくば市への誘客、定住、企業立地の促進等に向けた取組みについて、有識者からの助言及び提言等を拝聴し、今後のシティプロモーション活動等に反映させるために、設置する。	つくば市東京事務所
	自転車のまちつくば推進委員会	つくば市における安全で快適な自転車の利用の促進に関する事項、並びに行動計画の策定及びその実施に係る推進体制の検討を行う。	総合交通政策課
	つくば市障害者計画策定懇談会	障害者福祉施策に関する基本理念を定めるとともに、現状に即した実効性のあるつくば市障害者計画を策定し、障害者福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図る。	障害福祉課

さ	つくば市障害者自立支援懇談会	つくば市における障害者の自立支援に関する施策について広く意見を聴く。	障害福祉課
	つくば市消防団組織等検討会議	地域の方々に安心・安全を提供できる組織づくりを目標に組織再編の検討を行う。	地域消防課
	つくば市生活支援体制整備推進会議	地域の生活支援・介護予防サービス等を担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図る。	地域包括支援課
	つくば市総合教育会議	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴い、教育行政の大綱の策定に関する協議及び、教育を行うための諸条件の整備など重点的に講ずべき施策等について、首長と教育委員との間で協議及び調整を行うため。	総務課
た	つくば市地域ケア会議	圏域別ケア会議で検討された個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化するとともに、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。	地域包括支援課
	つくば市地域福祉計画策定委員会	社会福祉法第107条の規定に基づき、つくば市地域福祉計画を策定するに当たり、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させる。	社会福祉課
	つくば市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの公正を期し、及び中立性を確保し、並びに円滑かつ適正な運営を図る。	地域包括支援課
	つくば市地域密着型サービス運営委員会	地域密着型サービスの事業所の指定等に関して、介護保険の被保険者その他関係者の意見の反映及び学識経験者の知見の活用を図るため。	高齢福祉課
	つくば市地域密着型サービス等整備事業者選定委員会	つくば市高齢者福祉計画に基づく基盤整備における介護保険サービス実施事業者の選定に関して、透明性及び公平性を確保し、調査・審議を行う。	高齢福祉課
	(仮称)つくば市低炭素(建物・街区)ガイドライン策定委員会	低炭素なまちづくりの実現のための「(仮称)つくば市低炭素(建物・街区)ガイドライン」の策定に関し、必要な意見を聴くため。	科学技術振興課
	つくば市都市再生整備計画(旧まちづくり交付金)評価委員会	国土交通省の交付金事業である都市再生整備計画において、つくば市が策定した研究学園都市中心地区都市再生整備計画における(1)目標の達成状況、(2)事後評価の実施状況及び今後のまちづくり方策、について協議を行う。	市街地振興課

な	つくば市担い手育成総合支援協議会	つくば市の農業の持続的発展を実現するため、農業の将来展望や変革に向けた合意形成により、農業経営の規模拡大・改善、認定農業者等の担い手の育成確保を図る。	農業政策課
	つくば市入札監視委員会	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、入札及び契約手続における公正性の確保及び透明性の向上を図るため、調査審議し、市長に対し意見の具申又は勧告を行う。	契約検査課
	つくば市農業・農村男女共同参画社会推進委員会	女性の知識や感性を生かし、主体性をもって農業の振興と快適で心豊かな地域づくりを進め、さらに多様な能力を発揮できる環境づくりを推進する。	農業政策課
	つくば市農業振興地域整備促進協議会	農業振興地域整備促進事業に関する事項について協議し、その合理的推進を図る。	農業政策課
は	つくば市バースセンター評価委員懇話会	つくば市寄附講座が置かれる筑波大学附属病院つくば市バースセンターについて、有識者等の知見を参考として寄附の効果等を検証するため	健康増進課
	つくば市福祉有償運送運営協議会	福祉有償運送について、サービスを行う団体等の必要性、課題、利用者の安全と利便の確保に係る方策等を協議している。	障害福祉課 高齢福祉課
	つくばペデカフェ出店者選定委員会	つくば市の公共空間の取組事業に出店する簡易路上店舗について、管理者の立場から審査・選定するため。	学園地区市街地振興室
	つくば市放射線対策懇話会	放射線対策に関する市の施策について助言を得ることを目的とする。	環境課
	つくば市補助金等評価委員会	つくば市が市民や各種団体等に交付する補助金等の必要性、効果等を評価し、適正で効果的な補助金等の交付を行うため	財政課
ま	つくば市まち・ひと・しごと創生有識者会議	つくば市まち・ひと・しごと創生の推進に向けて、広く関係者の意見を反映するため	企画経営課
や	つくば市要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見やその適切な保護を図るため、関係者が情報や考え方を共有し、適切な連携を図る。	子育て相談室
ら	つくば市立地適正化計画検討委員会	つくば市が目指すべきまちづくりの実現に資するための立地適正化計画の策定に必要な事項を検討する。	市街地振興課
	つくば市老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法に基づく環境上の理由及び経済的理由で居宅での養護が困難な高齢者を、養護老人ホームに措置入所させるための判定を行う。	高齢福祉課

つくば市出前講座メニュー一覧

平成29年4月改訂

分類	No	講座名	所要時間	担当部署	分類	No	講座名	所要時間	担当部署
市政	1	つくば市の行政改革	30分	企画経営課	健康・福祉	30	障害をお持ちの方への暮らしの援助について	45分	障害福祉課
	2	広報紙ができるまで	30分	広報広聴課		32	みんなのあんしん介護保険	60分	介護保険課
	3	オンブズマン制度について	30分	オンブズマン事務局		33	認知症サポーター養成講座	90分	地域包括支援課
	4	「つくバス」「つくタク」の運行概要と利用方法	30分	総合交通政策課		34	成年後見制度活用講座	90分	
	5	つくば市の概要	60分～90分	企画経営課		35	どうやって支える！高齢者の生活と介護	90分	
	6	つくば市の新庁舎	30分	管財課		36	つくばで子育てを楽しもう！	45分	こども政策課
	7	つくば市東京事務所の仕事	30分	東京事務所		37	見直そう！食生活	120分～180分	健康増進課
	8	つくば市の情報公開・個人情報保護制度	45分	総務課		38	国民健康保険制度のしくみ	60分	国民健康保険課
	9	本当はわかりやすい税金のしくみ	60分	納税課、市民税課、資産税課		39	国民年金制度のしくみ	45分	医療年金課
	10	区会の設立について	30分	市民活動課		40	後期高齢者医療制度のしくみ	60分	
	11	もしも戸籍がなかったら？	90分	市民窓口課	41	農地転用許可制度のあらまし	30分	農業行政課	
	12	なるほど！住民票ここが知りたいかった	60分		42	市民農園を開設しませんか！	60分	農業政策課	
	13	つくば市の観光・物産について	30分	観光推進課	43	遊休農地の活用について～グリーンバンク・市民ファーマー制度～	30分		
	14	つくば市の「公共施設」	45分	公共施設マネジメント推進室	44	住民主体の景観まちづくりの進め方	90分	都市計画課	
	15	筑波山地域ジオパーク構想について	30分	ジオパーク室	58	地域まちづくり活動の進め方	60分		
	16	つくば国際戦略総合特区について	30分	科学技術振興課	59	つくば市の都市計画について	60分		
暮らし	17	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて	60分	男女共同参画室	教育・文化・スポーツ	45	つくば市の歴史	60分	文化財課
	18	消費者トラブル対処法講座～若者編～	30分～90分	消費生活センター		46	つくば市の文化財	60分	
	19	消費者トラブル対処法講座～学生編～	30分～90分			47	つくばで文化芸術を楽しもう！	25分	文化芸術課
	20	消費者トラブル対処法講座～高齢者編～	30分～90分			48	青少年の状況と健全育成について	30分	
	21	犬の飼い主のルールとマナー	20分			環境課	49	大切です！家庭教育	
	22	環境に優しい生活のススメ～自転車編～	30分	総合交通政策課		51	つくば市の通学区域について	30分	学務課
	23	ごみ集積所の新設等に係る相談について	30分	廃棄物対策課		52	学校施設耐震化の推進	30分	教育施設課
	24	ごみの分け方・出し方講座	30分			53	つくば市の学校給食、NOW！	30分	健康教育課
防災・安全	25	高齢者交通マナーアップ	60分	防犯交通安全課		54	子どもとの望ましい関わりについて	40分	教育相談センター
	26	家庭ではじめる防災対策	60分	危機管理課		55	つくば市のスポーツ振興について	45分	スポーツ振興課
	60	親子で学ぼう交通安全	60分	防犯交通安全課		56	ファーストブック講座	60分～90分	中央図書館
	27	防火講話・消防訓練指導	60分	予防広報課		57	子どもの本の楽しみ講座	60分～90分	
国際交流	28	つくば市の国際化対応への取り組み	60分	国際交流室					
	29	「つくば市国際交流員」による海外の紹介	60分						

「パブリックコメント手続」の過年度における実施状況

実施年度	①実施案件	②意見提出のあった案件			③意見により修正した案件	
		案件数	延べ人数 (含む団体)	意見数	案件数	修正箇所数
平成16年度	12	9	38	120	5	19
平成17年度	12	9	32	120	3	7
平成18年度	12	12	219	656	4	13
平成19年度	8	6	63	257	4	19
平成20年度	5	5	41	244	4	25
平成21年度	16	16	262	1,104	14	69
平成22年度	10	9	69	287	6	31
平成23年度	6	5	29	91	4	14
平成24年度	9	7	56	161	6	11
平成25年度	7	5	94	232	3	11
平成26年度	11	9	321	962	5	12
平成27年度	18	14	85	361	11	49
平成28年度	9	8	48	216	7	29
合計	135	114	1,357	4,811	76	309

(仮称) 市民参加推進に関する指針 骨子案

※下線部は、第 1 回に示した内容に追記した部分

1 策定の目的

- ・ 少子高齢化や地方経済・コミュニティの疲弊、エネルギー・環境問題など、世界はこれまでに経験の無い課題に直面するとともに、人々の生活スタイルや価値観は多様化・複雑化し、画一的ではない社会へと動き出している。
- ・ つくば市においても、市民の立場や考え方は人それぞれで異なり、また、抱える課題も山積している。
- ・ そのような中、できる限り多くの市民が満足できるような取組を進めていくためには、政策の意思決定過程の透明化を図ることや、市民の意見を聴取できる環境を整えるなど、まちづくりへの市民の参加を進めていくことが重要。
- ・ 本指針では、そのような市民参加を推進するための基本的な方針を示す。

2 「市民参加」の定義

- ・ 市民とは
- ・ 市民参加とは

3 市民参加推進のための基本的事項

① 適切な情報提供、共有

- ・ 行政の取組み、各種事業の審議過程や市政の課題等の情報提供、共有
- ・ 広聴業務の充実（声なき声を吸い上げる仕組み、地区相談業務の充実）

② 気軽に参加できるきっかけづくり

- ・ 幅広く市民に参加を促すために、参加意欲を高める工夫や仕掛けを実施

③ 適切な参加対象の設定

- ・ 事業の内容や範囲、性格などに応じ、適切な市民が参加できる手法の選択

④ 参加しやすい環境づくり

- ・ 時間や場所等の物理的な問題で参加できなくなならないような環境づくり

⑤ 積極的な市民意見の反映

- ・ 単なる巻き込み（包摂）の回避
- ・ すべての意見の反映は不可能
- ・ 柔軟な発想で、できる限り市民の意見を反映できるよう検討

4 市民参加の実施段階

- ・ 市民参加の4段階「理解，共有」「企画・立案，計画」「実行」「評価・検証」
- ・ 市民参加の段階に応じて，効果的な市民手法の選択がなされるようにすべき

5 市民参加の実施手法

- ・ 事業の目的や実施段階において，有効な市民参加手法を選択できるよう，主な市民参加の手法として例示

(例) ①審議会等，②シンポジウム・フォーラム，③ワークショップ，
④タウンミーティング（対話集会），⑤出前講座，⑥公聴会・住民説明会，
⑦ヒアリング，⑧モニター調査，⑨パブリックコメント手続，
⑩アンケート調査，⑪意見・作文・イラスト・アイディア等の募集 など
※例示として考えられる手法は追加していくこととする。

6 取組状況の公表

- ・ 市民参加による市民意見の反映とその結果公表
- ・ 各年度の取組予定，取組結果の公表

7 指針の検証

- ・ 数年ごとに指針の進行状況を検証

以 上

※要検討事項：

本指針において，市民の役割についての記載をすべきか否か。

平成29年度つくば市行政経営懇談会 開催スケジュール(改訂案)

時期		懇談会	市民参加指針	大規模事業方針
4月		委員の選定		
5月	17日	委員の委嘱 第1回行政経営懇談会 ・(仮)市民参加推進の指針について① ・策定スケジュール		
	下旬		市民参加の考え方及び指針 (骨子)の作成	
6月				
7月	中旬			
	24日	第2回行政経営懇談会 ・指針について②		
	下旬		指針(素案)の修正	方針(素案)の作成
8月	上旬			
	下旬			
9月	下旬	第3回行政経営懇談会 ・指針について③ ・方針について①		
10月	下旬	第4回行政経営懇談会 ・指針について④ ・方針について②		
11月	上旬		指針(案)の作成	方針(案)の作成
	中旬			
12月	1日		パブリックコメントの実施 (～1月9日)	
1月			パブリックコメントの意見取りまとめ・方針(案)の見直し	
2月	中旬	第5回行政経営懇談会 ・パブリックコメンの意見に対する 市の考え方について		
	下旬		最終指針(案)の作成	最終方針(案)の作成
3月	中旬		決定・公表・運用開始	

※10月の懇談会にて、パブリックコメントを行う指針案がまとまらない場合は、11月に懇談会を1回追加し、パブリックコメントの実施を1月5日～2月5日、2月下旬に懇談会を開催、3月下旬に決定・公表・運用開始のスケジュールに変更する。

様式第 1 号

会 議 録

会議の名称		平成 29 年度第 1 回つくば市行政経営懇談会		
開催日時		平成 29 年 5 月 17 日 開会 13 : 10 閉会 15 : 00		
開催場所		つくば市役所 6 階 全員協議会室 2		
事務局（担当課）		企画経営課		
出席者	委員	石塚 敏之，上田 孝典，江藤 睦，垣花 京子，小玉 喜三郎，中村 紀一，根本 一城，古久保 みどり，堀 賢介，柳瀬 敬		
	その他			
	事務局	神部政策イノベーション部長，飯村政策イノベーション部次長，片野企画経営課長，大越企画経営課長補佐，会田係長，内田主任，大友主任，和田主事		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	4 人
非公開の場合はその理由				
議題		(1) 平成 29 年度つくば市行政経営懇談会の議論事項について (2) 平成 29 年度つくば市行政経営懇談会の開催スケジュールについて		
会議録署名人			確定年月日	平成 年 月 日
会 議 次 第	1 開会 2 委嘱状交付 3 あいさつ 4 座長等の選出について 5 議事			

様式第 1 号

6 その他

7 閉会

<審議内容>

1 開会

事務局 定刻となりましたので、ただいまから、平成 29 年度第 1 回つくば市行政経営懇談会を開会いたします。

2 委嘱状交付

事務局 それでは、委員になる方々に市から委嘱状の交付を行います。お一人ずつお名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は、前にお進みください。

【五十嵐市長 委嘱状の交付】

3 あいさつ

事務局 ここで五十嵐市長よりご挨拶申し上げます。

【五十嵐市長 あいさつ】

事務局 ありがとうございます。申し訳ございませんが、五十嵐市長はこの後所用がございますので、ここで退席をさせていただきます。

〔五十嵐市長 退室〕

事務局 それでは、今回第 1 回目ということもありますので、簡単に委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【各委員 自己紹介】

事務局 皆様、ありがとうございます。

続きまして、市の出席者を紹介いたします。

【各職員 紹介】

様式第 1 号

4 座長等の選出について

事務局 それでは、続きまして、次第に従って、次第の 4 ということで、座長の選出に移ります。

今年度、行政経営懇談会を運営するに当たりまして、座長を選出していたきたいと思いますのですが、座長の選出につきましては、行政経営懇談会の設置要項第 5 条第 1 項の規定によりまして、委員の方の互選により定めると規定があります。互選の方法について、委員の皆様のご意見があればお願いしたいと思います。

委員 今までもやっていただいて、様子がわかっていらっしゃるところと、新しいところを目指しておられるので、中村先生にお願いできたらいいかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

事務局 異議なしということで、中村委員に、座長をお願いしたいと思います。

それでは、中村委員、座長の席に移動をお願いします。

続きまして、座長代理の指名に移ります。同じく懇談会の設置要項第 5 条第 3 項の規定によりまして、座長に事故があるときには、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理すると定められております。中村座長から、座長の代理のご指名をお願いします。

座長 小玉委員、お願いできますでしょうか。

〔小玉委員、首肯〕

事務局 では、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで改めまして、中村座長から、ご挨拶をいただきたいと思っています。よろしくお願いします。

【座長 あいさつ】

事務局 ありがとうございました。

ここからは、行政経営懇談会の設置要項に基づきまして、中村座長に進行

様式第 1 号

をお願いします。

中村座長，どうぞよろしくお願いいたします。

座長 それでは，本日の予定を申し上げます。

本日の案件ですけれども，議事が 2 件，平成 29 年度つくば市行政経営懇談会の議論事項について。それから，2 番目に，平成 29 年度つくば市行政経営懇談会の開催スケジュールについて。この二つをやっていきます。

それから，会議の公開はもう既に公開して，傍聴の方が入られているわけですね。

事務局 はい。

座長 原則，傍聴者は自由ということでやっていますけれども，それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは，そのように進めたいと思います。

次に，本日の配付資料について確認したいと思いますが，事務局のほうからよろしくお願いします。

事務局 それでは，本日の配付資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

事務局 もし，不足がございましたら，お申し出いただければと思います。

座長 皆さん，資料ございますか。

それでは，次第の 5 の議事に入ります。

5 議事

(1) 平成 29 年度つくば市行政経営懇談会の議論事項について

座長 1 番目の議事です。平成 29 年度つくば市行政経営懇談会の議論事項について，事務局のほうから，説明をお願いします。

事務局 （資料 3，4，5 に基づき説明）

様式第 1 号

・資料 3, 4 市民参加推進に関する指針策定について

・資料 5 総合運動公園事業検証委員会報告書について

座長 それだけで今日はよろしいですか。こちらの大規模事業に関しては、説明しなくてもいいですか。

事務局 大規模事業につきましては、4月に、この報告書をいただいて、現在、内容を精査しておりますので、今後は今説明しました策定方針のような資料を取りまとめて、3回目、もしくは4回目に、またご説明をしていきたいと考えております。

座長 はい、わかりました。

委員 この委員会報告書については、今日いただいたので、きちんと読み込んで、その上で議論しないと、ここで説明していただくのもいいんですけども、もうちょっと効率的にできるかなと思います。

事務局 3回目か4回目あたりに、こういった同じような形で、方針といいですか、そういったものを示していきたいと考えております。

座長 わかりました。そうすると、今日はこの市民参加のほうだけに絞って。

事務局 はい。

座長 それでは、今、市民参加について、指針の策定方針について説明がございましたけれども、それについてのご意見だとか、あるいは市民参加についてのイメージだとか、それからこういうふうに進めていきたいというようなこと、ご意見、ご質問とかございましたら、皆さんどうぞ自由に。

委員 どんどん議論が進んでいくと思うんですけども、前提になっているところの基本的なことを確認しながらやったほうがいいと思うんです。市民参加ということで、いきなり出てきているんですが、住民と市民というのは、やっぱり分けて考えなければいけないと思いますし、そのときの市民をどう考えるか。住民といえば、これははっきりしているわけです。住民登録をして住民台帳に載っている人。では、市民の範囲はどこまでなのか。学生たち

様式第 1 号

も市民，では，子供たちは市民じゃないのかとか，そういうことをさんざん議論されたのかもしれないですけども，どういうところで共通理解しているのかというのを知りたいということです。

それから，市民参加というのを，ある程度イメージで捉えていると思うんですけども，例えば，教育委員とか，農業委員とか，いわゆる委員です，それは，市民じゃないのか。行政じゃないけれども，さっきの委嘱されているということからすると，もしかするとこれは準公務員なのか，どういう立場なのか，市民の立場なのか，それとも行政の立場で議論しているのかとか，農業委員なんてすごく重要な役割を果たすんですけども，その辺のどう市民との関係で，ちょっと最初に言ってしまっておいたほうがいいと思うので言いますと，今回「ひばり」に，県の広報紙です，民生委員・児童委員について，こういうふうに書いてあります。民生委員・児童委員は，地域住民の立場に立って，地域の福祉を担う非常勤の地方公務員です。無給のボランティアとして，活動しており，任期は3年間，云々かんぬんとあって，厚生労働大臣から委嘱を受けます。厚生労働大臣から委嘱を受けた民生委員児童委員が，地方公務員としていて，無償のボランティアなんだというふうに書いてあるんです。このちょっと，頭，しびれてしまいましたけれども，無償ということとボランティア，もちろん有償のボランティアもありますから，ただ，ボランティアということは，市民が自主的に私やりますとってやるのはボランティアですよ。民生委員，私やりますという形でやっているのかどうか，児童委員とか，すごく重要な役割をそういう形で担っている，しかも行政，地方公務員ですよ。非常勤の。無償ですよ。ボランティアです。こんなことがあり得るのかということを，ちょっと思っ，その市民参加のあり方というのを，余り漠然と考えないで，具体的なことで詰めていったときに，では，教育委員は公選をほとんどしていないと。長が委嘱するというふうになっているとか，そういう，さっき僕ちょっと言いました，その古い

様式第 1 号

公共といわれているものを、もう 1 回見直さないと、NPO なんかが一生懸命新しい公共といったって、もう全然何も動かないです。そういうことで、今、ちょっと民生委員・児童委員は一体何なのというのの問いかけも含めて、そういうのと市民参加というのは、別なんですと議論するのか、そこまでちょっとこう、土俵を広げて地方自治体のいわゆる市民が、自治体と市民との関係は、見直したほうがいいんじゃないかななんて私は思っています。

座長 そのほかに、何かご意見はありますでしょうか。

委員 私も市民参加ということは、ちょっと不勉強でして、今回依頼されて初めてにわか勉強しているところなんですけれども、現状は、つくば市でも、幾つかもちろん市民参加という形で、個別にやられているものは当然にあって、ただ今回そこをひとつ筋を通すために、こうした包括的に指針みたいなものを定めるという理解ではいます。審議会の実績とかは、今回資料として出ているのですけれども、現在つくば市において、どの程度、どういう形で、このいわゆる市民参加というくくりで見られるようなものが実施されてきているのかというあたりというのは、ちょっと可能であれば教えていただけるとイメージもしやすいのかなと思います。逆に、実施されていないものがあるのであれば、それはなぜ実施されていないのかなというような視点も出てくると思います。やっぱり個別に見ていくと、ちょっと全体の指針というのですか、基本事項というのをイメージするのも議論しやすいのかなという気はするんです。

座長 これはすごい重要な視点だと思います。私もそう思います。結構、私が専門的に考える市民参加というのは、少なくともやっているんです。けれども、体系立てていないから、大分拾ってきたのだけ見ても、例えば、前市長は市政地区別懇談会というのをやっていますよね。こっちは会える市長という、一番初期の段階ですよね、市長に会える、市長に話せるという、参加型。それからあと、最高のレベルの中での基本条例をつくって、自分たちで

様式第 1 号

やっていくんだと。この間いろいろな広報広聴だとか、市民活動だとか、まちづくりには市民が主役だとか、パンフレットはたくさんあるんです。それを一旦整理して、その整理の仕方はこの前ちょっとお話しした田村明か何かの整理方法があるんですけども、それでやっていくというか、要するに、最初に寝ている子を行政がたたき起こすと、関心を持たないと大変なことになるよと。関心を持った人がだんだん市政に参加をしていくと。だんだん自立してきて、最後は、自分たち、自主管理でやるという 9 段階というのがあるんですよ。その 9 段階に合わせて、その参加の段階を踏んでいくと、最初は関心のあるところから、だんだん市民が主体になっていくという。そのどの辺に位置づけられているかというのは、ある程度わかってくることもあるし、その辺のところを一つの課題としては、具体的に市のイメージしている市民参加というのは、どの一体どういう施策を具体的にやっているのか。それで、具体的にやっているのが出てきた後に、今度、他都市では一体どういうことをやっているのかというのをやりながら、そこの違いというのは、先進自治体があれば、そっちからどう学ぶかというのが出てくると思うので、どういう形で出てきているのかというのは、非常に私も重要な点だと思います。抽象的に言ってもなかなか進まないと思いますから。すみません、ちょっと話し過ぎました。

事務局 現在のところ市民参加といっているものなのですが、先ほど示した方針の 2 ページに、(5) に実施方法と例があるかと思うんですが、この中で、今座長がおっしゃいましたように、タウンミーティングであるとか、こういったことも書いてあるようですが、この中できちんと要綱をつくって実施しているものは、パブリックコメント手続といわれるこの手続だけが、現在市の中では、きちんと要綱を作りまして、実施をしているというところですよ。こちらについては、もうホームページ等にも件数、実施した案件などを掲載しております。

様式第 1 号

そのほかにつきましては、法的に公聴会とかというのは、都市計画とかそういったところで決まっているものもあれば、各課でこの中で選択しながら計画づくりの中でワークショップであるとか、シンポジウムであるとかを開いたり、アンケート調査を行っているものもありますが、そういった総括的といいますか、どこがそういったものを取りまとめているのかというと、現在のところは、各々実施しているような状況ですので、どこがどういったものをやりながら、市民参加を取り入れているのかというのは、ちょっと把握できていないような状況です。

こういったものを、包括的に作りまして、(6)にありますように、取り組み状況の公表ということで、これらを今後は、どういった市民参加を取り入れてやってきたのかというのを、年度ごとに取りまとめまして、こういった手法でこういったものを取り組んできたということを、公表していきたいとには考えております。

委員 ということは、すみません、今までやってきたところの整理は一切ついていないということなんですね。把握できていらっしゃらないという。

座長 だから、個別にはやっているわけでしょう。だけれども、それが体系化された、こういうものを市民参加というふうに位置づけられているという形での整理はしていないということですよね。

委員 今のお話ですと、つくば市で要綱をつくって実施しているのは、パブリックコメントだけだとおっしゃいましたよね。そのパブリックコメント、私が短い経験で言っても、幾つか募集がありましたが、それぞれについて、何人応募があつて、こういう意見があつて、その結果、市としてはこの意見を採用しましたとか、この意見については、こういうふうに思うから採用しませんでしたとか、そういうフォローアップはできているのですか。

事務局 実施後、実施を終了した案件ということで、ホームページには載せておりまして、意見を取り入れて修正した部分については、その部分を載せて

様式第 1 号

います。

委員 実例として、修正したこともあるということですね。

事務局 あります。

委員 あとは、その全てについては無理かもしれないけれども、採用しなかったけれども、これについては、こういうふうを考えるから採用しなかったというふうなコメントはないのですか。

事務局 それもあります。策定後に、そういった事業を進める中で参考とさせていただきますとか、そういった意見への回答もございます。

委員 それは、資料として上げていただく。

事務局 それは、ホームページ等に掲載をしております。

委員 現在は出ているということですね。その過去の分まで。

例えばですが、総合運動公園のときに、パブリックコメントの締め切りが大変微妙なことになっておりましたが、その件についても、今も公表しているという理解でよろしいですか。

事務局 過去のその結果ですよ。

委員 はい。

事務局 結果については、載せております。

委員 どんどん新しい情報が来るので、多くの場合、過去の情報は一定のところで切られて見れなくなっているのですが、例えば、過去3年分ぐらいは見返せるという状況なのですか。

事務局 何年度実施分ということで、載せております。

委員 はい、ありがとうございます。

委員 障害福祉計画とかをずっと長いことやっておりまして、必ずアンケートをとり、ヒアリングをして、それから初めて計画策定になるという状況なんです。いいやり方だと思っているんです。事前にニーズを調査してから計画の策定に取りかかるというふうな。障害者に関してのことって、ほとんど国

様式第 1 号

が決まったことそのままなので、そんなに大きく変更はできないんです。少なくとも私はそう思っています。ですけれども、やっぱりつくば市独自で、こういうことがあります、ああいうことがありますということ把握した上で計画を作るか作らないかというのは、すごく大きな問題だと思います。

アンケートには賛否両論あると思うんです。書いていらっしゃる方に言わせると、書かされている気がするよね、こういう答えが欲しいんだよねと、予想できるような設問があるというふうに。要するに、市民の意見というのが、どういうふうに集められるかというのは、非常に重要なことで、もちろんアンケートも初期段階でしたら有用かもしれないんですけれども、アンケートを一度全部集計したものを見せてもらったら、自由記述のところがもう涙なしに見られないぐらいなんです。けれども、それは、私たち策定委員のところには、さくっと切り捨てられて、数字だけ出てくるんです。こういう事情があって、こうなりますというようなのは、確かにパブコメに関しては、結構丁寧に出ているというのは知っているんですけれども、そういうアンケートに答えた人たちに対して、何にもフィードバックがない。団体とかに所属していれば、団体にヒアリングには行くけれども、平たく言ってしまえば、団体に所属しない人たちが悪い状態になっていて、そうじゃない人たちは、ヒアリングにも来てもらえないし、意見を言いたくても、参加する窓口が見つからないというようなことが、とてもたくさん見られるんです。やっぱりその私たち障害者の支援者であったり、保護者であったりする人たちって、すごく関心が高いんです。そういう人たちの意見を集める方法というのが余りなくて、私たちでやっている福祉団体等連絡協議会では、そういう人たちの要望が、わあっといっぱい来るんです。もちろんそれを全部聞けるわけではないんです。こっちの言っていることとあっちの言っていることが全く逆だったりするので。例えば、身体障害の人たちにしてみれば、フル装備のユニバーサルトイレが欲しい、でも、知的障害の人たちは、フル装備にされて

しまうといわずらしてしまって危なくてしょうがない。そういうことがあるので、飛鳥田横浜の市政とかご存じだと、わかると思うんですけども、全部の意見を聞こうとすると、絶対まともらないということがあるので、そこをうまくさばいていく方法というのが、この中に絶対必要なのかなというふうに。例えば、これはできない、あれはできないに関して、パブコメにはいちいちコメント来ますけれども、そういう細かい意見聴取に関しては、何の返事もない、そういうところも、きちんと、こういう意見もあったけれども、こういうふうにしますよと。こういう意見に関しては、この間をとってここにしましたとか。ともかく 100 人が 100 人、全部満足する方法なんて絶対ないので、ここら辺をうまくさばいていくというシステムをつくっていかないと、対話をすればするほどわからなくなっていくということになっていくんじゃないかなと思います。

委員 着地点のところで、最初から着地点、さっきも市民参加を実現しているという実感が欲しいわけでしょう。具体的にパブリックコメントがどう反映されましたとか、審議会でいろいろな人の意見を聞いたか聞かないかという、何かその達成感が市民のほうにないと、やりましたで終わってしまう、アリバイづくりなんて言われてしまうと困るわけですね。そうすると、指針はわかるんです。市民参加を進めるという方向性はわかるし、そういういいことだと思います。だけれども、出口で、これは指針ではなくて、指標を示さなければいけないんです。こうこうこういうことがあって、市民参加が進んでいますね、進んでいませんねという。これは、オンブズマンの仕事なんでしょうけれども、オンブズマンという形ではなくて、指針の中に含まれているべきだと思うんです。

荒川区が、あれだけ幸福度云々かんぬんで注目されたのは、幸福度指標を出したからですね。荒川幸福度GHAというのですか、区民がこれだけ幸福だといえる実感がありますという指標を示したところが重要だったと思う

様式第 1 号

んです。だから、つくば市が、これ指針を作って、ちゃんとした指標を出して、継続的に何年もかけてこういうことを達成していきましたという指標がないと、また同じことになると思います。

数値化することが、必ずしも質的なものを表現できるかという、問題ですけれども、少なくともさっきの2割とか3割とか、あるいは指標を出せということはどういう指標なんだろうかね。中村先生とか、専門だから、そういうのが欲しいなと思いますけれどもね。

委員 勉強不足であれなんですけれども、確認を含めて、皆さんやっぱり限られた時間なので、一応今日の着地ということでは、この二つを決めるということによかったんですよね。

座長 そうですね。

委員 指針に関して、今日決めるのは何を。

座長 というよりは、市民参加というイメージがある程度共有できる範囲で議論できればいいということで。行政側の出してきているものと、僕たちが持っている市民参加というイメージとどう違うかとか、それからその方針を作っていく上で、どういうふうに基本的スタンスを置いたらいいかとか、今日の話というのは、比較的抽象的なものだと思うんですけれども。

委員 市民参加という意識に関して、何となく共通認識は持てているという意識は私には全然持てないんですけれども、多分、ここにいる人全員の頭の中の市民参加が、全部ばらばらのような気がしますね。

座長 そうですね、恐らく。

委員 なので、私的には、指針で終わらずに、できることなら条例にしてもらいたいなというふうな気もあるんですけれども、市民参加をすることによって、どんなことが起こるのかというようなことをまずちょっと行政の方から説明していただいて、どういうところを期待して市民参加をしてもらおうと思っているのか、それこそ総合運動公園みたいな市民運動になっては困るか

様式第 1 号

らとかというような話だったら、それはまた違うかなという気もしますし、
どういことを期待して市民参加の指針をつくろうとしているのか、一言ち
よっと聞いてみたいと思っているんですけども、そこをちょっと。

委員 だから、市民という概念が、非常に幅が広いので、これ定義しろといっ
ても、恐らくいろいろな市民の考え方がありますで終わると思うんです。こ
れ住民とさっき僕も言ったけれども、住民といったらはっきりしているんで
す。住民基本台帳に。それで、住民投票をやりたいと、これ市民投票じ
ゃないですよ。住民投票条例ですよ、だから、居住地があるかないかか
ら始まって、その住民投票をする権利があるかどうかから全部やらなければ
いけなかったでしょう。市民と住民と基本的に違うんです。住民には権利が
あって、直接請求の権利があるんです。監査請求する権利もあるんです。だ
けれども、これ、市民なんですよ。

委員 つくば市に働きに来ている人たちも含まれてしまうわけですね。

委員 そうそう。だから、50 分の 1 で、法律を提案することも、法律専門家が
いるから、もうできますよ。だけれども、ほとんどの人は、そんなことは知
らなくて、そんな手続もできないと思っているから、とにかく意見を言いた
いわけじゃないですか。それを拾い上げるということはもちろんできるんだ
けれどもね。だから、その辺を概念的に、こうやって話をしないと、みんな
ごちゃごちゃになっていると。

委員 市民と住民が違うというところを確認していただきたいんですが、例え
ば、パブリックコメントを提出できる人、パブリックコメントが厳密にそれ
に当たるかどうかわからないけれども、つくば市の図書館で本を借りられる
人とか、いろいろなときに、つくば、それは市民と言わずに在住者という表
現をしていましたっけ。つくば市民及びつくばに通勤している人たちは、そ
れでつくばに職場ある人、つくばの学校に通っている人という形で一番初め
に何となく私、つくば市民と書いてあったような印象があるから、ちょっと

様式第 1 号

混乱しているんですけれども。つくば市民、市民と独立させてしまうと、シビルという別の意味の市民が入ってきてあれですけれども、つくば市民というときは、法律上はというか、行政上はというか、住民基本台帳に載っている人がつくば市民なんじゃないですか。

委員 先ほど委員が、桜村民のときからおっしゃいましたよね。その桜村民というのは、これは住民という意味で、恐らくおっしゃったんだと思うんですよね。だから、市民という概念は、非常に難しいんですよ、多様なんです。

座長 市民のことについて、議論したら、僕は専門家ですから、徹底的に議論できますけれども。けれども、ここでは、つくばに住んでいる、あるいはつくばに関係を持っている市民から、つくばの政治にどう関わり合いを持つかぐらいの意味だと思うんです。

委員 2種類の意味があると。住民登録している厳密な市民と、それプラスの部分で。

座長 もちろん。だから、法律や何かで使われているのは、市民ということが使われていないので、住民、住民意識とか、住民投票とか、住民という言葉が使われますけれども、ここで市民といっているのは、別に、住民への市民の全体の利益で調整するとかという意味での市民というのを使っているわけではなくて、住民も含めて、使っているんだと思います。そういう理解でよろしいわけですね。こちらとしては、こういうふうに理解する。

事務局 いろいろそういった規則であるとか、そういったものがその施設によっても定義づけが、先ほど言いましたように、通勤通学している者とか、それも含まれるよとかというふうに、そういう定義づけはあろうかと思います。

委員 解釈の問題だろうけれどもね。

委員 そこは、今回の市民参加という意味からすると、できるだけ広くとって構わないのかなという気はします。厳密に投票権があるなしとか、そういう

ことのニュアンスではないので、いかにここのつくば市を利用されているか、関係を持つ方が気持ちよく自分の意思が反映される、あるいは意見が聞いてもらっているというような意識を持って、ここに住めるか、あるいは利用できるかという話だと思います。

座長 そうですね。

委員 先ほどの中から、市の立場からいうと、市民参加の結果、何を期待しているのかというふうな質問がございましたけれども、やっぱり市民参加が言われ出した一つの理由は、私が想像するにですが、財政が逼迫してきて、Aの意見とBの意見とCの意見、時に対立する、全く反対の意見を全て満たすことができなくなっている、そういう状況の中で、やはり円滑な市政の運営をしていくためには、市民の中でその意見を違いをある程度理解して欲しいんです。そうでないと、行政だけではお手上げですということが背景にあるのではないかと思うんです。先ほど自己紹介で言い忘れましたけれども、実は、総合運動公園の問題をきっかけにして、一体つくば市ってお金があるのか、ないのかさっぱりわからないから勉強しようと言って、財政学習会というのを始めました。それが発展的解消をして、今、市民による財政白書づくりの会というのになっております。私はそこに当初から首を突っ込んでおりますが、もちろん今までもう1年以上はやってきましたが、結局のところよくわからないという状況が続いているんですが、でも結局、それを始めたのも、市に潤沢にお金があって、どうぞどうぞ何にでもお使いくださいって、支えてくれる時代ではないという、なのに、公共施設は老朽化してきたし、高齢者は増えていく一方だしというふうな問題状況があるから、財政にも興味を持って、市民も考えなければいけないというふうなことだけれども、やっぱりこの市民参加もたどっていくと、別に宙に浮いたことから急に民主主義の基本ですからどうぞみたいな、そういう話が出てきたのではなくて、やっぱり行政側のやむにやまれぬ必要な背景にある、それをそ

の一人一人の行政マンが意識しているかどうかはわかりませんが、大きく見ればそういうことなんじゃないかなというふうに思うんです。

そうだとすれば、納税者というのが、やっぱり第一義に上がるべきだと思うんです。なので、もちろんその市に働きに来る人、市の学校にいる人に、不便をかけていいという理由にはなりません、煎じ詰めてお金の問題になるとしたら、まず納税者の意見が反映されるということが狭い意味での市民参加だと思うんです。

委員 納税者としてしまうと、我々障害者団体は、何も言えなくなっちゃうの。

委員 ごめんなさい。でも、もちろん住所があってというね、住民登録があってということとの絡みなので、もちろんうちにも納税していない人間がおりますからそうですが、やっぱりその広くとるほうが、市民参加にはいいとは言いきれない部分があるような気がします。別に私の今の意見は、障害者を排除するという意図は全くないので。

委員 皆さん多分いろいろな思いがあると思うんですけれども、まず本当にちょっとだけ若輩者ではありますけれども、まず限られた時間をちょっと有効に使えればということで、座長に任せるんですが、やはり今日決めなくてはならないことということで行くと、思いを伝えて、そういうみたいな感じでやってよろしいのですか。

座長 今は、私はそういうふうに思っています。それで、向こうで、事務局のほうで、今日の意見をまとめてもらって、ある程度こういう意見が出たという形で、それからだんだん絞れていくとしたら絞れていくという。

委員 今日決めなくてはいけないことってあるのですか。

委員 ないですよ。

座長 今日は差し当たって決めなければいけないことはないです。

事務局 今日は、中身につきまして、今いろいろご意見いただいておりますよ。うなブレインストーミングとして、いろいろな意見をいただいて、それを踏

様式第 1 号

まえて、また次のときに、事務局で整理して、またその整理したものでまたご議論いただければと思っておりますので、そういった意味で、いろいろなご意見をいただければというのが、一番の目的であります。

委員 わかりました。失礼いたしました。

事務局 あともう一つあるのが、後でやるんですが、一応スケジュールは。

座長 そうですね。それは決めなければいけないですね。今後どういうふうにやっていくかという日程ですね。それ以外は、別に今日は、そんなに取り立てて。

委員 市民参加というのが、なぜ必要なのかというと、やっぱりつくば市がよりよい市になってほしいというふうに、一人一人が思うことが大事だと思うんです。そのためには、当事者意識を持つと。自分が、このつくば市に住んでいる住民だという当事者意識を持つことが必要で、民主主義とか、熟議とか、あるいは合意形成って、すごく時間がかかるんです。市民参加です、はい、参加してくださいといって、では参加しますという人は、なかなか難しいですし、あるいは、実際に参加した人の意見だけで、いろいろなことが決まっていくということではなくて、むしろ声を出さないような人たちの意見もどうやって吸い上げていくのかということが大事だと思うんです。そのためには、こういう市民参加ということを進めていきますよというその前段階に、もっと、例えば、先ほどおっしゃったような財政について考える勉強会だとか、あるいはそうやって日頃から日常的な課題に対して、市民の方たちがどうしたらいいだろうというような素朴な意見や考え方が表明できるようなそういう仕掛けをどういうふうにまちの中に用意していくのかということも含めて、この指針の中に少し盛り込めたらいいなというふうに思います。

委員 私も全くそう思っていて、市民と言ってしまうと、もう規範的なものとか、倫理的な概念が入っていて、大市民、小市民なんていう言い方もしましたけれども、市民として、地域をよくしていこうという意思を持ってい

る人が市民なんです。住民は，そういうことを思っていようが思っていないでも住民なんです。

さっき古い公共と言いましたけれども，区会とか，つくば市では自治会と言わないのでしょうか。言わないんでしょうね。区会でしたよね。区会は，喧々囂々（けんけんごうごう）すごい意見がぶつかったり，いろいろなことをやります。非常に民主的でもあります，民主的でない部分もあります。でも，その市民という意識はほとんどないですよ，区会なんかで話をするのは。地域をどうしようか，つくば市どうしようという議論はなかなかできないんだけれども。だけれども，その辺から積み上げていかないと，その市民参加ということになっていかないと，住民自治に，僕は市民参加と住民自治を分けて考えたいんですけれども，住民自治につながっていかないとすると，そういうところを含めて，市民参加というふうに考えて欲しいなと思っています。

だから，何か新しい市民運動をすることが，市民参加であって，全くそういう意識がない人たちも，既に行政にはもう参加しているんだということです。その市民参加の実施段階というところで，いきなり企画立案・計画段階って始まってしまいうんですけれども，その前がものすごくたくさんあるわけです。もう困った，こういうことで何とかしてほしい，たくさんあるわけです。だけれども，それが，もう企画立案・計画段階になると相当進んだ段階であるわけで，困り事をどうやって聞くかみたいな，あるいは区会でどんな議論があるかというところから立ち上げていくという市民参加も非常に大事ですよ。そうすると，みんなでまちのことをよくしなければいけないから，何をしなければと。

委員 先日，市の広報で見たんですけれども，相談センターか何かを設置すると，各区に。それがどういう形で設置されて，そこに配属される職員がどういう方なのかというのがまだわからないんですけれども，やはり市の行政の

様式第 1 号

方々が、市民と本当に身近で話ができるというような職員が、今つくば市にどれだけいるかという、多分この庁舎の中でずっと仕事をして、それこそたくさんいろいろな業務をこなされていると思うんですけれども、やっぱりこの各地域に入って、そして、実際にそれこそ民生委員・児童委員をはじめ、町会の、区会の人やそれからいろいろな障害を持った方たちのその、それこそ社会福祉協議会とか、そういったいろいろな地域の中にいる方たちと、ネットワークを広げながら、情報を集めていくようなそういう仕組みというか、それが必要だとは思っています。だから、そういったことも含めて、ただ単に、何か審議会とか、あるいは委員会に市民をどう参加させて、市民公募の人を何人入れてとかという議論のその前の段階も含めた形で少し議論をもんでいきながら指針を作っていければいいんじゃないかなというふうに。少し議論がかなり多くなってしまうのかもしれないんですけれども、すごく大事なことでなというふうに個人的には思います。

座長 委員は両方体験されていて、今また新しい体験で、どんなふうなご意見をお持ちですか。

委員 有意義な疑問だと思うんですが、事務局が一番困るところですね、これをどう整理するか。まずつくばで今行われている市役所が考えている住民参加、市民参加といったものの実例を集約されたいかがででしょうか。そこで、他市と比べてみて、いいのか、課題があるのか、どうしたいのかという議論のほうが、今の議論が非常に臨場感が出てくるかなという気はします。例えば、アイラブつくばといって、手は出せないけれども、お金を出しますというスタイルもある意味で住民参加だし、いろいろな取り組みは行われているけれども、認識していない、認知していないということも一つ課題なので、今回こういう場で、参加していくということ、認知度が高まることはいいんですけれども、議論を楽しむことじゃなくて、そこに必ず成果物が誕生しなければいけないということが、私たちのミッションでもあるわけです。です

様式第 1 号

から、ぜひともお手間はかけますけれども、事務局に少し一肌脱いでいただいて、今つくばで皆さんが考えている住民参加はこんなことが実現されます、もうちょっと突っ込んだら、やりたいけれどもできないものもありますというリストがあるともっとうれしいです。

私たちも、私たちが考える住民参加というのも、メニュー化していきますというところが、少し道草になりますけれども、もうちょっと議論が集約されるかなと。

座長 事務局のほうも、今勉強中なんですよ。だから、両方勉強中なんですよけれどもね。

委員 活発なご意見をいただいて、今までにない新鮮な議論になっていると思うんですけども、実は今までのこの懇談会でいつもまとめる最後に、要するに行政の経営の効率化ということでやっているわけですけども、最後に必ず市民参加を活発にしてという注文をつけているんです。ただ、毎年のようにつけているんですが、それがどういうふうに変ったのかというのが、確かによくわからない。確かにパブリックコメントやいろいろなところでやっています。私も関係しているようないろいろな委員会、パブリックコメント出しますが、一通り確かに書いてあるんですけども、どうもそれは、変な言い方をすると、非常に官僚文書的な、今後検討しますというのがありますが、今後検討するということは、やらないということだよなんていうことを議論しながらやっていたりするということもあって、だから、そういうように、今回これが何かイメージ的にするというのは、とてもいいことだと思うので、ぜひ進めていただきたいと思うんですが、ただ、どういうところに問題があったのか、あるいはその中でも、今までうまくいっていた例示的にある意味モデルになりそうな例があるのか、その辺がちょっとないと。この文章は確かに非常に包括的に漏れなくカバーされているから、文句のつけようがない、これはこれで何ともいいと思うんですけども、これをまた結

局、何かただ我々のアリバイを作ろうとされているのかもしれないと。つまり、議論しようにも、取っかかりがちょっとよくわからなくて、最終的にこういうのを作るに際しても、何かこういう問題があったとか、こういうケース、あるいはもっとポジティブに言えば、こういうケースが非常にモデルになるんだとか、仮につくば市だけでなくもいいとは思いますが、そういうのを、こういうのを市民参加のモデルにしようよというようなものがあるといいかなと思うんですが、そういうものを目指して、こういうものをつくっていくというようにしないと、非常に抽象的になってしまうような気がします。ちょっと感想だけですけれども。

委員 市民協働ガイドラインというのが、たしかつくば市にはありますよね。

それとちょっとかぶる部分があるのかなと思いますので、それも一応資料として、事前に送っていただいて、今日ここへ来ていきなりこれだけの量の資料があると、始まるまでに読むこともできませんので、事前に送っていただいて、きちんと読み込んでから、ここで話ができる状況じゃないと、今みたいに、みんなしてこう、共通認識ゼロのまま話をするという状況になってしまうので、何をどういうふうに話してほしいのか、どういうふうにまとめたのかというようなことが、あらかじめないと、1時間や2時間でまとまる話ってまず絶対ないので。

委員 いや、次回から多分そうなると思います。

委員 資料はできるだけ早くたくさん送っていただいて。

事務局 次回からは、事前に送付したいと思います。

委員 あと、今おっしゃっていたように、実績を、やっぱり一度思い切って集約しないと、今把握できていないのであるというのであれば、やっぱりきちんと集約して、どんな形で今つくば市では市民参加が行われているのか、それがわからないと、ここでもそのせっかく市民参加している人たちが、悲しい目に遭わないような形に、ここでも話をしなければいけないし、本当の意

様式第 1 号

味で市民参加したいと思っているけれども、出られない人とか、そういう人たちの部分も拾い集めていかなければいけないし、市民参加なんか全く興味がないわ、でもつくば市はこのままでは困るのよねという人って、結構いると思うんです。そういう人たちをどうやって引きずり込んでいくのかとか、そういったようなこともやっぱりまとめて議論していかないと、正直私たちがいろいろな事業をやっていて、何を提供しても、見ない人は見ないし、来ない人は来ないんですよ。それを、市を挙げて、つくば市全体をよくしましうよというような形をしますってやっていただけると、正直私たちもとても助かるんです。

委員 まさに、そのことに関係してなんですが、資料 3 の 2 ページの一番上の（４）というところ、市民参加の実施段階というのが、やっぱり企画立案・計画段階のもう一つ前、そもそも何を計画するかというところで、市民の意見を聞くというのにも必要というか、さっきのお金の話にまた戻りますが、例えば、市長が、各地区で抱えている状況が違うから、旧 6 カ町村じゃないけれども、それぞれに個別の対応をしようというお気持ちもおありのようなので、その例えばですが、例えば、筑波地区なら筑波地区、これだけの予算をつけますが、何に使ってほしいですかみたいなヒアリングをするということもありだと思うんです。でも、多分、ここに書いてある市民参加の実施段階では、そういうことはイメージされていないと思うんですが、そのそういう形が実は一番、一番かどうかわかりませんが、裾野、市政に興味を持って、当事者意識を持つ市民を増やす第一歩になり得るのではないかと思うのです。この計画がある程度素案ができてしまったような段階、あるいはこうしようと思う、何かを作ろうと思うんですが、どういうふうにすればいいですかという投げかけ方ではなくて、その自分の今住んでいるこの地区をどうしたいですかという、すごく漠然としていますけれども、漠然としているからこそ、みんなが自分の思っていることを言える。これがテーマを絞られたそのヒア

様式第 1 号

リングになると、そのテーマに興味のない人は行かない、逆に言うと、だから、テーマを絞ったヒアリングというのは、興味のある人が来て、その場ではそれが多数になりますから、何か全部並列でそういうふうにならざるを得ない形になりがちだと思うんですが、もう、テーマを決めない、例えば、この地区というふうな形で、今この地区に一番不足しているのは何だと思うかということ、地区の人が話し合う、それを市の行政担当が聞く、そうすると何か、もう少し具体的にいろいろなことが見えてくると思うし、意見を言うほうにとっては、それが勉強になると思うんです。自分は、Aのために来たけれども、周りでB、C、Eという意見を聞けば、あ、確かにそういう問題もある、それではそのどれを優先度をつけてやるのかなというふうに、それはお説教しなくても、本を読まないでも、市民が自然に学ぶようになっていく仕掛けの一つではないかなと思っています。

座長 ちょっと広がり過ぎたので、まず参加のところだけで少し私の考え方を話してみますと、参加については、私が勉強してきた限りでは、田村モデルというのと西尾モデルというのが大変参考になると思うんだけど、田村モデルというのは、田村明さんという法政大学の先生で、横浜市にもずっと勤めていた人が、横浜市の参加を前提につくった9段階という考え方なんです。それは、第1番目が関心、第2番目が知識、これは情報提供という言い方をしているときもあります。その次に、意見、要望、意見提出というふうに3番目に言う場合もあります。それから4番目が意見交換、それから5番目が審議、6番目が討議、それから7番目が立案、8番目が決定、9番目には実行というので、これは、最初の簡単には、これ、この間の眞子様ですか、婚約というのをばあんと新聞の見出しに出ると、まず関心を持ちますよね。関心を持つというのが重要だというのが第1番目、関心の段階。その次に、では、眞子様の相手は誰なのかとあって、それが知識ですよね。それについて

て、知識を得ると、自分が意見を述べたくなってくる。そうすると、次に、意見交換が出てくる。もうちょっと調べてみようというので、審議の段階に入り、それから討議というのは、これ、こっちで今、審議までは、行政と市民との、住民でもいいですけども、市民との対話なんだけれども、討議になると、イーチャザーコミュニケーションというので、市民間、住民間の間も出てくる。それで、その案ではそのままいかなくなってしまうけれども、それで自分たちで案を出してみようと、自分たちで案を決定していくと、それから実行、自主的に実行していくという、要するに市民の自立性に従って、関心、知識、意見、意見交換、審議、討議、立案、決定、実行というのになってくる。いずれにしても、こういう段階、こういう中に置いてみると、大体その今までつくば市がやっている政策がどういうものなのかわかる。

それから、もうちょっと広いので考えると、西尾勝さんという、東大の行政学の先生なんですけれども、運動、交渉、機関参画、自主管理という、その4段階なんですね。運動というのは、最初にあるわけです、彼の中では。例えば、僕が同じ人ばかりえこひいきして指していると、あなたはどうかと。こっちでむかむかしてくると。すると、市民運動を起こすわけです。俺にもしやべらせろと。で、あっと気がついて、あ、何ですかというふうに言って初めて運動が、こちら側が、運動の人たちを発言の当事者として認めると。それで交渉が始まると。交渉が始まって、だんだんそれが上に上がってくると、機関参画というか、機関参画の場合は、参画だったら、計画の段階から入るような形のシステムができ、やがてある一部分については自主管理をするという、そんな4類型とか、4段階ので出しているんですけども、そういうような形で、少し整理してみることは一つ必要かなと思います。

それから、先ほど出た住民と市民については、僕も徹底的な議論で論文は書いていますけれども、たくさん。だけれども、ここではそんなに、広く考えたほうがいいと思うので、住民も市民も同じような考え方で始めたほうが

いい。参加は、恐らく、幾つかの段階で、分け方でできるのが一つと、それからあと、先ほど出された意見を言っても取り込まれてしまうという、行政と包摂（包絡）って、アドミニスターインボルブメントという考え方なんですけれども、結局は行政の手の中にある意なりという、そのあたりのところも少し中で議論していくというか、指針の中に入れていけたら。手前みそになりますけれども、この昔都市問題の基礎知識という中で、市民参加について、1項目ぐらいあったのを全部書いたんで、その中にはもう、30歳ぐらいのときに書いたんで、定義論としてはまだ今読んでみると、すごい稚拙なものですけれども、これも資料として使えるようだったら、コピーをとってもらって、皆さんにお配りします。これなんか、市民とは何かから始まって、市民参加の意味と包絡ですね、それから市民参加と行政の責任、市民参加の方向とか、一応自分のそのとき思いつくものについては、若干定義してあるので、これなんかたたき台にできればと思っています。

そのほか勉強したい人は、たくさん、僕が書いたものがありますので、持っていつていただければと思いますけれども。

委員 五十嵐市長が、できれば地域担当をつくりたいというようなことをおっしゃられていました。恐らくですけれども、それを政策イノベーション部的に解釈するとすると、行政に、横串を入れるための何かしようということじゃないのでしょうか。

座長 地域担当制はやっていたところがあるのはご存じ。

事務局 はい。地域担当はもう既に、新しく組織立てしまして、地区相談センターというのを作りまして、地区ごとに職員を2人配置しております。

委員 そうですか。何でそういうことを言うかという、以前社協にもちょっとかかわっていた時期があって、社協が統合して大きくなったときに、地域担当がいなくなってしまうわけです。私が社協に提案したのは、全職員を各地域の担当に分けて、要するに、部署の縦割りの関係ではなくて、すばっと

様式第 1 号

横に切った、では、地域のことを何かあったときには考えましょうみたいな、二足のわらじを履かせるみたいなことを社協に提案したことがあるんです。市長が言っていることを付度すると、そういうとにかく縦割り行政の大変さは住民からすると、あるいは市民からすると、非常に煩わしくて、やっぱりそれを区会なんかで話すようなことを、地域包括みたいな形ですか、そこで何か話が出たら、それがちゃんと伝わっていくみたいな仕組みを作ってほしいんじゃないかなと思うんです。

座長 習志野市がやっていたのはご存じですか。習志野市がやっていた、今やっているかどうかわからないけれども、習志野市の経験なんかを聞いてみるといいかもしれないですね。

委員 今の話で、ちょっと本題から外れるんですが、つくばが合併したときに、4・1・1というのですけれども、62年11月30日、翌年1月に一つ、それから平成14年に一つ。その途中で地区担当制を導入しているんです。ですから、それがなぜ途中で立ち消えになったか、もしくはそこで終了したのかも含めて、つくばは既にもう先人がそういうチャレンジをしています。それで、今回、一つ不安なのは、旧町村という表現が非常に現実的ではない。都市軸が非常に複雑に変わってきていて、当時と違って、旧町村プラスTX沿線があるし、それから、もっと新しい国交省の施策でまちづくりがコンパクトシティというふうに変わってきている中で、それであえて旧町村というときには、覚悟が必要だなという気はします。どっちを向いて意見を聞くのか。もう一つ、聞いても、収束しないと、その意見を聞いたことがストレスになります。ということは、昔なぜできなかったというと、決定権が現地にないんです。全部本庁に上がらなければいけない。残念ながら縦割りなんです。それは、組織というか、新たな何かをつくるのではなくて、絶えず組織の中を活性化しておくということを維持し続けないと、どんなふうな布陣を敷いても改善になかなかならないなという気はちょっとしています。

様式第 1 号

委員 ちょっと観点が変わるんですけども、今回、指針を策定するということで、究極的な目標は多分実際の市民参加をする事例をふやすということだと思うんです。そこから行くと、この指針を定めるときにも、指標って他の委員もおっしゃっていたと思うんですけども、こういう場合には極力実施する、原則実施するとか、そういうような形でもうある程度基準というのですか、それを示せるところまで行けたら一番いいのかなという気がするんです。それが多分翻って、行政の方たち、そのうちの一人が、これは市民の意見を聞きたいなというときに、こういうふうには指針になっているじゃないですかということで、聞きやすくなる、実際に使われやすくなるという面もあると思うので、可能であれば、そういうところまで、指針の中に盛り込めるといいなという気はしました。

座長 どうぞ、今日でぜひ話をしておきたいという方はおられますか。

なければこれ、本当に大変な仕事ですけども、今出てきた議論、私も手伝いますので、まとめてこの次のときに、それをたたき台にしてやっていければと思います。

(2) 平成 29 年度つくば市行政経営懇談会の開催スケジュールについて

座長 それでは、今後のスケジュールについてということですけども、事務局のほうからお願いいたします。

事務局 (資料 6 に基づき説明)

委員 ものすごくタイトなスケジュールだと思うんですけども、今日言われただけで、今までの実施状況を集約をする、あと、市民協働との兼ね合いをきちんと資料化する、そういったようなことを全部やって、次回までに資料として、皆さんにお送りする上に、素案ができ上がって、次に来る。それが 1 カ月後なんですね。

座長 素案を作ってしまうのですか。

様式第 1 号

委員 素案の作成が先に出ていますが、次回よりも先に。できそうですか。

事務局 今日の意見を踏まえまして、調査すべきものもございますので、その辺のスケジュールは考えていきたい。全部で5回にしていますが、今年度中には策定したいと思っておりますが、皆さんの意見を踏まえて、もう1回増やすということもあろうかと思えます。そういったスケジュールは柔軟にしていきたいと考えています。

委員 なるべく早目にスケジュールを教えていただきたいと思います。

事務局 わかりました。

委員 本当に、すごい大変な作業量になると思いますので、ぜひ頑張ってくださいとしか言いようがないんですけども。

座長 ほかに、何かスケジュールについてはご意見ございませんか。

委員 1つよろしいですか。ご質問させていただきたいのですが。要項の中では、この要項第2条で、1号、2号というのが、今回はこの1号、2号、対象にならないということによろしいですか。行政改革に関すること、行政評価に関すること。これらの事項ではないということですか。

座長 どうですか。第2条の1、2。

事務局 ここの第2条に、行財政改革に関すること、行政評価に関することということで、掲げてはいるんですが、今年はこういった指針づくりというものを市のほうで考えておりますので、今年につきましては、こちらの第3号に掲げている行政運営の推進に関し必要と認める事項というところに該当するものとして、市民参加の指針と、あと大規模事業の実施に関する方針を、委員の皆様にご意見いただけたらというふうに考えております。

委員 1点、大規模事業については、大規模事業の定義をある程度整理されたほうがいいかなという気がします。ここで余り議論することでもないかもしれないですが、形を示していただいたもので、少し議論をしたほうがいいと思います。

様式第 1 号

それから、もう 1 点は、市民参加を議論するこの場合は、会議録を概要で結構ですから、多分アップされるでしょうけれども、ウェブでアップされました、そうしましたら、興味を持っている一般の市民の皆さんが、それに対して物が言える、意見が寄せられるようなソフトなシステムをつくって、両方回していくというふうなことが、負担にはなるかもしれませんが、我々も自ら発言したことに、何が意見が返ってきているのかというのを俯瞰する意味で、可能であれば開示して、その開示された意見に対して、市民からフィードバックがあり得るようなご検討がもしいただければと、提案をさせていただきたいと思います。

座長 では、ここで議論しているところにも、一般の市民が関心を持ったら、それに何か意見を述べることができる。

委員 この場に来るというよりも、それは、メールでも結構ですので、時空間を同一にしなくても、参加できるという雰囲気づくりをしていくことが大事だと思います。

座長 では、それも検討。

事務局 ホームページのほうで。

座長 そのほかに、ご意見はございますか。

6 その他

座長 それではちょっと、予定よりも少し遅れましたけれども、予定した議事はこれで終了となりますので、そのほかはございますか。事務局のほうの。大丈夫ですか。

7 閉会

座長 それでは、本日予定しておりました全てが終了いたしましたので、長時間にわたりご苦労さまでした。ありがとうございました。

つくば市における各課等で所管する計画等

平成29年5月17日時点

No.	計画名	計画期間	課（室）名
市長公室			
1	つくば市国民保護計画	—	危機管理課
2	つくば市地域防災計画	—	危機管理課
総務部			
3	つくば市会議の公開に関する指針	—	総務課
4	つくば市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画	平成28年4月～平成33年3月	ワークライフバランス推進室
5	つくば市特定事業主行動計画	平成27年4月～平成32年3月	ワークライフバランス推進室
政策イノベーション部			
6	第3次つくば市行政改革大綱	平成28年度～平成32年度	企画経営課
7	つくば市人口ビジョン	平成27年10月～平成72(2060)年	企画経営課
8	つくば市戦略プラン	平成27年度～平成31年度	企画経営課
9	つくば市まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成27年度～平成31年度	企画経営課
10	つくば市未来構想	平成27年度～21世紀半ば	企画経営課
11	つくば市科学技術振興指針（第2期）	平成29年5月～平成34年3月	科学技術振興課
12	つくば環境スタイル”SMILE” （つくば市環境モデル都市行動計画）	平成26年度～平成30年度	科学技術振興課
財務部			
13	平成29年度予算編成方針	平成28年11月～平成30年3月	財政課
14	つくば市公共施設等総合管理計画 ～公共施設等資産マネジメントの方針～	平成29年度～平成58年度	公共施設マネジメント推進室
市民部			
15	市民協働ガイドライン	—	市民活動課
16	つくば市グローバル化基本指針	平成28年9月～平成33年3月	国際交流室
17	つくば市男女共同参画推進基本計画	平成25年度～平成29年度	男女共同参画室
18	つくば市スポーツ推進計画	平成26年度～平成35年度	スポーツ振興課
19	第2次つくば市生涯学習推進基本計画	平成28年度～平成32年度	文化芸術課
20	つくば市文化芸術の振興に関する基本的な方針 （後期基本方針）	—	文化芸術課
保健福祉部			
21	つくば市地域福祉計画（第3期）	平成28年度～平成32年度	社会福祉課
22	第2次つくば市障害者計画後期計画	平成28年度～平成31年度	障害福祉課
23	つくば市障害福祉計画（第4期）	平成27年度～平成29年度	障害福祉課
24	つくば市高齢者居住安定確保計画	平成27年度～平成29年度	高齢福祉課

保健福祉部			
25	つくば市高齢者福祉計画（第6期）	平成27年度～平成29年度	高齢福祉課
26	つくば市サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針	—	高齢福祉課
27	つくば市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る事務取扱要綱	—	高齢福祉課
28	つくば市有料老人ホーム設置運営指導指針	—	高齢福祉課
29	つくば市有料老人ホーム設置運営指導要項	—	高齢福祉課
30	つくば市国民健康保険データヘルス計画	平成28年度～平成29年度	国民健康保険課
31	つくば市特定健康診査等実施計画（第2期）	平成25年度～平成29年度	国民健康保険課
32	新型インフルエンザ等対策行動計画	—	健康増進課
33	第3期つくば市健康増進計画「健康つくば21」	平成28年4月～平成33年3月	健康増進課
こども部			
34	つくば市子ども・子育て支援プラン	平成27年度～平成31年度	こども政策課
経済部			
35	つくば市森林整備計画	平成29年4月～平成39年3月	農業政策課
36	つくば市農業基本計画	平成27年4月～平成32年3月	農業政策課
37	つくば市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	—	農業政策課
38	つくば市農業振興地域整備計画	—	農業政策課
39	第2次つくば市産業振興マスタープラン	平成25年5月～平成30年3月	産業振興課
40	つくば市創業支援計画	平成26年度～平成29年度	産業振興課
41	第2次つくば市観光基本計画	平成29年度～平成33年度	観光推進課
都市計画部			
42	つくば市景観計画	—	都市計画課
43	つくば市再生可能エネルギー発電設備の設置ガイドライン	—	都市計画課
44	つくば市都市計画マスタープラン2015	平成28年1月～平成47年度	都市計画課
45	旧庁舎利活用方針	—	公共施設跡地利用室
46	研究学園地区建設計画	—	市街地振興課
47	周辺開発地区整備計画	—	市街地振興課
48	新たなつくばのランドデザイン	目標年次：平成32年	学園地区市街地振興室
49	研究学園地区まちづくりビジョン	目標年次：平成37年	学園地区市街地振興室
50	つくば市耐震改修促進計画	平成20年度～平成32年度	建築指導課
51	宅地耐震化推進事業	平成27年度～平成29年度	開発指導課
52	つくば市自転車安全利用促進計画	平成27年度～平成36年度	総合交通政策課
53	つくば市地域公共交通網形成計画	平成28年度～平成32年度	総合交通政策課

建設部			
54	つくば市橋梁長寿命化修繕計画	道路橋毎に5年周期で点検を行う。	道路維持課
55	つくば市緑の基本計画	平成17年4月～平成36年3月	公園・施設課
56	つくば市公園施設長寿命化計画	平成27年度～平成36年度	公園・施設課
57	つくば市交通安全計画	平成28年度～平成32年度	防犯交通安全課
生活環境部			
58	第2次つくば市環境基本計画	平成22年4月～平成32年3月	環境課
59	つくば市きれいなまちづくり第4次行動計画	平成29年4月～平成32年3月	環境課
60	つくば市役所グリーン購入推進方針	—	環境課
61	つくば市除染実施計画（第一版）	—	環境課
62	つくば市除染実施計画（第二版）	—	環境課
63	第2次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	平成25年4月～平成30年3月	環境課
64	つくば市の放射線に関する基本的な対応方針	—	環境課
65	つくば市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 平成27年度改定版	平成22年度～平成31年度	廃棄物対策課
66	つくば市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理編）	平成19年度～平成33年度	廃棄物対策課
67	つくば市一般廃棄物処理実施計画	単年度	廃棄物対策課
68	つくば市分別収集計画	平成29年度～平成33年度	廃棄物対策課
69	クリーンセンター焼却施設長寿命化計画	平成26年度～平成41年度 （検証対象期間）	クリーンセンター
70	つくば市公共下水道事業経営戦略	平成29年度～平成38年度	下水道管理課
71	つくば市汚水処理施設整備構想	平成26年度～平成47年度	下水道整備課
72	霞ヶ浦常南流域下水道関連つくば市公共下水道事業計画	昭和52年6月～平成33年3月	下水道整備課
73	つくば市公共下水道全体計画 （霞ヶ浦常南流域関連及び小貝川東部流域関連）	平成29年度～平成38年度	下水道整備課
74	小貝川東部流域下水道関連 つくば市北部公共下水道事業計画	平成17年3月～平成31年3月	下水道整備課
教育局			
75	第2期つくば市教育プラン	平成28年度～平成32年度	教育総務課
76	つくば市学校等適正配置計画（指針）	平成26年度～平成45年度	学務課
77	つくば市立学校給食センター整備基本計画	—	健康教育課
78	つくば市食物アレルギーマニュアル	—	健康教育課
79	つくば市いじめ対策防止基本方針	—	教育指導課
80	史跡小田城跡保存管理計画	—	文化財課
81	史跡小田城跡復元整備基本計画	平成13年度～平成31年度	文化財課

第1回タウンミーティング～会える市長～(H29.2.16開催) 懇談内容

	市民からの御意見	市長の回答
1	西武跡地を利用するなど、駅前に市内の民間が運営しているような温浴施設を作ってほしいです。つくば市民も利用できるし、他の地域からも人をつくばに呼び込むことができます。	西武百貨店跡地については、今のところまだ何も決まっていません。様々な提言をいただいているので、今後検討してまいります。
2	保育士の待遇改善や家賃補助について、どのように進んでいるのか状況をお伺いしたいです。	民間で保育士を募集しても、人が集まらないという問題があり、保育士が増えませんでした。そこで、保育士に対して、毎月3万円の給与補助を行うことにしました。
3	なぜ、ごきげんファームを作ろうと思ったのですか。	日本には、意欲があるのに、障害のために働けない人がたくさんいます。一方、農業の担い手が高齢化し、不足している現状があります。そこで、意欲のある障害者を農業に携わっていただくことができれば、両方の問題が解決すると思い、ごきげんファームを作りました。
4	私は日常的にごみ拾いをしています。ポイ捨て禁止の区域を、駅前だけではなく、市内全域に広げてほしいです。また、過料も上げてほしいです。	(副市長) 市内全域に広げると、それほど悪意のないポイ捨てであっても、対象となるため、重要な区域だけに限定しているのではないかと思います。また、罰則がある条例を作るためには、検察庁との協議が必要であるため、今の状況になっているのではないかと思います。罰則を与えることが主目的ではないので、それよりも、マナーを向上させるための取組を行っていかなくてはいけないと考えています。
5	・上郷高校跡地について、跡地問題が長い間放置されているので、早急に対応をお願いしたいです。 ・タウンミーティングのような場を、中心部だけではなく地域でも行ってほしいです。	・上郷高校の跡地を市が購入したが、5年間放置してしまったという経緯があり、非常に良くなかったと思っています。一昨日、興味を持っている事業者さんとやり取りをしながら、今後どのようなものが実現なのか相談したところです。 ・タウンミーティングについては、地域で行うことについて検討したいと思っています。
6	都内でもいくつかの区で実施している、保育園の入園予約について、来年度(平成29年度)からでも行ってほしいです。	国からも予算がついているものなので、当然やっていきたいと思っています。保育園に入れるか入れないか分からないことを防ぐためのもので、「市長へのたより」でもいくつかいただいているものなので、やっていきたいと思っています。4月からは、こども部を設置する予定ですので、そこで検討してまいります。

第1回タウンミーティング～会える市長～(H29.2.16開催) 懇談内容

	市民からの御意見	市長の回答
7	・旧筑波の過疎化対策について、今後4年間の展望をお聞きたいです。 ・秀峰筑波の一貫校もでき、筑波地区だけがスクールバスを走る予定になっています。現在、中心地区では学校が足りず困っていると聞きます。そこで、中心地区から子どもたちをスクールバスに乗せ、秀峰筑波の一貫校まで通学すれば、筑波地区の過疎化の問題解決にもつながり、また、新しい学校を建てる予算も削減できて良いと思います。	・私は、昔の国会議員のように、解決をしていくタイプの政治家ではなく、問いを共有するような政治家でありたいと思っています。4月から地域担当部局を設置する予定です。地域に窓口を設けて、地域の皆様の声を聴いていきたいと考えています。 - また、まちづくりについても、組織改編をする予定なので、跡地利用を含めて、どのようなまちづくりが良いか考えていきたいと思っています。市民の皆様と対話をしながら、ビジョンを作っていきたいと思います。 ・自分自身も、筑波にある古民家に憧れています。シティプロモーション室もあるので、筑波の魅力を発信していきたいと思っています。
8	サークル活動で地域交流センターを利用している。施行規則にもあるように、交流センターの予約について、月初めに並んで予約するような形式をとっていると思いますが、定期的に利用している団体以外が、予約開始日に早くから並んで確保してしまうような状況はおかしいと思います。後からできた団体は、空いているところを使うべきだと思います。	早いもの勝ちの形式の予約には議員時代から疑問を感じていました。ただし、団体に優先順位を付けられないという問題もあります。この件に関しては、担当課に必ずつないでいきたいと思っています。
9	・年度途中の入園がほぼ不可能。無認可保育園ですら空きがない状況で、預けられたとしても月13万も掛かるなど、とても高いのでなんとかしてほしいです。 ・病児保育について、子どもが熱を出したときなど、ちょっとでも預けられるところがほしいです。 ・おむつ代がありません。 ・これはぜひたくなお願いであるが、夫が外国におり、日本で一緒に住む場合、一時的に無職になってしまいます。そのために、来日を控えているような状況です。夫が無職の場合、保育所を追い出されてしまうので、なんとかしてほしいです。	・朝、熱を出したら連れていけるような、予約なしで預けられるような場所を整えていくことが必要だと思っています。こども部の中で順次話し合っていきたいと思っています。 ・おむつ代については、増やしてもらえるよう、各機関にお願いしたいと思っています。 ・時間が掛かるかもしれませんが、待機児童の問題を解消し、民間保育所でも、0・1・2歳の子どもが入所できるよう努力していきたいと思うので、お待ちいただきたいです。
10	・海外の人の受入れなど国際都市つくばについて、今後のつくば市の施策をお聞きたいです。 ・今回のタウンミーティングのような取組を交流センターなど、地域で行い、現場の声を聴いてほしいです。	・国会議員や県からも、「世界のつくば」として期待されていますが、30年が経ち、世界に向けてそこまで発信できているのか、実感に乏しいです。私には「世界の明日がみえるまち」というビジョンがあります。今まで、「科学技術」や「研究所がある」ということは、市民の幸せにつながっていないのではないかと思います。4月から政策イノベーション部を設置する予定です。市民が科学技術の恩恵を感じられるような部を作って、その中で相談していきたいと考えています。 ・今後は、交流センターなど、地域を回わっていきたいと考えています。

第1回タウンミーティング～会える市長～(H29.2.16開催) 懇談内容

	市民からの御意見	市長の回答
11	・学校の跡地をどのように活用していくのかお聞きしたいです。 ・地域の集会所のような場所で、議員が市政の報告会を行ってはどうでしょうか。	・子どもの成長に地域の大人がどう関わるかということはとても大事なことでと思っています。学校跡地については、特に地域の人も非常に愛着がある場所ですので、教育長も交えて、今後考えていきたいと思っています。 ・現在も、議員さんが行っているのではないかと思います。議員さんが主催になってしまうと、選挙目的なのかと思われたりして、なかなか難しい状況があります。議会にもそのような意見を伝えたいと思います。
12	防災無線について、整備されている地域とされていない地域があります。たまに、市の広報車が走ってくるが、家の中にいるとスピーカーで何を言っているのか良く聞こえません。防災無線を早急に整備してほしいです。緊急性のあるものだと、広報車では対応しきれないのではないかと思います。	防災無線については、選挙公約にも掲げています。非常にお金が掛かるものなので、一気に全部の地域に設置することは難しいですが、計画を立てていきたいと思っています。
13	小学校の教員免許を取得するために通信教育を受けており、スクーリングに際して手話通訳者の派遣を障害福祉課へ申請しましたが、「それは趣味的なことである」と言われ、断られました。派遣の要綱を見せてもらいましたが、市長が認める場合には可能である旨が書かれているので、認めてほしいです。	(市長) 手話通訳者等派遣事業実施要綱の中に、「市長が認める場合」に行うと書いてあります。今のお話を聞いたところ、私は、必要であると認めます。 障害者の権利条約に、合理的配慮が規定されています。障害のある人が生活や仕事をするに支障が無いようにすることは社会の責任だと決められています。制度的なことを副市長が心配していますが、私は、必要であると思います。 担当課はどう考えていますか。 (副市長) ・派遣の制度がありますが、制度の対象となるか、検討していく必要があると思います。 (広報広聴課) ・担当課からの聞き取りでは、今の制度の中だと、教育に関わることについては、教育の場で対策を講ずるべきであるものと聞いています。 (市長) ・私が良く、すぐ「やるやる」と言うので、このように周りの人が止めに入るのですが、支援を受けられるような体制を作っていきたいと思っていますので、どうやったら実現可能かどうか、障害福祉課を呼んで話し合いたいと思います。ここでは即断できませんが、できる方向で検討していきたいと思っています。

第1回タウンミーティング～会える市長～(H29.2.16開催) 懇談内容

	市民からの御意見	市長の回答
14	観音台には、多くの高齢者や子どもなどの住民が居るが、陸の孤島であり、つくバスも通りません。つくタクは予約でいっぱいです。みどりの駅を経由して行くと、市役所まで行くのにも時間が掛かります。高齢者の運転免許の返納を促進していますが、返納してしまうと車も運転できず、手段がありません。	4月から、つくバスの見直しを予定しています。少しですが、つくタクも予約の台数を増やし、コールセンターの人員も増やす予定です。市内のどこの地区でも、つくバスを要望しており、どこの自治体でも住民の要望の第一位は公共交通です。どうしたら皆さんの満足度につながるか、4月からがらっと変えることは難しいですが、地域の皆さんの声を聴きながら、見直していきたいと考えていますので、1年くらい掛かるかもしれませんが、お待ちください。
15	これは、筑波大学生が街興しのために作った冊子です。こういった取組は土浦では37年前から続いています。自分の街に「愛着がある」比率を調べたところ、つくばは80パーセント、土浦は64パーセント。「愛着がない」は、つくばは7パーセント、土浦は30パーセントです。この意識をいかして、茨城県の魅力度をつくばから発信してほしいです。	愛着は暮らしやすさともつながっているというデータもあります。愛着を高めるためには、生活の困っていることを解消する必要がありますので、茨城県のムードメーカーになれるよう、しっかり取り組んでいきます。
16	・中央図書館と牛久図書館の共用の協定をお願いしたいです。荃崎の図書館は、つくば市との合併前まで、牛久図書館を自由に利用することができました。中央図書館は遠く、高齢者には難しいです。検討してほしいです。 ・区会連合会について、運営を簡素化し、民主化してほしいです。荃崎には43くらいの区会があり、連合会があります。区会にとっては連合会が上部団体だという意識はなく、理事も出席していないような状況です。たとえば、荃崎の45ほどの区会を15ほどに簡素化するなど、「区会懇談会」などの組織にして、機動力のある組織にしてほしい。これは市民活動課の分野だと思います。 ・市職員について、実力のある大学出身の人と、定時制高校を出たような人と、同じ試験を受けています。これを同じように扱くと、近代化には遠いと思います。この間、総務部長とも2時間ほど話しましたが、市長に言ってほしいという話がありました。	(市長) ・人事については、適材適所でいきたいと思っています。 ・区会については、なかなか市で介入するのは難しいが、地域の区長さんと相談しながら行っていきたいと思います。 ・図書館については、副市長から意見ををお願いします。 (副市長) おそらく、当時の荃崎町と牛久市とで協定を結んでいたのですが、つくば市は近隣の市町村とそういったものを結んでおらず、つくば市の制度に統一したために、そういった共用利用が無くなったのではないかと思います。必要性を検討して、牛久だけではなく、土浦や筑西市と話し合って、できるようにしていくべきではないかと思います。

第1回タウンミーティング～会える市長～(H29.2.16開催) 懇談内容

	市民からの御意見	市長の回答
17	この動画は成人式の前の暴走状況です。この動画を見ると、このような暴走状況でも、一人も警官が出てきません。この件について、中央警察署にどうなっているのか尋ねましたが、言い訳ばかりです。中央警察署から県警にも要望しておらず、市民から要望するように言われる始末です。市から警察署長や県警に言ってほしいです。何人検挙したのかデータを月例でも良いので分かるようにしてほしいです。	成人式の一件の後、副市長と一緒に警察へ行きました。確かに、警察との打合せがうまくできなかった状況や、暴走族も今回については周到に準備をしていたという話を聞きました。この間、成人式の実行委員会のメンバーを集めて、話し合いもしました。警察とは密の関係を築くようにし、これからしっかり考えていきたいと思います。データの公表ができるのかについても、警察に聞いてみたいと思います。
18	つくバスについて、路線を見直してほしいです。買い物難民を救ってほしいです。小田からいちほら病院に行けません。	しっかり検討していきたいと思います。
19	・中央図書館も建設からだいぶ経ち、照明も暗く、蔵書が少ない。閲覧室も足りず、増設も出来ないと思います。そこで、新しい図書館を立てて、十分な閲覧室を整えてほしいです。葛飾区の図書館などを参考に、検討してほしいです。 ・国際都市つくばと言われているが、つくば市在住の外国人による弁論大会を開き、すばらしい人には市長賞を授与するなど、市民と外国の人が意志疎通を図る機会を設けて、意見交換できると良いのではないかと思います。	・図書館については、図書館の在り方や市民に愛される図書館とはどのようなものか、市民参加の委員会を作りたいと考えています。 ・外国人の弁論大会は、市制30周年で、今年開催を予定しているので、是非聞きに来てください。
20	人生を経験する中で、教育とは、心・技・体です。心が貧しいとだめだと思います。心を育てるのは教育の力です。幼児教育からしっかり心を育てる教育をしてほしいです。	私の4年間の最優先課題は教育であると、色んなところでもお話しているので、しっかり取り組んでいきたいと思います。

つくば市自治基本条例 市民ワーキングチームからの報告

平成24年 3月

つくば市自治基本条例 市民ワーキングチーム

つくば市自治基本条例 市民ワーキングチーム案

1. はじめに	1
2. つくば市自治基本条例 市民ワーキングチーム案	2
3. 検討経過の概要	1 4
4. 市民ワーキングチーム委員から	1 6

1. はじめに

私たち「つくば市自治基本条例市民ワーキングチーム」は、つくば市の自治基本条例について、様々な立場の市民の経験と感覚を活かして検討を行うために団体からの推薦と公募により集まった16名の委員により構成され、今日まで活動を行ってきました。

平成22年8月20日に行われた最初の市民ワーキングチーム会議から、平成24年3月21日の第38回市民WT会議まで、1年7ヶ月の間に38回の市民ワーキングチーム会議のほか、多様な市民等と意見を交わし、自治の担い手としての当事者意識を高める場として開催した計15回の「市民ワークショップ」では、のべ452名が参加しました。また、市や地域のイベントで、自治基本条例を知っていただくためのPR活動も行いました。

自治基本条例は、全国で200近くの自治体で制定されているといわれていますが、私たちは、つくば市が持っている特徴を大切に、つくば市らしさがにじみ出てくるような自治の基本的なルールをつくることを目指してきました。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、大きな被害をもたらしただけでなく、地域社会のあり方や自治というものへの考え方を大きく転換を迫る分岐点となりました。

検討は、「自治基本条例とは？」という以前に、「自治とは？」、「つくば市らしさとは？」、「市民とは？」ということから手探りの状態で進めました。一つひとつじっくりと、市民ワーキングチーム委員が知恵を寄せ合い、市民ワークショップで様々な市民から得た意見をもとにしながら、話し合いを重ねました。市民ワーキングチーム会議は、それぞれの委員の仕事の都合などでなかなか全員が揃うということができませんでしたが、多くの回数を重ねることで、この報告書を、何とか一つの形につくり上げました。

報告書には、市民ワークショップを通じて得た様々な市民の意見も活かし、これからの市民のあり方や自治への関わり方について盛り込んでいます。さらに、市議会議員の方々や、行政の庁内ワーキングチームの皆さん達との意見交換の成果を受けた内容も盛り込みました。荒削りなところもあると思いますが、「つくばらしさ」を表現しようとした結果です。

何より、私たちの願いは、つくば市の自治基本条例が、つくば市に関わる多様な人々に浸透し、実際の自治の充実と発展に役立つことです。今後、法的なことや行政や議会の運営に関する専門的な検討も含め、次の条例案づくりの段階に進んでいくものと思いますが、ぜひ、この報告書の考え方をできる限りくみ取っていただき、また、このつくば市において本当に役立つ自治基本条例とするために、今後も、さらに多くの市民の参加のもとで、将来にわたり活かしていくための取り組みを続けていただけますよう切に希望します。

平成24年 3月30日

つくば市自治基本条例 市民ワーキングチーム委員（五十音順）
飯竹 泰助、石川 慎之助、王 肖音、大久保 敏久
小原 正彦、小久保 貴史、坂本 義治、島田 由美子
高橋 麻理、田村 俊和、辻本 善信、時沢 秀美
根津 久美子、細井 富美子、光畑 由佳、水谷 浩子

2. つくば市自治基本条例 市民ワーキングチーム案

●条例の名称（愛称）

0. 前文

1. この条例全体に関わる考え方

- 1) この条例の目的
- 2) 自治の基本理念
- 3) この条例の位置付け

2. 市民

- 1) 市民とは
- 2) 市民の権利
- 3) 市民の役割

3. 行政

- 1) 行政の役割
- 2) 行政に関する情報の取り扱い
- 3) 市の財政に関する原則
- 4) 行政組織のあり方の原則
- 5) 市長の役割
- 6) 市職員の役割

4. 議会

- 1) 議会の役割
- 2) 議会運営の原則
- 3) 市民に開かれた議会
- 4) 議員の役割

5. 連携と協働により自治を進める仕組み

- 1) 情報に関する考え方と仕組み
- 2) 総合的で計画的なまちづくり
- 3) 市民参加の考え方と仕組み
- 4) 地域活動に関する仕組み
- 5) 市民活動に関する仕組み
- 6) 連携と協働による自治の充実
- 7) 住民投票

6. この条例の実効性を高める仕組み

●条例の名称（愛称）

この条例の性格や内容をわかりやすく的確に表現する名称にしたいと考えました。

また、名称を「つくば市自治基本条例」とする場合も、広く市民に浸透させるための愛称を別につけることを提案します。

【名称・愛称の案】

「市民みんなでつくばを つくろう条例」（通称『ツクツク条例』）

「つくばスタイル条例」

「つくば大好き条例」

「市民まちづくり条例」

「つくば市民まちづくり条例」（みんなでいいまちつくばっぺ条例）（通称『つくばっぺ条例』）

「My Town つくば (Tsukuba) 条例」

「つくば楽園（がくえん）都市条例」

「市民が主役の 市民の条例」

0. 前文

自由な表現が可能な前文をつけることによって、この条例がつくば市にとってなぜ必要なのか、この条例はどんなものなのか、また、この条例によって何を目指してしているのかということ、よりわかりやすく伝えたいと考えました。

つくば市は、万葉集にも詠われた筑波山を背景に、水と緑豊かな田園の中で、長い歴史や文化を育んできました。一方、筑波研究学園都市として整備された新しい街には多くの研究機関が立地し、日本と世界の科学技術の最先端を担っています。

住民も様々で、何世代にもわたって住んでいる人、学園都市建設後に日本全国そして世界各国から移転してきた人など多様です。

今後、つくば市が市民に愛され発展していくためには、これら多様な地域・産業・住民が融和し協調することが必要です。

つくば市自治基本条例は、この多様性の中で市民一人ひとりが共に手を携え、地域を、もっと住みやすく楽しく将来に希望が持てる「楽園(がくえん)都市」にするための拠り所となるものです。

市の誕生から 25 年、ここに、市民が主体的にまちづくりに参加し時代や社会の変化に対応できる仕組みを築くための条例を制定します。

1. この条例全体に関わる考え方

1) この条例の目的

この条例は、つくば市民一人ひとりが自らのこととして自治に関わっていくための基本的な考え方を示すとともに、市民と議会、行政をはじめとする多様な自治の担い手の連携と協働による自治体としての運営の考え方と仕組みを定め、その推進によって、つくば市が安心して生き生きと暮らせるまちであり続けることを目的とします。

《補足説明》

・「自治の担い手」は、以下のように自治に関わる主体を広く含み、その多様性を活かせる可能性は、つくば市の最大の特徴であり財産であると考えました。

- ・市民 →2を参照（以下、同様）
- ・行政 →3
- ・議会 →4
- ・地域活動団体等 →5. 4)
- ・市民活動団体等 →5. 5)
- ・企業・事業者等
- ・学校、研究機関等

2) 自治の基本理念

つくば市の自治の基本的な考え方を、みんなの共通の目標となるように分かりやすく表現します。

つくば市の自治は、以下の基本的な考え方により進めます。

- ①市民一人ひとりが自治の主体として、つくば市のまちづくりに関わります。
- ②自治の担い手は、自分たちのまちのために、誇りとやりがいを持って楽しく活動することで、自然とまちが良くなっていく自治の文化を育てます。
- ③つくば市の特徴である多様な人と地域をつなぎ、それぞれの個性を認め合い、活かし合い、互いに助け合いながら、安心して暮らし続けられるまちを築きます。
- ④市民、議会、行政等の自治の担い手は、それぞれの役割を果たしながら連携・協働することで、つくば市に関わるみんなの共有の資源、財産を適切に活かし、時代とともに進化する自治体運営を行います。
- ⑤市民、議会、行政は、つくば市の自治に関する情報を共有し、よく話し合い、最適な意思決定を行います。
- ⑥様々な分野において、他の市町村、県、国、海外の国や地域と連携・協働し、共存共栄を図るとともに、先進的な取り組みを進めることで、日本と世界の持続可能な発展に貢献します。

3) この条例の位置付け

つくば市において、この条例をどのように位置づけるかについて明らかにします。

自治の担い手は、この条例を、以下のような位置づけのもとに最大限に活用していきます。 ①この条例は、つくば市の自治の運営を進めていく上での基本指針であり、すべての条例および計画の基礎となる考え方を示すものです。 ②この条例は、市民、議会、行政をはじめとする自治の担い手が共有し、共通目標としての基本理念を達成していくための拠り所となるものです。
--

2. 市民

1) 市民とは

つくば市の自治を担う主体としての「市民」とは誰かについて明らかにします。

つくば市の自治を担う主体としての「市民」とは、以下の人を指します。 ①つくば市に住んでいる人 ②つくば市で働いている人 ③つくば市で学んでいる人 ④つくば市で市民活動や地域活動に関わっている人

《補足説明》

- ・この条例では、自治の実際の現場で、いわゆる住民以外もつくば市の自治に関わっていることから、「市民」を広く捉えました。
- ・地方自治法では、住んでいる人以外にも市に本拠をおく事業者も「住民」としていますが、他の項目との関係も考え、本条例の「市民」は個人（法人や団体は含まない）としました。法人や団体等のつくば市の自治における位置づけ、役割については「5. 連携と協働により自治を進めるための仕組み」で示しています。

2) 市民の権利

つくば市の自治を担う主体としての「市民」の権利について明らかにします。

市民は、つくば市において、以下のような権利をもちます。

- ①自治に関する情報を知る権利
- ②自治の運営に参加する権利
- ③自治の推進にあたり、団体等への参加を通じて様々な担い手と協働する権利
- ④自治の考え方、仕組みについて学ぶ権利
- ⑤安心・安全にくらす権利

《補足説明》

- ・ここでいう「権利」とは、市民が自治を担う主体として自治に関わっていくために必要なものとして、様々な自治の担い手がお互いに可能な限り保障し合うものとして考えています。
- ・②の「参加する権利」は、つくば市に住んでいない市民にも関わるので、いわゆる参政権とは異なる性格のものと考えました。条文化にあたっては、さらに専門的な研究が必要だと考えています。
- ・③の「団体等」とは、5に出てくる「地域活動団体等」と「市民活動団体等」のことです。

3) 市民の役割

つくば市の自治を担う主体としての「市民」の役割について明確にします。

市民は、つくば市の自治において、以下のような役割をもちます。

- ①地域を愛し、地域に誇りを持ち、地域づくりに関わる役割
- ②自治の文化を守り育て、周りに広げ、次の世代に伝えていく役割
- ③地域で日頃からお互いに助け合い、身近な地域を安心して住みよい環境にしていく役割
- ④日頃から市政に関心をもち、様々な形で市政に参加する役割
- ⑤選挙の際は市長、議員をしっかりと選び、市民の信託に応えているか見守る役割

《補足説明》

- ・⑤は、つくば市で参政権を持つ市民に限定される役割です。

3. 行政

1) 行政の役割

つくば市の自治における「行政」の特に大切な役割について明らかにします。

行政は、市民の信託に基づき、つくば市における公共的な活動を進めていくための機関として、主に以下の役割を持ちます。

- ①行政は、市民全体の利益のために公正公平に仕事をを行います。
- ②行政は、市民との信頼関係を大切にし、市民生活の現場を重視し、市民からの声に真摯に応えます。
- ③行政は、自治の担い手と連携・協働し、多様な公共サービスを提供します。

2) 行政に関する情報の取り扱い

- ①行政は、行政に関する情報を市民全体の共有財産として、全て公開することを原則とします。
- ②行政は、行政に関する情報が市民に正確に伝わるよう、分かりやすく迅速に提供します。
- ③行政は、市民参加及び協働にあたって、検討や活動を進めるために必要な質と量の情報が関係者間で共有できるようにします。
- ④行政は、個人情報や、関係者に不利益が生じないよう取り扱われるものであることを原則にしながら、緊急時に市民の生命等を守るという目的に限り、ルールに基づく弾力的な取り扱いを可能とします。

3) 市の財政に関する原則

- ①行政は、過年度の行政評価、決算等を分析・反映しながら、中長期的な視野にたった計画的な財政運営に努めます。
- ②行政は、費用対効果を検討し、収支のバランスをとりながら健全な財政運営に努めます。
- ③行政は、市の財政状況を、市民に分かりやすい方法で公表し、説明します。

4) 行政組織のあり方の原則

- ①行政は、適切な市民サービスを行うため、組織内における横のつながりを大切にし、情報共有とコミュニケーションを図ります。
- ②行政は、時代の要請に機敏に対応し、効率的で効果的な組織づくりを行います。
- ③行政は、多様な人材を活かし、適切で迅速な市民サービスを提供し、また、専門的課題への対応ができる組織づくりを行います。

5) 市長の役割

- ①市長は、市政について市民に分かりやすく伝えるとともに、公正公平かつ誠実に市民が主役の市政運営を進めます。
- ②市長は、財政運営の健全化をはかり、つくば市にある様々な資源を最大限に活用することで、効率的で効果的な市政運営を行います。
- ③市長は、最新の自治の現場の状況を把握するため、多様な自治の担い手との対話・交流の機会を積極的につくります。

6) 市職員の役割

- ①市職員は、市民の一員であるという認識に基づき、市民と力を合わせ、ともにつくば市の自治を進めます。
- ②市職員は、公務員として公正公平かつ誠実に職務を行います。
- ③市職員は、法令を遵守し、また、法令を適正に活用して職務を行います。
- ④市職員は、行政の専門家として職務を行うため、積極的、自発的に知識や技能の習得と向上に努め、職員同士で互いに学び合います。

4. 議会について

1) 議会の役割

議会は、選挙で選ばれた議員により構成される機関として、主に以下の役割を持ちます。

- ①議会は、多様な市民の代表で構成される機関として、それぞれの思いの反映に努めるとともに、全市民の代表という立場から、市全体の未来を見据えた判断を行います。
- ②議会は、条例、予算等の審議と議決を行い、その経過、結果、課題等の情報を市民に分かりやすく知らせます。
- ③議会は、市政運営を継続的にチェック、検証し、その経過・結果、課題等の情報を市民に分かりやすく知らせます。
- ④議会は、多様な市民の思いを実現するために、積極的に市民の意見に基づく政策立案、提言を行います。

2) 議会運営の原則

- ①議会は、様々な会議の運営において、議員間の自由な討議、是々非々での討議を行います。
- ②議会は、質問及び答弁方法の改善を図り、常に議論を深めるよう工夫します。
- ③議会は、議会の組織体制等について、定期的に見直し、検討を行います。

3) 市民に開かれた議会

- ①議会は、様々な媒体の活用を含め、原則として会議を公開し、市民が傍聴しやすい環境をつくれます。
- ②議会は、本会議や委員会の経過、結果、課題等の記録を、市民に積極的に分かりやすく公開します。
- ③議会は、会議以外の様々な活動の経過、結果、課題等の記録を市民に積極的に分かりやすく提供します。
- ④議会は、市民の議会への興味・関心を高めるための創意工夫をし、子供も含め、多様な市民が議会に触れられる機会を提供します。
- ⑤議会は、市民の市政に関する要望や課題を把握し、政策立案等に反映するため、市民との対話と交流の場をつくれます。

4) 議員の役割

- ①議員は、つくば市の議決機関の一員としての高い倫理観に基づき行動することで、市民との信頼関係の下に活動を行います。
- ②議員は、議員活動の中で身近な市民の声を受け取るとともに、議会活動を通じてあらゆる市民の声に耳を傾けます。

5. 連携・協働により自治を進める仕組み

1) 情報に関する考え方と仕組み

- ①自治の担い手は、連携・協働により課題を解決するための情報を関係者間で共有し、活用します。
- ②自治の担い手は、自治に関する活動がより活性化するために過程や結果を公開します。
- ③自治の担い手は、情報公開や広報活動にあたり、より多くの市民等に伝わるよう発信の方法を工夫します。

《補足説明》

- ③情報化社会にあって、新しい情報技術の活用を積極的に進めることは重要ですが、その外にいる市民も少なくないので、従来からある媒体も活用した広報活動が求められます。

2) 総合的で計画的なまちづくり

つくば市の自治における総合計画について、市民、議会、行政等、自治の担い手が共有し、ともにまちづくりを進めるためのものとしての位置づけを改めて考えました。

- ①自治の担い手は、総合的で計画的な自治体の運営を行うために、みんなで共有する基本的・具体的な計画として、総合計画を策定します。
- ②自治の担い手は、連携・協働により、総合計画にのっとったまちづくりを進めます。
- ③自治の担い手は連携・協働により、総合計画の進行状況の評価を行います。

3) 市民参加の考え方と仕組み

- ①市民は、自らの意思と責任において、つくば市の自治に関する取り組みや活動に参加します。
- ②行政は、市民の自治への参加の手続きを明確にし、市民参加の窓口を設け、その仕組みに関する体制づくりと広報を行います。
- ③行政は、市民の意見や貢献ができる限り活かされるよう、条例や計画の策定、事業の実施、評価等の過程の中に様々な市民参加の方法を取り入れます。
- ④行政、議会は、市の自治に関するテーマ別や対象別の市民の話し合いの場を設けます。
- ⑤行政、議会は、市の自治に多様な市民が参加できるよう工夫し、広く浅く、狭く深くなど、状況にあわせて効果的な参加の方法を採用します。また、声の小さい人の意見も大切にします。

《補足説明》

- ・ここでは、行政及び議会が主体となって行う取り組みや活動への市民の関与を「市民参加」といっています。
- ・今回の検討において行われた2回の市民ワーキングチーム・議会・庁内ワーキングチーム（行政）によるワークショップは大変有意義なものでした。今後も様々なテーマで今回のような市民・議会・行政の三者の対話と交流の場をつくる必要があると考えます。

4) 地域活動に関する仕組み

- ①区会、自治会、マンション管理組合、PTA、子供会、地域の各種サークル等（以下、「地域活動団体等」という）は、一定の手続きに基づき、市民と行政の間の窓口として地域住民の意見等の取りまとめを行うことができます。
- ②地域活動団体等は、それぞれの活動が、日頃の安心感・安全性の確保や緊急時の相互扶助につながることもふまえて互いに交流を図ります。
- ③地域活動団体等は、地域の問題解決と合意形成を行うために、連携・協働のための組織をつくることができます。

《補足説明》

- ・市民ワークショップで出された意見を参考に、地域の活動がより活性化し、地域の住民がより自治に関わりやすい仕組みを考えました。
- ①区会、自治会も含めた多様な地域の団体が、一定の手続きで行政に要望、意見を取りまとめ、提出できるようにすることで、市民も行政も、よりの確に地域のニーズを把握できると考えました。
- ③地域の複数の団体が、連携・協働のための組織をつくることで、より地域住民が主体となった自治を行うことができると考えました。

5) 市民活動に関する仕組み

- ①市民活動団体、NPO 法人、ボランティア団体等（以下、「市民活動団体等」）は、それぞれの役割を認識し、それぞれの特性を発揮して、まちづくりに積極的に取り組みます、
- ②市民活動団体等は、お互いに情報を発信し合い、積極的に交流の場をつくります。
- ③行政は、市民活動団体等がまちづくりに取り組む際に、その活動を認識し、必要に応じて積極的に支援を行います。

《補足説明》

・NPO とは、「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略で、広義では非営利団体全体を指しますが、本提案では、各種のボランティア団体や市民活動団体と区別し、「特定非営利活動促進法」によって国、又は都道府県に認証をうけた「特定非営利活動法人（NPO 法人）」を NPO 法人とします。

6) 連携と協働による自治の充実

- ①自治の担い手は、自治の充実のために、外部からの協力者等も含めた多様な主体の組み合わせで連携・協働します。
- ②自治の担い手は、多様な自治の担い手同士の連携と協働を進めるための場と機会をつくります。
- ③自治の担い手は連携と協働により、多様な方法で自治に関する学びの場と機会をつくるとともに、次世代の自治の担い手を育てます。
- ④自治の担い手は、つくば市の中だけで解決できない課題や他の地域が単独で解決できない課題に対応するため、他の市町村、県、国、海外の国や地域の多様な主体と連携・協働します。

《補足説明》

- ①つくば市の最大の特徴である多様性を最大限に活かすために、官民、内外を問わず、様々な人や団体・組織と連携・協働することが、これからの自治の充実のために必要不可欠であり、また、それは、つくば市だからこそできることだと考えました。
- ②③上記のような連携・協働を促進するためには、場と機会と人が必要だという考えによるものです。

7) 住民投票

市民ワークショップでは、住民投票に関する意見がありました。しかし、住民投票に関する市民ワーキングチームでの検討は不十分だったので、提言案という形には至っていませんが、今後の検討課題としての大事なポイントを整理しました。

【検討にあたっての大事なポイント】

- i) これからのつくば市の民主主義のあり方について、21 万人という人口の規模や、議会・行政の権限や役割との関係も合わせてよく考える必要があると考えます。
- ii) 東日本大震災のような想定しきれない災害が実際に起こります。想像を超えるような事態に対応するために、市全体に関わる重要事項に関する市民総参加による意思決定の方法を検討しておく必要があると考えます。
- iii) 大きな問題がない今こそ、公正公平な仕組みとして住民投票制度を冷静に検討することが可能だと考えます。

6. この条例の実効性を高める仕組み

- ①市民、議会、行政等の自治の担い手は、連携と協働により、この条例を市民みんなが知り、活用するための情報発信などの取り組みを行います
- ②市民、議会、行政等の自治の担い手は、それぞれの立場から、この条例を最大限に活かすための具体的な運用方法を検討し、進めていきます。
- ③市民、議会、行政等の自治の担い手は、連携と協働により、この条例の定期的な見直しを行い、必要に応じて改正していきます。

《補足説明》

- ①条例というと、多くの市民にはなじみの薄いものですが、この条例については、つくば市の総力を挙げて、市民のだれもが知っている条例にしていきたいという願いがあります。

3. 検討経過の概要

年 月	市民ワーキングチーム会議	市民ワークショップ・PR活動
平成 22 年		
8 月	20 第 1 回 市民ワーキングチーム会議	
9 月	09 第 2 回 市民ワーキングチーム会議 30 第 3 回 市民ワーキングチーム会議	
10 月	14 第 4 回 市民ワーキングチーム会議 28 第 5 回 市民ワーキングチーム会議	
11 月	11 第 6 回 市民ワーキングチーム会議	23 第 1 回 市民ワークショップ
12 月	02 第 7 回 市民ワーキングチーム会議 16 第 8 回 市民ワーキングチーム会議	
平成 23 年		
1 月	12 第 9 回 市民ワーキングチーム会議 24 第 10 回 市民ワーキングチーム会議	
2 月	09 第 11 回 市民ワーキングチーム会議	27 第 2 回 市民ワークショップ（ゆかりの森）
3 月	09 第 12 回 市民ワーキングチーム会議	
4 月	04 第 13 回 市民ワーキングチーム会議 18 第 14 回 市民ワーキングチーム会議	
5 月	09 第 15 回 市民ワーキングチーム会議	14-15 つくばフェスティバル・PR活動 22 地区別ワークショップ（荃崎地区） 29 地区別ワークショップ（筑波地区）
6 月	01 第 16 回 市民ワーキングチーム会議 29 第 17 回 市民ワーキングチーム会議	05 地区別ワークショップ（桜地区） 12 地区別ワークショップ（大穂地区） 19 地区別ワークショップ（豊里地区） 26 地区別ワークショップ（谷田部地区）
7 月	06 第 18 回 市民ワーキングチーム会議 15 第 19 回 市民ワーキングチーム会議	17 吾妻まつり・ミニワークショップ
8 月	01 第 20 回 市民ワーキングチーム会議 23 第 21 回 市民ワーキングチーム会議	10 議会・市民WT・庁内WT 合同勉強会
9 月	06 第 22 回 市民ワーキングチーム会議 20 第 23 回 市民ワーキングチーム会議	
10 月	05 第 24 回 市民ワーキングチーム会議 17 第 25 回 市民ワーキングチーム会議 31 第 26 回 市民ワーキングチーム会議	09 筑波大学ワークショップ 23 筑波学院大学ワークショップ
11 月	07 第 27 回 市民ワーキングチーム会議 18 第 28 回 市民ワーキングチーム会議 28 第 29 回 市民ワーキングチーム会議	12 テクノパーク桜まつり・ミニワークショップ
12 月	07 第 30 回 市民ワーキングチーム会議 14 第 31 回 市民ワーキングチーム会議 20 第 32 回 市民ワーキングチーム会議	
平成 24 年		
1 月	11 第 33 回 市民ワーキングチーム会議	18 市民活動ワークショップ 29 地域活動ワークショップ
2 月	08 第 34 回 市民ワーキングチーム会議 22 第 35 回 市民ワーキングチーム会議	02 市民・議会・行政 3 者合同ワークショップ
3 月	07 第 36 回 市民ワーキングチーム会議 14 第 37 回 市民ワーキングチーム会議 21 第 38 回 市民ワーキングチーム会議	

■写真

〈市民ワーキングチーム会議〉



〈市民ワークショップ〉



〈議会・市民ワーキングチーム・庁内ワーキングチーム 合同ワークショップ〉



〈イベントでのPR活動〉



4. 市民ワーキングチーム委員から

最後に、各委員から、つくば市自治基本条例についての意見や、今回のつくば市自治基本条例市民ワーキングチームの取り組みの感想など、それぞれの思いを述べさせていただきます。

飯竹 泰助 委員

この条例が、ステータスシンボルで終わらないように、市民に対し、しっかりと周知徹底を図ることが重要かと思われまます。

石川 慎之助 委員

今回は滅多に関わることのない条例作りに参加でき、私自身のスケジュール調整が難しくご迷惑をおかけしましたが、参加した時は毎回楽しかったです。

その理由は、一緒に作業を進めたワーキングチームの皆さま並びに、今井さん、事務局の皆さまとの素晴らしい人間関係の構築に尽きます。

全くしたことのないような様々な経験を積んでこられた方々の話を伺い、交流を進めていくことで、新しい知見を得ただけでなく人間的な温かみも感じ、本当にありがたく思いました。

これから、この条例が素晴らしい完成を迎え、多くの市民の皆さんに活用していただけること、そして、条例作りに挑んだ皆さまと、今後も交流が続けられる事も心から楽しみにしています。

王 肖音 委員

仕事等の事情で欠席が多かったし、最後の数回の大事なミーティングも参加できなかったことは残念だったが、20ヶ月の間、皆様と色々な意見交換や、議論をすることができ、大変勉強になりました。皆様、特に今井さん、事務局の方々とはほとんど毎回出席された方々の努力のおかげで、つくばらしい条例ができると信じています。

大久保 敏久 委員

つくば市自治基本条例骨子案作成にあたり20ヶ月間、自分自身の諸事情等で欠席が多かったが、参加してみて非常に勉強になり、また、ものを作り上げる事の難しさを改めて感じました。

条例骨子案については、つくば市の将来の姿を思い描きながらいいまちを作りたいという思いを込めてきました。

今井さん、WTの皆さんありがとうございました。

勿論、事務局にも感謝しております。引き続き条例策定に向けて取り組んで頂けるようよろしくお願いします。

小原 正彦 委員

何もわからないまま参加しているうちに多少分かってきましたが、なんとまあ難しいものだ。がつくば市がさらに住みようまちにするために絶対必要な基本条例骨子案が出来たと思います。WT の若い方たちの意見や現場経験者の話、女性の方々の素晴らしい見方が反映されています。今井さんはじめ WT の皆さん、事務局の皆さんありがとうございました。

小久保 貴史 委員

自治基本条例の市民ワーキングチームの推薦委員として関わらせて頂き有難うございました。38 回という会議を重ね、つくばが元気な街に、つくばらしい条例にと、まちづくりに真剣に考える時間を頂けたと感謝しております。私たちの考え方や想いを出来る限りくみ取って頂きご活用頂けます様をお願いいたします。自治力向上と連帯感のある私たちの、つくば市になることを心から願っております。

坂本 義治 委員

お疲れさまでした！

1 年半の期間でしたが、長いようで、とても短かった様に思います。

つくば市基本条例とは？と始まりは、条例が有るところに、どのように創るのかと戸惑いが、7～8割の思いが、不安でした。でも、何回か話し合いをしているうちに、仲間に入っていたかなと思いました。

皆が、話し合って決め事をするということは、凄いいと思います。私自身は余力になれなかったですが、かなり良い出来かと思います。このような事が、今後とも力になればと思います。

島田 由美子 委員

私は仕事をしていることもあり、子供たちが中学を卒業した後は、“市民活動度”は限りなくゼロに近い市民でした。

そのような素人市民が約2年前、自治基本条例キックオフイベント、ワークショップにたまたま参加したことをきっかけに、市民ワーキングチーム委員に応募し、“つくば市自治基本条例”づくりのお手伝いをさせていただいています。38 回あったWT 会議には東北へボランティアへ出かけた日以外はすべて出席し、かなりのエネルギーを注いできました。そのお陰で“市民度”がかなり向上したのではないかと、感謝しています。

昨年の今ごろ、6 回行った地区別ワークショップの初回で市長が「私達の地域、つくばらしい自治基本条例をつくりたい」「できれば平成 24 年度いっばいに自治基本条例を制定したい」と熱く語られていたのを、ワクワクする気持ちで聞いていました。しかし9月の定例議会を傍聴した時（市民度がアップしたための初傍聴でした！）は、自治基本条例について、どこか歯切れの悪い答弁をされていた印象を少し受けました。それでも「必要性や効果

をしっかりと説明しながら、考えながらつくっていきたい」とおっしゃっておられていたので、それを常に念頭に置き、自分なりに一生懸命に取り組んできました。

今回の提言書は途中報告の段階で、まだまだ作業が必要です。そうでありながら提言書の提出後のスケジュールは具体的には何も決まっていないと聞き、はしごを外された気持ちになっています。せっかく“市民度ゼロ”の人間から“自治の気持ち”が芽生えたのに、花が咲き、実になる前にしぼんでしそうな感じがします。

今回の条例案は“ワーキングチームの案”というより、ワークショップなどでの市民の声を一つ一つ拾い上げたものをまとめたものです。ぜひその“つくば市自治基本条例案”をこのまま棚上げにすることはせず、この案をベースにして自治基本条例づくりに、引きつづき取り組んでいただくことを心からお願いいたします。

高橋 麻理 委員

自治基本条例 WT の活動が、ようやく終わりました。最後は、一言一句まで煮詰める作業で、皆様、長い間、本当にお疲れ様でした。

何もわからないところから始めた会議で、内容についてはいろいろありますが、私が初めて地域の活動に取り組んだ成果を、委員の方々と一緒にまとめることができうれしく思っています。20 年程前につくばに通勤するようになり、それから住むようになって、こんな風にまちに関わるとは思ってもいませんでした。このような機会を与えていただいたことに感謝します。

昨年の震災で東日本を放射性物質で汚染したのは、国策により誘致された原子力発電所でした。40 年前には豊かな山野が広がっていたであろうこの地に、誘致されたのが原発でなく科学技術の研究機関で良かったと改めて思っています。でも、新しい科学技術はある意味で放射性物質より高い危険性をもたらすこともあります。最先端の科学と豊かな自然との共存が、これからもつくばの課題であり誇りです。以前からの住民ばかりでなく新しく住民となられた方も、つくばを知り、愛し、我がまちとして大切に思ってくださいように、市民とまちをつなぐことが必要です。

現在のつくば市は、新しい鉄道もでき人口も増えています。つくば市に、まだ余力のあるうちに市民がまちづくりに参加する仕組みを整えて、いずれ訪れる少子高齢化社会や低経済成長時代に備えておきましょう。条例制定の先行きは不透明ですが、私たちの 20 ヶ月の会議とワークショップに参加いただいた多くの方々のご意見を反映するべく、制定に向けた歩みが続くことを願ってやみません。

田村 俊和 委員

つくば市自治基本条例が本当に必要なのか。なぜ必要なのか。作ることに意味があるのか。そのようなことを考えながらの20ヶ月間でした。大学入学と共につくば市に移り住み、まだつくば市に住んで6年しか経たず、今後またつくば市を離れる自分がこのような大事な条例策定の委員でいいのかとも考えました。それでも大学生生活を通してどんどん好きになっていったつくばの街や人や自然や歴史…そういうものをもっと繋ぎ合わせたい、アピールしたい、良くしていきたい、そう思いながら一つ一つ吟味していきました。

学生以外の人と関わる機会が少ない学生はたくさんいます。自分もそうでした。それでも条例の会議やワークショップを通して色々な人の話から、つくばへの愛着や想い、将来への希望や現状への不満などたくさん伺いました。また地震を経験した結果から人や街が繋がることの大切さを痛感しました。

この条例が全ての問題や課題に対する特効薬となるわけではありませんが、近い将来この条例をきっかけとした様々な動きの中で、つくば市が世界に誇れる街となっていくのではないかと考えています。

つくば市役所職員の皆さん、ファシリテーターの今井さん、自治基本条例のワーキングチーム委員の皆さん、ご迷惑をおかけしました。また、ワークショップに参加して下さったつくば市民の皆様、色々考える機会を作って下さり感謝しております。皆様本当にありがとうございました。

辻本 善信 委員

ワークショップを実施し感じた点としては、

市民が自治体運営に参画していく際、

たしか「手応え」「やりがい」を感じられることが必要です。

条例とともに、制度や体制づくりといった、ソフト・ハード両面の整備をあわせて実現させていく必要があると考えます。

今後の社会動向を考えてみても、市民自治を通して生み出される「地域力」が、つくば市を支えていく底力となります。

オールつくばで力を合わせながら、循環型社会を築いていけるよう、

今後の自治基本条例の策定と施行に大いに期待します。

時沢 秀美 委員

今回、このWTで活動していく中で、今までは、つくばに住んでいるだけ・・・との考えでしたが、自分も一つくば市民である！という意識が強くなった気がします。行政、市民、議会のあり方の連携の大切さを身近に考える機会、ワークショップを通して様々な方との意見交換ができたことは、とても貴重な経験となりました。今後、この提言書を一人でも多くの市民の人に読んでもらい、今まで以上により良い街づくりができればいいなと思います。約2年間、本当にありがとうございました。

根津 久美子 委員

私は、良く理解できてない中、このチームに参加させて頂くことになりました。
会を重ねる毎に、どんどん難しくなってきたという思いです。
自分では様々な活動を通して分かっていることではありますが、その事をしているのに条例となるとすごく難しくなってきたという印象です。

忙しく会議に出られない日が多くなるごとに、皆さまについて行けない自分が居て大変申し訳なく思っています。そんな状況でも、今井さんや事務局の方が導いてくれていたことに感謝します。

この条例が、地域の力、市民の力を生かせるまちづくりができればと思います。

勉強させて頂きありがとうございました。

細井 富美子 委員

最初は右も左も分からず参加したワーキングチーム活動。

勉強不足で反省の連続でしたが、人として生きる上で、最も大切なことを学びました。

ワークショップでは、つくばのパワーを実感し、様々な意見を聞く中で、つくばの将来にとって何が大事なのか？自治基本条例って本当に必要なのか？深く考えさせられました。

しかしながら、議論が進むに従い、市民、議会、行政が目標達成に向けて力を寄せ合うことで、つくばがどんどんいいまちになり、まちづくりへの市民参加が進んでいくのだと痛感しました。その礎として、この自治基本条例が、大きな役割を担い得るものと思いました。

1年8カ月間、皆さんと有意義な時間を過ごせたことを、心から感謝しています。

事務局の皆さん、今井さん、ワーキングチーム委員の皆さん、本当にありがとうございました。

光畑 由佳 委員

商工会からお声がけいただき、自治基本条例とは何なのか知らないままでの参加でした。
皆さんと一緒に自治基本条例とは何なのか考え、勉強させていただいた日々だったように思いますが、だからこそその意見も反映していただいていると思います。出席できない回も多い中、皆様にはたいへんお世話になりました。ありがとうございました。

水谷 浩子 委員

1年半以上この自治基本条例の市民案に関わってきました。

最初は「自治基本条例って何？」「なぜ必要なの？」と疑問ばかり。でも今は「なぜこの条例が今までなかったの？」と思います。

数々の条例があって、その一つ一つはつくば市を良くするために必要ですが、それらの根底に、つくば市は市民がつくっていくものだという基盤が今までなかったということ。この不安定さが、「条例は行政が作って市民はそれに従う」という間違っただ構造を生み出していることに私は今まで気づきもしなかったのです。

ワークショップで中学生が「つくば大好き！」と書いていました。

市民も行政も議会もみんな一緒に、それぞれの特長を生かしてつくばを良くしていくこと。

この自治基本条例にはそんな夢や希望が詰まっています。

だから、今この自治基本条例が一日も早く策定され、私たち市民皆で共有し、手を取り合
ってつくば市をつくっていく原動力になっていければと思います。

この自治基本条例市民案に関われたこと、とても感謝しています。

たくさんの方にご協力いただきました。ありがとうございました。



検索

検索の使い方

内閣府ホーム > 「新しい公共」 > 「新しい公共」の考え方

「新しい公共」の考え方

(所信表明演説・新成長戦略・財政運営戦略などにおける「新しい公共」に関する主な記載)

<第177回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説> (抜粋) (平成23年1月24日)

〔「新しい公共」の推進〕

こうした「最少不幸社会の実現」の担い手として「新しい公共」の推進が欠かせません。苦しいときに支え合うから、喜びも分かち合える。日本社会は、この精神を今日まで培ってきました。そう実感できる活動が最近も広がっています。我々永田町や霞が関の住人こそ、公共の範囲を狭く解釈してきた姿勢を改め、こうした活動を積極的に応援すべきではないでしょうか。そこで来年度、認定NPO法人など「新しい公共」の担い手に寄附した場合、これを税額控除の対象とする画期的な制度を導入します。併せて、対象となる認定NPO法人の要件を大幅に緩和します。

<第176回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説> (抜粋) (平成22年10月1日)

二 経済成長の実現—経済対策と新成長戦略の推進
(成長と雇用による国づくり)

まず最初の課題は、経済成長です。国内消費を取り巻く状況には、厳しいものがあります。需要が不足する中、供給側がいくらコスト削減に努めても、値下げ競争になるばかりで、ますますデフレが進んでしまいます。これでは景気は回復しません。供給者本位から消費者目線に転換することが必要です。消費も投資も力強さを欠く今、経済の歯車を回すのは雇用です。政府が先頭に立って雇用を増やします。医療・介護・子育てサービス、そして環境分野。需要のある仕事はまだあります。これらの分野をターゲットに雇用を増やす。そうすれば、国民全体の雇用不安も、デフレ圧力も軽減されます。消費が刺激され、所得も増えます。その結果、需要が回復し、経済が活性化すれば、さらに雇用が創造されます。失業や不安定な雇用が減り、「新しい公共」の取組なども通じて社会の安定が増せば、誰もが「居場所」と「出番」を実感することができます。こうした成長と雇用に重点を置いた国づくりを、新設した「新成長戦略実現会議」で強力に推進します。

<第174回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説> (抜粋) (平成22年6月11日)

三 閉塞状況の打破—経済・財政・社会保障の一体的建て直し
(「一人ひとりを包摂する社会」の実現)

私は、湯浅さんたちが提唱する「パーソナル・サポート」という考え方に深く共感しています。様々な要因で困窮している方々に対し、専門家であるパーソナル・サポーターが随時相談に応じ、制度や仕組みの「縦割り」を超え、必要な支援を個別的・継続的に提供するものです。役所の窓口を物理的に一か所に集めるワンストップ・サービスは、今後行う必要がありますが、時間や場所などに限界があります。「寄り添い・伴走型支援」であるパーソナル・サポートは、「人によるワンストップ・サービス」としてこの限界を乗り越えることができます。こうした取組により、雇用に加え、障がい者や高齢者などの福祉、人権擁護、さらに年間三万人を超える自殺対策の分野で、様々な関係機関や社会資源を結びつけ、支え合いのネットワークから誰一人として排除されることのない社会、すなわち、「一人ひとりを包摂する社会」の実現を目指します。鳩山前総理が、最も力を入れられた「新しい公共」の取組も、こうした活動の可能性を支援するものです。公共的な活動を行う機能は、従来の行政機関、公務員だけが担う訳ではありません。地域の住民が、教育や子育て、まちづくり、防犯・防災、医療・福祉、消費者保護などに共助の精神で参加する活動を応援します。

<新成長戦略> (抜粋) (平成22年6月18日閣議決定)

【第2章 新たな成長戦略の基本方針—経済・財政・社会保障の一体的建て直し
—「新成長戦略」のマクロ経済目標】

上記のような経済財政運営の下、「新成長戦略」においては、2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長を目指す。特に、景気回復の継続が予想されるフェーズⅠにおいては、実質成長率を3%に近づけるべく取組を行う。物価については、デフレを終わらせ、GDPデフレーターでみて1%程度の適度で安定的な上昇を目指す。失業率については、できるだけ早期に3%台に低下させる。過去10年の低成長等を考慮すれば、これらの目標の達成には困難を伴うと考えられるが、政策努力の目標と位置付け、全力で取り組む。国民の満足度や幸福度は、所得などの経済的要素だけではなく家族や社会との関わり合いなどの要素も大きな影響を持つ。「新しい公共」の考え方の下、全ての国民に「居場所」と「出番」が確保され、市民や企業、NPOなど様々な主体が「公(おおよけ)」に参画する社会を再構築することは重要な課題である。政府は、マクロ経済目標の実現に向け全力を尽くすとともに、官では行うことが困難な、国民の多様なニーズにきめ細かく応えるサービスを無駄のない形で市民、企業、NPO等が提供できる社会の構築に向け、国民各層による取組を支える。

【第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果】

（国民参加と「新しい公共」の支援）

国民すべてが意欲と能力に応じ労働市場やさまざまな社会活動に参加できる社会（「出番」と「居場所」）を実現し、成長力を高めていくことに基本を置く。

このため、国民各層の就業率向上のために政策を総動員し、労働力人口の減少を跳ね返す。すなわち、若者・女性・高齢者・障がい者の就業率向上のための政策目標を設定し、そのために、就労阻害要因となっている制度・慣行の是正、保育サービスなど就労環境の整備等に2年間で集中的に取り組む。

また、官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」を支援する。

【21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト】

「新しい公共」が目指すのは、一人ひとりに居場所と出番があり、人に役立つ幸せを大切にする社会である。そこでは、国民の多様なニーズにきめ細かく応えるサービスを、市民、企業、NPO等がムダのない形で提供することで、活発な経済活動が展開され、その果実が社会や生活に還元される。「新しい公共」を通じて、このような新しい成長を可能にする。政府は、大胆な制度改革や仕組みの見直し等を通じ、これまで官が独占してきた領域を「公(おおやけ)」に開く。このため、「**「新しい公共」円卓会議**」や「**社会的責任に関する円卓会議**」の提議等を踏まえ、市民公益税制の具体的な制度設計やNPO等を支える小規模金融制度の見直し等、国民が支える公共の構築に向けた取組を着実に実施・推進する。また、新しい成長および幸福度について調査研究を推進する。

【第4章 新しい成長と政策実現の確保】

「新成長戦略」は、「強い経済」の実現により、できる限り早期に3%台の失業率を実現し、失業のリスクを減らす。加えて、長期失業や非正規就業で生活上の困難に直面している「孤立化」した人々を、個別的・継続的・制度横断的に支える「パーソナル・サポート」制度を導入する。

また、こうした活動の可能性を支援する「新しい公共」すなわち、従来の行政機関ではなく、地域の住民が、教育や子育て、まちづくり、防犯・防災、医療・福祉、消費者保護などに共助の精神で参加する公共的な活動を、応援する。

世界各国が、世界同時不況を一つの契機に、より公正で持続可能な資本主義と成長の在り方についての本質的な検討を深めている。日本政府としては、幸福度に直結する、経済・環境・社会が相互に高め合う、世界の範となる次世代の社会システムを構築し、それを深め、検証し、発信すべく、各国政府および国際機関と連携して、新しい成長および幸福度（well-being）について調査研究を推進し、関連指標の統計の整備と充実を図る。このことにより、新しい成長、新しい環境政策、新しい公共を、一体的に推進するための基盤を構築する。

新成長戦略 成長戦略実行計画（工程表）

VI 雇用・人材戦略～「新しい公共」を支えあいと活気のある社会の構築～（抜粋）（PDF形式：373KB）

<財政運営戦略>（抜粋）（平成22年6月22日閣議決定）

6.新政権の財政運営戦略－国民の安心と希望のために－（抄）

我が国の財政の効率性を高めていくためには、徹底した無駄の削減と予算の使い途の大胆な見直しは当然行わなければならない。思い切った歳出改革を行い、徹底的に歳出を見直して必要な財源を確保していくことが、まず何よりも必要である。また、「新しい公共」の下、国民のためのサービスを市民、企業、NPO等が提供していくことは、国民の満足度、幸福度を高めることになるとともに、結果として歳出の削減にもつながりうる。

<第174回国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説>（抜粋）（平成22年1月29日）

二 目指すべき日本のあり方

（「新しい公共」によって支えられる日本）

人の幸福や地域の豊かさは、企業による社会的な貢献や政治の力だけで実現できるものではありません。

今、市民やNPOが、教育や子育て、街づくり、介護や福祉など身近な課題を解決するために活躍しています。昨年の所信表明演説でご紹介したチョーク工場の事例が多くの方々の共感呼んだように、人を支えること、人の役に立つことは、それ自体が喜びとなり、生きがいともなります。こうした人々の力を、私たちは「新しい公共」と呼び、この力を支援することによって、自立と共生を基本とする人間らしい社会を築き、地域の絆を再生するとともに、肥大化した「官」をスリムにすることにつなげていきたいと考えます。

一昨日、「新しい公共」円卓会議の初会合を開催しました。この会合を通じて、「新しい公共」の考え方をより多くの方と共有するための対話を深めます。こうした活動を担う組織のあり方や活動を支援するための寄付税制の拡充を含め、これまで「官」が独占してきた領域を「公(おおやけ)」に開き、「新しい公共」の担い手を拡大する社会制度のあり方について、5月を目途に具体的な提議をまとめてまいります。

[このページの先頭へ](#)

[ウェブアクセシビリティ](#)

[サイトマップ](#)



〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
電話番号 03-5253-2111（大代表）

Copyright©2014 Cabinet Office, Government Of Japan. All Rights Reserved.